

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2016年1月1日
(第32期) 至 2016年12月31日

日本たばこ産業株式会社

(E00492)

目次

表紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	11
5. 従業員の状況	13
第2 事業の状況	14
1. 業績等の概要	14
2. 生産、受注及び販売の状況	18
3. 対処すべき課題	19
4. 事業等のリスク	24
5. 経営上の重要な契約等	36
6. 研究開発活動	36
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	37
第3 設備の状況	40
1. 設備投資等の概要	40
2. 主要な設備の状況	40
3. 設備の新設、除却等の計画	42
第4 提出会社の状況	43
1. 株式等の状況	43
(1) 株式の総数等	43
(2) 新株予約権等の状況	44
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	57
(4) ライツプランの内容	57
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	57
(6) 所有者別状況	57
(7) 大株主の状況	58
(8) 議決権の状況	59
(9) ストックオプション制度の内容	60
2. 自己株式の取得等の状況	66
3. 配当政策	67
4. 株価の推移	67
5. 役員の状況	68
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	72
(1) コーポレート・ガバナンスの状況	72
(2) 監査報酬の内容等	82
第5 経理の状況	83
1. 連結財務諸表等	84
(1) 連結財務諸表	84
(2) その他	167
2. 財務諸表等	168
(1) 財務諸表	168
(2) 主な資産及び負債の内容	183
(3) その他	183
第6 提出会社の株式事務の概要	184
第7 提出会社の参考情報	185
1. 提出会社の親会社等の情報	185
2. その他の参考情報	185
第二部 提出会社の保証会社等の情報	186
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年3月24日
【事業年度】	第32期（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小泉 光臣
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 コミュニケーション担当 中野 恵
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 コミュニケーション担当 中野 恵
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準					
	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2014年12月	2015年12月	2016年12月
売上収益 (百万円)	2,033,825	2,120,196	2,399,841	2,019,745	2,252,884	2,143,287
税引前利益 (百万円)	441,355	509,355	636,203	502,526	565,113	578,237
当期利益 (百万円)	328,559	351,448	435,291	368,626	490,242	425,773
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	320,883	343,596	427,987	362,919	485,691	421,695
当期包括利益 (百万円)	192,143	544,407	850,261	244,868	207,708	235,250
資本合計 (百万円)	1,714,626	1,892,431	2,596,091	2,622,503	2,521,524	2,528,041
資産合計 (百万円)	3,667,007	3,852,567	4,616,766	4,704,706	4,558,235	4,744,374
1株当たり親会社の所有者帰属持分 (円)	858.09	993.98	1,378.57	1,395.74	1,369.06	1,371.39
基本的1株当たり当期利益 (円)	168.50	181.07	235.48	199.67	270.54	235.47
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	168.44	180.98	235.35	199.56	270.37	235.33
親会社所有者帰属持分比率 (%)	44.56	46.89	54.27	53.92	53.78	51.77
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	20.31	19.97	19.85	14.39	19.47	17.19
株価収益率 (倍)	13.83	16.57	13.76	16.67	16.53	16.32
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	551,573	466,608	396,496	543,696	468,432	376,549
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△103,805	△147,928	△163,473	△49,110	△63,271	△687,509
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△279,064	△569,473	△145,189	△388,859	△254,852	91,318
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	404,740	142,713	253,219	385,820	526,765	294,157
従業員数 (人)	48,529	49,507	51,563	51,341	44,485	44,667
[外、平均臨時雇用者数]	[10,702]	[9,313]	[9,130]	[8,700]	[7,858]	[7,904]

- (注) 1. 第27期より国際会計基準（以下「IFRS」という）に基づいて連結財務諸表を作成しております。
2. 百万円未満を四捨五入して記載しております。
3. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。
4. 当社は、2012年7月1日を効力発生日として1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますので、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり親会社の所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。
5. 当社グループは、第29期より、会計方針の一部を変更し、第28期の関連する主要な経営指標等について、遡及修正を行っております。
6. 当社グループは、第30期より、会計方針の一部を変更し、第29期の関連する主要な経営指標等について、遡及修正を行っております。
7. 第30期において、当社は、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。また、決算期が12月31日以外の連結子会社についても、同様の変更を行いました。したがって、第30期の当社及び海外たばこ事業セグメント以外に属する主な連結子会社は2014年4月1日から2014年12月31日までの9ヶ月決算、海外たばこ事業セグメントに属する連結子会社は2014年1月1日から2014年12月31日までの12ヶ月決算となります。
8. 当社グループは、第31期より、飲料事業を非継続事業に分類し、第30期を組み替えて表示しております。したがって、第30期及び第31期の売上収益及び税引前利益は、継続事業の金額を表示しております。

回次	日本基準	
	第27期	
決算年月	2012年3月	
売上高	(百万円)	2,547,060
経常利益	(百万円)	362,728
税金等調整前当期純利益	(百万円)	345,028
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	227,399
包括利益	(百万円)	117,047
純資産額	(百万円)	1,610,535
総資産額	(百万円)	3,472,612
1株当たり純資産額	(円)	160,570.98
1株当たり当期純利益金額	(円)	23,882.77
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	23,873.42
自己資本比率	(%)	44.03
自己資本利益率	(%)	15.04
株価収益率	(倍)	19.51
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	551,617
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△104,530
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△278,383
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	404,740
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(人)	48,529 [10,702]

- (注) 1. 第27期の諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
2. 当社グループの海外たばこ事業に区分される海外子会社については、第27期第1四半期よりIFRSを適用しております。したがって、第27期の上記数値は、IFRSを適用した海外たばこ事業分を含む、日本基準に基づく連結決算数値となっております。
3. 百万円未満を四捨五入して記載しております。
4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
5. 日本基準において、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等が適用されたことに伴い、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2014年12月	2015年12月	2016年12月
売上高 (百万円)	734,902	781,067	809,967	572,323	732,483	729,286
経常利益 (百万円)	198,071	210,568	230,900	159,746	371,989	203,242
当期純利益 (百万円)	142,726	149,773	168,779	108,656	345,009	173,607
資本金 (百万円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (千株)	10,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
純資産額 (百万円)	1,924,739	1,714,529	1,734,379	1,649,151	1,713,068	1,663,675
総資産額 (百万円)	3,016,651	2,784,914	2,732,637	2,729,270	2,756,785	2,849,913
1株当たり純資産額 (円)	1,010.20	942.65	953.45	906.45	955.56	927.93
1株当たり配当額 (円)	10,000	68	96	100	118	130
(うち、1株当たり中間配当額) (円)	(4,000)	(30)	(46)	(50)	(54)	(64)
1株当たり当期純利益金額 (円)	74.95	78.93	92.86	59.78	192.18	96.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	74.92	78.89	92.81	59.75	192.06	96.88
自己資本比率 (%)	63.8	61.5	63.4	60.4	62.1	58.3
自己資本利益率 (%)	7.56	8.24	9.80	6.43	20.54	10.29
株価収益率 (倍)	31.09	38.01	34.89	55.67	23.26	39.65
配当性向 (%)	66.7	82.5	103.4	167.3	61.4	134.1
従業員数 (人)	8,936	8,925	8,774	8,915	7,549	7,298
[外、平均臨時雇用者数]	[1,393]	[1,390]	[1,377]	[1,272]	[1,125]	[1,117]

- (注) 1. 提出会社の財務諸表は日本基準に基づいて作成しております。
2. 百万円未満を四捨五入して記載しております。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 当社は、2012年7月1日を効力発生日として1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますので、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しておりますが、発行済株式総数及び1株当たり配当額については、当該株式分割の影響は考慮しておりません。
5. 第30期において、当社は、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。したがって、第30期は2014年4月1日から2014年12月31日までの9ヶ月決算となっております。

2 【沿革】

(1) 株式会社移行の経緯

当社の前身となる日本専売公社（以下「公社」という）は、「国の専売事業の健全にして能率的な実施に当たることを目的」として、1949年6月1日に設立され、たばこ専売制度等の実施主体として、たばこの安定的提供と財政収入の確保に貢献する等の役割を果たしてまいりました。

しかし、1970年代に入り、成年人口の伸び率の鈍化、喫煙と健康問題の高まり等のため、需要の伸びが鈍化し、販売数量はほぼ横這いで推移するに至り、このような傾向は更に続くものと予想され、需要の構造的変化としてとらえざるを得ない状況と考えられました。また、外国たばこ企業に対する実質的な市場開放が進展し、国内市場における内外製品間の競争が展開される中で、たばこ専売制度の枠内では対応困難な諸外国からの市場開放要請の強まり、更に、国内における公社制度に対する改革動向の中で、1981年3月臨時行政調査会が発足し、同調査会の第3次答申（1982年7月30日）において、専売制度、公社制度に対する抜本的な改革が提言されました。

これを受けて政府は、制度全体の見直しを進め、

- ・たばこの輸入自由化を図るためたばこ専売法を廃止するとともに、新たにたばこ事業に関し所要の調整を図るためのたばこ事業法の制定
- ・たばこの輸入自由化の下、国内市場において外国たばこ企業と対等に競争していく必要があることから、日本専売公社法を廃止するとともに、公社を合理的企業経営が最大限可能な株式会社に改組し、必要最小限の公的規制を規定する日本たばこ産業株式会社法の制定

を中心とするいわゆる専売改革関連法として法案化し、これら法律案は、第101回国会において、1984年8月3日成立し、同年8月10日に公布されました。

(2) 当社設立後の状況

当社は、日本たばこ産業株式会社法（昭和59年8月10日法律第69号）（以下「JT法」という）に基づき、1985年4月1日に公社財産の全額出資により設立されました。当社は設立に際し、公社の一切の権利義務を承継しました。

当社設立後の主な変遷は次のとおりです。

年月	変遷の内容
1985年4月	日本たばこ産業株式会社設立
1985年4月	新規事業の積極的展開を図るため事業開発本部を設置 その後、1990年7月までの間に各事業の推進体制強化のため、同本部を改組し、医薬、食品等の事業部を設置
1986年3月	たばこ製造の近代化、効率化のため福岡・鳥栖両工場を廃止し、北九州工場を設置 その後、1996年6月までの間にたばこ製造体制の合理化のため9たばこ工場を廃止
1988年10月	コミュニケーション・ネーム「JT」を導入
1991年7月	新本社ビル建設のため、本社を東京都港区から東京都品川区に移転
1993年9月	医薬事業研究開発体制の充実・強化を図るため、医薬総合研究所を設置
1994年10月	政府保有株式の第一次売出し（394,276株） 東京、大阪、名古屋の各証券取引所市場第一部に株式を上場
1994年11月	京都、広島、福岡、新潟、札幌の各証券取引所に株式を上場
1995年5月	本社を東京都品川区から東京都港区に移転
1996年6月	政府保有株式の第二次売出し（272,390株）
1997年4月	塩専売制度廃止に伴い、当社の塩専売事業が終了 たばこ共済年金を厚生年金に統合
1998年4月	㈱ユニマットコーポレーションと清涼飲料事業での業務提携に関する契約を締結 その後、同社の発行済株式の過半数を取得
1998年12月	鳥居薬品㈱の発行済株式の過半数を、公開買付により取得
1999年5月	米国のRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を取得
1999年7月	旭フーズ㈱など子会社8社を含む旭化成工業㈱の食品事業を取得
1999年10月	鳥居薬品㈱との業務提携により、医療用医薬品事業における研究開発機能を当社に集中し、プロモーション機能を鳥居薬品㈱に統合
2003年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、仙台・名古屋・橋本工場を閉鎖
2004年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、広島・府中・松山・那覇工場を閉鎖
2004年6月	政府保有株式の第三次売出し（289,334株）
2005年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、上田・函館・高崎・高松・徳島・白杵・鹿児島・都城工場を閉鎖
2006年4月	マールポロ製品の日本国内における製造及び販売、商標を独占的に使用するライセンス契約の終了
2007年4月	英国法上の買収手続きであるスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、英国の Gallaher Group Plc の発行済株式を取得
2008年1月	㈱加ト吉株式を公開買付により取得
2009年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、金沢工場を閉鎖
2010年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、盛岡・米子工場を閉鎖
2011年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、小田原工場を閉鎖
2012年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、防府工場を閉鎖
2013年2月	日本国内でMILD SEVENのブランドをMEVIUSへ刷新
2013年3月	政府保有株式の第四次売出し（253,261,800株）
2015年3月	国内たばこ事業の更なる競争力強化のため、郡山・浜松・岡山印刷工場を閉鎖
2015年7月	㈱ジャパンビバレッジホールディングス及びジェイティエースター㈱等の当社保有株式並びにJT飲料ブランド「Roots」「桃の天然水」を譲渡 その後、2015年9月にJT飲料製品の製造販売事業から撤退、2015年12月に飲料事業部を廃止
2016年3月	国内たばこ事業の更なる競争力強化のため、平塚工場を閉鎖

(注) 2006年4月1日をもって1株につき5株の割合で、また、2012年7月1日をもって1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

3 【事業の内容】

当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続けること」を目指す企業像（ビジョン）として定めており、また、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼されるJTならではのブランドを生み出し、育て、高め続けていくこと」が、当社グループの使命であると考えております。

加えて、当社グループ社員の一人ひとりが徹底すべき行動規範・価値観として「JTグループWAY」を掲げており、「お客様を第一に考え、誠実に行動すること」「あらゆる品質にこだわり、進化し続けること」「JTグループの多様な力を結集すること」という3つのステートメントによって、表現しております。

当社と、連結子会社202社、持分法適用会社12社から構成される当社グループは国内及び海外たばこ事業、医薬事業並びに加工食品事業を展開しているグローバル企業であり、その主な事業内容及び各関係会社等の当該事業に係る位置づけは次のとおりです。

なお、次の4区分は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 6. 事業セグメント (1) 報告セグメントの概要」に掲げる報告セグメントの区分と同一です。

〔国内たばこ事業〕

当該事業につきましては、たばこ製品の製造、販売等を行っております。当社が製造、販売を行い、TSネットワーク㈱が当社製品の配送及び外国たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等の流通業務を行っております。また、日本フィルター工業㈱等が材料品の製造を行っております。なお、ナチュラル・アメリカン・スピリット製品に係る一部業務については、㈱トゥールスピリットタバコカンパニーが行っております。

（主な関係会社）

TSネットワーク㈱、ジェイティ物流㈱、日本フィルター工業㈱、富士フレーバー㈱、ジェイティエンジニアリング㈱、㈱トゥールスピリットタバコカンパニー
その他連結子会社6社、持分法適用会社2社

〔海外たばこ事業〕

当該事業につきましては、JT International S.A. を中核として、たばこ製品の製造、販売等を行っております。

（主な関係会社）

JT International S.A.、LLC JTI Russia、Gallaher Ltd.、LLC Petro、JT International Germany GmbH、JTI Polska Sp. z o. o.、JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S.
その他連結子会社143社、持分法適用会社5社

〔医薬事業〕

当該事業につきましては、医療用医薬品の研究開発、製造、販売を行っております。主に当社が研究開発を行い、鳥居薬品㈱が製造、販売・プロモーション業務（当社製品を含む）を行っております。

（主な関係会社）

鳥居薬品㈱、Akros Pharma Inc.

〔加工食品事業〕

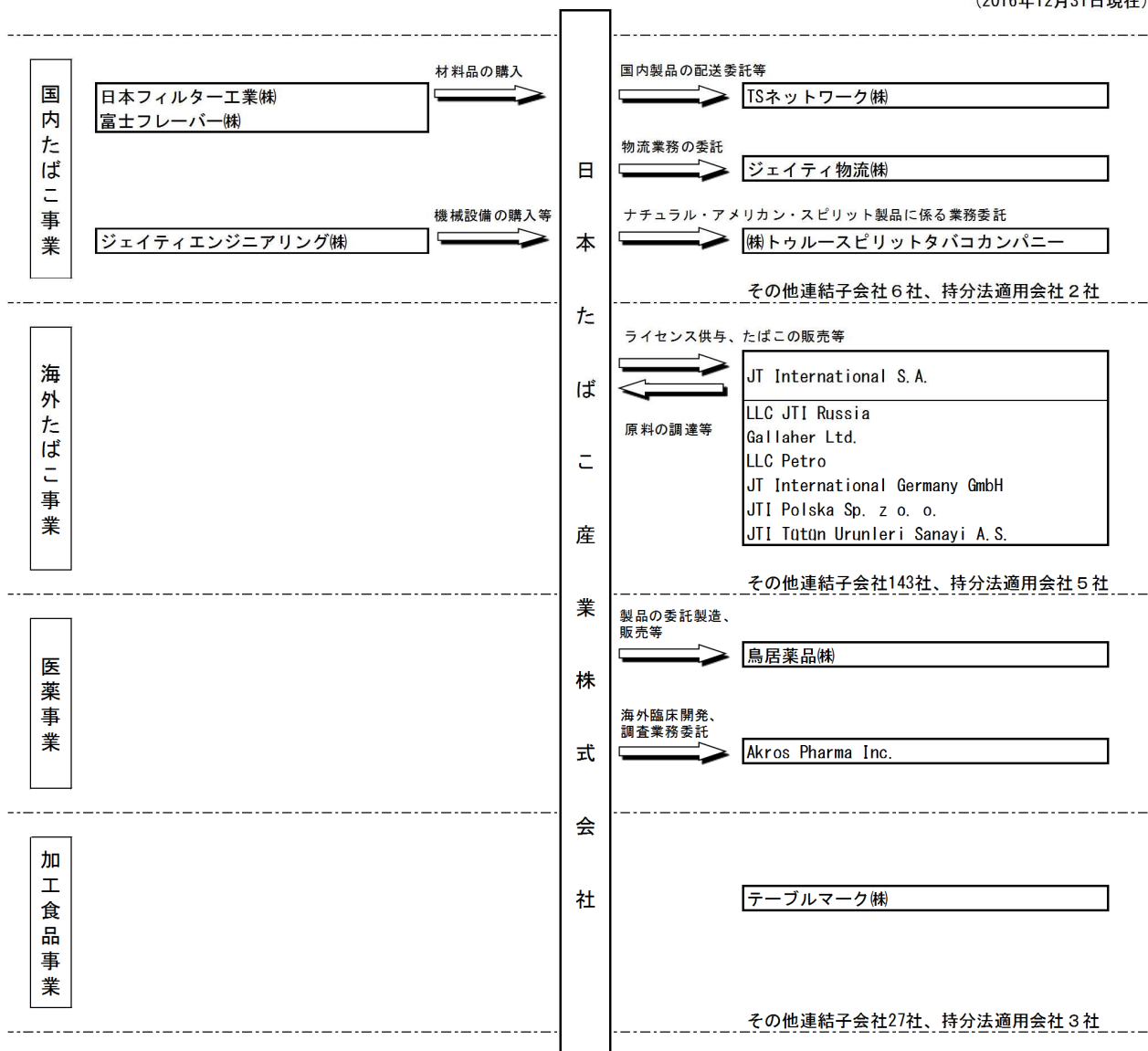
当該事業につきましては、冷凍・常温加工食品、ベーカリー、調味料等の製造、販売をテーブルマーク㈱等が行っております。

（主な関係会社）

テーブルマーク㈱
その他連結子会社27社、持分法適用会社3社

上記の報告セグメントの他に、不動産賃貸等に係る事業等を営んでおります。なお、報告セグメントに属さない関係会社として、連結子会社10社、持分法適用会社2社があります。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりです。



※上記の報告セグメントの他に、不動産賃貸等に係る事業等を営んでおります。

なお、報告セグメントに属さない関係会社として、連結子会社10社、持分法適用会社2社があります。

また、各事業における研究開発、調達、製造、販売等の分野ごとの概要は以下のとおりです。

〔たばこ事業〕

当社グループのたばこ事業（当社グループのたばこ事業は、国内と海外に分けて事業管理を行っており、報告セグメントにおいては「国内たばこ事業」と「海外たばこ事業」を区分しております）は、販売数量で世界第3位（中国国家煙草総会社を除く）を誇り、70以上の国と地域で事業を展開、また120以上の国と地域で製品を販売しております。当社グループは世界における販売数量シェア上位10ブランドのうち3ブランドを製造・販売しております。

＜研究開発＞

研究開発力を長期に亘る競争力の源泉とすべく、特に葉たばこの育種、原材料及びその加工、たばこの香嗅味、製造技術並びに新規製品カテゴリー創出技術の分野に注力し、製品価値の向上とコストの低減を目指しております。基礎研究及び応用研究開発領域については、日本国内の研究所がグローバル機能を有しており、製品開発領域については、各国・各地域の異なるニーズ・嗜好に対応すべく、ローカルベースでの開発も行っております。

＜原料葉たばこの調達＞

たばこの原料である葉たばこは、農作物であるため、その調達状況は天候に左右され、また、近年、エネルギー資源や他の作物の価格高騰等により、葉たばこ供給の不安定化や価格の高止まり傾向が見られます。このような状況下において、当社グループは買収による垂直統合及びサプライヤーとの連携強化により、原料の安定的な調達と調達コストの低減を目指しております。

・外国産葉たばこの調達

当社グループは、主要葉たばこ産地（米国、ブラジル、マラウイ等）における自社調達基盤の活用、及び主に大手3社の国際葉たばこサプライヤーからの購買により、外国産葉たばこを調達しております。

自社調達基盤は、2009年にブラジル及びアフリカにおける葉たばこサプライヤーの買収、並びに米国におけるジョイントベンチャー設立によって獲得したものです。自社調達基盤の獲得以降、原料調達の安定化、葉たばこ耕作段階からの関与を深めることによる品質管理の強化、葉たばこ調達に精通した優秀な人財の育成による葉たばこ調達部門の強化に取り組んでおります。

・国内産葉たばこの調達

国内産葉たばこの調達については、たばこ事業法等により、当社が国内の葉たばこ耕作農家と毎年売買契約を締結し、たばこ製造に適した葉たばこを全量購買することが定められております。また、翌年の耕作面積及び買入価格については、「葉たばこ審議会^(注)」の答申を尊重し決定しております。

（注）当社の代表者の諮問に応じ、原料用国内産葉たばこの生産及び買入れに関する重要事項につき調査審議するための審議会です。委員は11人以内で、耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けて当社の代表者が委嘱します。

＜製造＞

お客様に信頼される高品質なたばこづくりを目指し、グローバルな製造体制を構築しております。日本国内では4つのたばこ製造工場及び1つのその他たばこ関連工場が、日本を除く27か国では30のたばこ製造工場（その他たばこ関連工場含む）が稼動しております。また、当社グループブランドの製造委託及び2社間でのクロスライセンスによる製造も一部行っております。

＜マーケティング＞

ブランド・ロイヤリティを高めるために、様々な規制を遵守しつつ、積極的かつ効果的なマーケティング活動を展開しております。

グローバルには、グローバル・フラッグシップ・ブランド（以下「GFB」という）^(注)を中心に、一部のローカルブランドによる補完を行いながらマーケティング活動を行っております。

（注）当社グループのブランドポートフォリオの中核を担う「ウィンストン」「キャメル」「メビウス」「LD」「ベンソン・アンド・ヘッジス」「グラマー」「ソプラニー」「シルクカット」「ナチュラル・アメリカン・スピリット」の9ブランドをGFB（グローバル・フラッグシップ・ブランド）としております。

<小売価格>

たばこの小売価格設定にあたっては、ブランドのポジショニング、製品価値との見合い、競合製品の価格、利益確保といった観点に加え、定価制や課税方式（従量税・従価税）など国ごとに異なる特有の制度面からも検討を行います。小売価格変更の契機として最も代表的なものは増税です。近年、国内外問わず財政及び公衆衛生の観点からたばこ税の増税が行われております。

<販売（流通）>

お客様に当社グループの商品を確実にお届けするために、当社グループは各市場の法的制約、慣行等に合わせ、自社流通や現地代理店及び流通業者の利用等、最適な流通販売ルートの確保を行っております。

また、販売チャネルに関しても、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、スーパーマーケットといったチェーン企業をはじめ、個人商店、自動販売機等があり、その販売構成比は国ごとに異なります。当社グループは、販売チャネル状況、お客様動向及び競合動向を加味した営業体制を構築しております。

[医薬事業]

当社グループは、1987年より医薬事業に進出し、「国際的に通用する特色ある研究開発主導型事業の構築」「オリジナル新薬の開発を通じての存在感の確保」をミッションとし、現在は医療用医薬品の研究開発、製造、販売を行っております。

1998年12月には鳥居薬品㈱（以下「鳥居薬品」という）の発行済株式総数の過半数を取得し、その後、製造及び販売・プロモーション機能を鳥居薬品に、研究開発機能を当社に統合しました。

また、2000年4月には、米国ニュージャージー州にあるグループ会社、Akros Pharma Inc.に臨床開発機能を追加し、海外での臨床開発拠点を設立しました。

当社グループは、安定的な利益貢献に向け、各製品の価値最大化、研究開発パイプラインの強化並びに、戦略的な導出入機会の探索及び提携先との連携強化に取り組んでおります。

<研究開発>

・全般

研究開発は医薬事業の基盤であり、医薬事業の長期的成長と収益性にとって重要なものです。研究開発活動は主に「糖・脂質代謝」「ウイルス」「免疫・炎症」の領域にフォーカスしており、当年度は307億円を投資しました。

・研究開発プロセス

「探索研究、創薬研究、前臨床試験」を医薬総合研究所が、その後の「臨床試験、承認申請・承認取得」を臨床開発部門等と米国Akros Pharma Inc.が、それぞれ担っております。また、開発途中段階にて海外における開発権及び商業化権を導出した化合物については、導出先企業が以後のプロセスを担います。

<製造>

当社グループ製品の製造に関しては、鳥居薬品が担う他、医薬品製造受託会社にも委託しております。

<販売及びプロモーション>

・海外における販売及びプロモーション

現在、海外において自社の販売組織を保有しておらず、化合物毎に、開発途中段階で海外における開発及び商業化権を他社に導出し、導出先から販売実績に応じたロイヤリティを受領することとしております。

・日本における販売及びプロモーション

日本国内での当社グループ製品の医薬品卸売業者への販売及び医療施設へのプロモーションについては、主に鳥居薬品によって行われております。なお、プロモーションについては、同社の全国14か所の営業支店に在籍する511名の医薬情報担当者（MR）によって行われております。

主要製品としては、「レミッチカプセル（血液透析患者における経口そう痒症改善剤）」「ツルバダ配合錠（抗HIV薬）」があります。

〔加工食品事業〕

当社グループは、1998年より加工食品事業に参入し、それ以来、自律的な成長に加えて、M&Aや資本提携等によって事業を拡大させてきました。

2008年には日本の大手冷凍食品メーカーであった㈱加ト吉の株式を公開買付により取得してグループ会社とし、同年に当社グループの加工食品事業を㈱加ト吉に移管し、事業統合を実施するとともに、2010年に㈱加ト吉はテーブルマーク㈱と名称を変更する等、統合シナジーの追求・一体感の更なる醸成を図りました。現在、純粋持株会社であるテーブルマークホールディングス㈱及び事業会社であるテーブルマーク㈱並びにグループ各社（以下「テーブルマーク」という）が事業を担っております。

テーブルマークは、日本を中心に、冷凍麺、冷凍米飯、パックご飯、焼成冷凍パンといったステープル（主食）商品を中心とした冷凍・常温加工食品、首都圏を中心に店舗を展開するベーカリー並びに酵母エキス調味料、昆布・カツオなどの抽出エキス調味料、組立型調味料、オイスターソース等の調味料を主力とし、事業を展開しております。加工食品事業での主要な製品には、冷凍麺の「冷凍さぬきうどん」や、パックご飯「たきたてご飯」、酵母エキス調味料「バーテックス」等があります。

<研究開発>

研究開発では、消費者のニーズや嗜好にあった革新的な製品の開発に注力しており、多様化するお客様ニーズに対応するため、テーブルマークが保有する独自技術を活かした、付加価値ある製品の開発に取り組んでおります。

具体的には、テーブルマーク独自の発酵・製パン・冷凍技術を活かして、焼きたての味、食感を維持・再現した、家庭で手軽に焼きたての味が楽しめる焼成冷凍パンを開発しました。また、冷凍麺ではうどんの新製法「丹念仕込み『綾・熟成法』」を開発し、これにより、うどんの高品位・高付加価値化を実現することが可能となりました。

<調達>

安全な食品づくりは、安全で高品質な原料の調達から始まります。当社グループでは、原料の選定にあたり、サプライヤーから提出される品質規格保証書の内容確認だけでなく、主要な原料については、残留農薬などのモニタリング検査や原料工場の定期的な監査を食品衛生法等関連法規の適法性のもとより、当社グループ独自で定めている基準により実施しております。

更に、海外から調達する原材料において、原料農場の土壌や水質の検査、栽培状況の確認、農薬の管理状態のチェック、飼育場や養殖場の点検など、原材料の生産現場から安全性を確認する体制を構築しております。

<製造>

当社グループでは、日本で23の工場、海外で8つの工場を運営しており、また、国内外の委託工場に当社グループの加工食品の製造を外部委託しております。国内外31か所の自社グループ工場と生産委託を行っている全ての冷凍食品工場においては、ISO22000又はFSSC22000を取得しております。ISO22000及びFSSC22000では、HACCPの考え方による科学的な裏付けをもった衛生管理や重要管理点をコントロールするためのルールを定め、その管理手法に基づいた継続的な改善を行います。FSSC22000については、19か所の自社グループ工場に既に取得しており、その他のグループ工場に関しても事業環境を勘案しながら、順次取得に向け準備を進めております。

<マーケティング>

お客様視点での市場分析とテーブルマークが保有する技術を組み合わせることにより、新たな付加価値を持った商品提案を行い、市場の拡大を目指しております。また、効果的な販売促進施策によるお客様の商品認知度の向上に努めております。

<販売及び流通>

収益力強化に向けて、営業部門組織体制の最適化に取り組むとともに、量販、コンビニエンスストア等への積極的なアプローチによる取扱い品目の拡大や優れた陳列場所の確保に取り組んでおります。

<食の安全>

お客様に安全な商品を、安心して召し上がっていただくために、食の安全を一元的に管理する独立した組織として、テーブルマークホールディングス㈱に「食の安全管理担当」を設置しております。テーブルマークでは、東京及び中国（青島）に品質管理センターを設置しており、商品の企画・開発段階からの使用原材料の検査・監査を実施するとともに、工場での生産時・出荷前の検査並びに商品づくり全体の安全管理を行っております。また、「食の安全に関するアドバイザー」である外部専門家の方々より、評価・助言をいただき、多様な知見・視点を積極的に取り入れ、事業活動に反映しております。これらの取組みは、上記<調達>及び<製造>に記載した内容を含め、ウェブサイトなどで積極的に公開しております。

4 【関係会社の状況】

(2016年12月31日現在)

名称	住所	資本金 (百万円)	事業 内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員	当社 従業員			
(連結子会社) 202社									
TSネットワーク(株)	東京都 台東区	460	国内 たばこ	74.5	—	有	—	製造たばこの配 送業務等の委託	有
ジェイティ物流(株)	東京都 中央区	207	国内 たばこ	100.0	—	有	—	製造たばこ、原 材料の運送委託	有
日本フィルター工業(株) ※1	東京都 墨田区	461	国内 たばこ	88.6	—	有	—	製造たばこ用フ ィルターの購入	有
富士フレーバー(株)	東京都 羽村市	196	国内 たばこ	100.0	—	有	—	製造たばこ用香 料の購入	—
ジェイティエンジニアリ ング(株) ※1	東京都 墨田区	200	国内 たばこ	100.0	—	有	—	機械設備の購入 等	有
(株)トゥールスピリットタ バコカンパニー	東京都 港区	45	国内 たばこ	100.0	—	有	—	ナチュラル・ア メリカン・スピ リット製品に係 る業務委託	—
JT International Group Holding B.V. ※1	オランダ	千USD 1,800,372	海外 たばこ	100.0	有	有	—	—	—
JT International Holding B.V. ※1	オランダ	千USD 1,800,372	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	有	—	—	—
JT International S.A. ※1※2	スイス	千CHF 1,215,425	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	ライセンス供 与、製造たばこ の販売等	—
LLC JTI Russia	ロシア	千RUB 108,700	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Gallaher Ltd. ※1	イギリス	千GBP 172,495	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
LLC Petro	ロシア	千RUB 328,439	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
JT International Germany GmbH	ドイツ	千EUR 37,394	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
JTI Polska Sp. z o. o.	ポーランド	千PLN 200,000	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
JTI Tütün Urunleri Sanayi A. S.	トルコ	千TRY 148,825	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
鳥居薬品(株) ※3	東京都 中央区	5,190	医薬	55.0	—	—	—	製品の製造委 託、販売等	有
Akros Pharma Inc.	アメリカ	千USD 1	医薬	100.0 (100.0)	—	有	—	海外臨床開発・ 調査業務委託	—
テーブルマークホールデ ィングス(株) ※1	東京都 中央区	47,503	加工 食品	100.0	—	有	有	—	—
テーブルマーク(株) ※1	東京都 中央区	22,500	加工 食品	100.0 (100.0)	—	有	—	—	有
その他183社 ※1									
(持分法適用会社) 12社									
Megapolis Distribution B.V.	オランダ	EUR 15	海外 たばこ	20.0 (20.0)	—	—	—	—	—
その他11社									

- (注) 1. 「事業内容」には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 「議決権に対する所有割合」の()内は、間接所有割合を表示(内書)しております。
 3. 「役員の兼任等」には、当社との兼任及び当社からの出向を含んでおります。
 4. ※1：特定子会社に該当しております。なお、その他に含まれる会社のうち特定子会社に該当する会社は次のとおりです。

JTI-Macdonald Corp.、JT Canada LLC Inc.、JT International (Philippines) Inc.、Japan Tobacco International Manufacturing Co., Ltd.、JTI (UK) Management Ltd.、Gallaher Group Ltd.、Benson & Hedges Ltd.、Gallaher Overseas (Holdings) Ltd.、Austria Tabak GmbH

5. ※2：売上収益(連結会社相互間の内部売上収益を除く)が、当社グループの連結売上収益に占める割合が10%を超えております。該当する会社の主要な損益情報等は次のとおりです。

名称	主要な損益情報等(百万円)				
	売上収益	税引前利益	当期利益	資本合計	資産合計
JT International S.A.	708,351	102,840	95,600	285,711	781,259

6. ※3：有価証券報告書を提出しております。
 7. 連結子会社である(株)グリーンフーズは債務超過会社であり、債務超過額は11,830百万円です。なお、(株)グリーンフーズは2012年12月をもって事業を停止しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2016年12月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (人)
国内たばこ事業	9,486 [3,467]
海外たばこ事業	26,558 [2,160]
医薬事業	1,850 [173]
加工食品事業	5,683 [2,012]
提出会社の全社共通業務等	1,090 [92]
合計	44,667 [7,904]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外書で記載しております。
2. 提出会社の全社共通業務等は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数です。

(2) 提出会社の状況

(2016年12月31日現在)

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
7,298 [1,117]	42.0	18.6	8,991,126

セグメントごとの従業員数は以下のとおりです。

セグメントの名称	従業員数 (人)
国内たばこ事業	5,806 [1,106]
医薬事業	746 [8]
提出会社の全社共通業務等	746 [3]
合計	7,298 [1,117]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外書で記載しております。
2. 提出会社の全社共通業務等は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数です。
3. 従業員数は契約社員 (49人)、退職者 (91人)、当社への出向者 (70人) を含み、当社からの出向者 (737人) は含んでおりません。
4. 平均勤続年数には、日本専売公社における勤続年数を含んでおります。
5. 平均年間給与 (税込) は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労使関係は安定しており特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(非GAAP指標について)

当社グループは、当社が適用する会計基準であるIFRSにおいて定義されていない指標を追加的に開示しております。これらの指標は、当社グループが中長期的に持続的な成長を目指す上で、各事業運営の業績を把握するために経営管理にも利用している指標であり、財務諸表の利用者が当社グループの業績を評価する上でも、有用な情報であると考えております。

自社たばこ製品売上収益

たばこ事業においては、自社たばこ製品に係る売上収益を、売上収益の内訳として追加的に開示しております。具体的には、国内たばこ事業においては、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場における売上収益並びにEmerging Productsに係る売上収益が含まれていますが、輸入たばこ配送手数料等に係る売上収益は含まれておりません。また、海外たばこ事業においては、水たばこ製品及びEmerging Productsに係る売上収益が含まれていますが、物流事業及び製造受託等に係る売上収益は含まれておりません。

調整後営業利益

営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除いた調整後営業利益を開示しております。調整項目（収益及び費用）はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。

なお、為替一定ベースの調整後営業利益の成長率も追加的に開示しております。これは、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートをを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた指標です。

(Emerging Productsについて)

たばこ事業においては、既存のたばこ製品に加え、イノベーティブな新規製品カテゴリでの価値創造を目指すべく、E-Vapor（電子たばこ）製品及びT-Vapor（たばこペーパー）製品等のEmerging Productsにも取り組んでおります。

E-Vapor製品は、たばこ葉を使用せず、装置内もしくは専用カートリッジ内のリキッド（液体）を電気加熱させ、発生するペーパー（蒸気）を愉しむ製品です。

一方、T-Vapor製品は、たばこ葉を使用し、たばこ葉を燃焼させずに、加熱等によって発生するたばこペーパー（たばこ葉由来の成分を含む蒸気）を愉しむ製品です。

(1) 業績

当社グループは、前年度において、飲料事業を非継続事業に分類しております。これにより、2015年12月期における非継続事業からの利益又は損失は、「非継続事業からの当期利益（親会社所有者帰属）」として、継続事業と区分して表示しております。

<売上収益>

売上収益は、医薬事業及び国内たばこ事業における増収があったものの、海外たばこ事業において不利な為替影響を大きく受けたことにより、前年度比1,096億円減収の2兆1,433億円（前年度比4.9%減）となりました。

（単位：億円）

	2015年12月期	2016年12月期	増減	
売上収益	22,529	21,433	△1,096	△4.9%
国内たばこ事業	6,773	6,842	69	1.0%
内、自社たばこ製品	6,422	6,497	75	1.2%
海外たばこ事業	13,172	11,992	△1,180	△9.0%
内、自社たばこ製品	12,525	11,388	△1,137	△9.1%
医薬事業	756	872	116	15.4%
加工食品事業	1,658	1,641	△18	△1.1%

※ 連結外部に対する収益を表示しております。

※ 売上収益には、上記のセグメントに係る売上収益の他、不動産賃貸等に係る売上収益があります。

<調整後営業利益、営業利益及び当期利益（親会社所有者帰属）>

為替一定ベースの調整後営業利益は前年度比11.3%増となったものの、海外たばこ事業において不利な為替影響を大きく受けたことにより、調整後営業利益は、前年度比399億円減益の5,868億円（前年度比6.4%減）となりました。

営業利益は、不動産売却益の計上等により、前年度比281億円増益の5,933億円（前年度比5.0%増）となりました。

継続事業からの親会社の所有者に帰属する当期利益は、営業利益の増益等により、前年度比232億円増益の4,217億円（前年度比5.8%増）となりました。なお、親会社の所有者に帰属する当期利益は、前年度比640億円減益の4,217億円（前年度比13.2%減）となりましたが、これは、前年度に飲料自販機オペレーター事業子会社株式等の譲渡益が含まれていること等によるものです。

（単位：億円）

	2015年12月期	2016年12月期	増減	
調整後営業利益	6,267	5,868	△399	△6.4%
国内たばこ事業	2,541	2,602	62	2.4%
海外たばこ事業	3,944	3,362	△582	△14.7%
医薬事業	△23	97	120	-
加工食品事業	27	50	23	83.2%
営業利益	5,652	5,933	281	5.0%
継続事業からの当期利益 （親会社所有者帰属）	3,985	4,217	232	5.8%
非継続事業からの当期利益 （親会社所有者帰属）	872	-	-	-
当期利益 （親会社所有者帰属）	4,857	4,217	△640	△13.2%

※ 営業利益・調整後営業利益には、不動産賃貸に係る事業活動等及び報告セグメントに帰属しない企業広報経費や本社コーポレート部門運営費等の本社経費を含みます。

各セグメントの業績は、次のとおりです。

〔国内たばこ事業〕

当年度における販売数量^(注1)は、T-Vapor（たばこペーパー）市場の拡大及び趨勢減等による紙巻総需要^(注2)の減少、並びにメビウスを始めとする一部銘柄の定価改定による影響等があったものの、ナチュラル・アメリカン・スピリットの買収効果等が一部相殺し、前年度比2.8%減となりました。シェアについては、同買収効果等により、61.1%となりました（前年度シェア59.9%）。

（単位：億本）

国内たばこ事業	2015年12月期	2016年12月期	増減	
販売数量	1,092	1,062	△31	△2.8%

自社たばこ製品売上収益については、販売数量の減少があったものの、ナチュラル・アメリカン・スピリットの買収効果及びメビウスを始めとする一部銘柄の定価改定による効果等により、前年度比1.2%増となりました。

調整後営業利益については、自社たばこ製品売上収益の増加及び競争力強化施策の効果等により、前年度比2.4%増となりました。

（単位：億円）

国内たばこ事業	2015年12月期	2016年12月期	増減	
売上収益	6,773	6,842	69	1.0%
内、自社たばこ製品	6,422	6,497	75	1.2%
調整後営業利益	2,541	2,602	62	2.4%

なお、当年度における国内で製造した紙巻たばこの数量は、前年度に対し10億本減少し、1,185億本（前年度比0.8%減）となりました。

（注1）当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当年度における販売数量39億本（前年度の当該数量は38億本）があります。なお、当該数値にはEmerging Products等の販売数量は含まれておりません。

（注2）紙巻総需要は、日本市場全体における紙巻たばこの販売数量を指しておりますが、Emerging Products等の販売数量は含まれておりません。

〔海外たばこ事業〕

当年度においては、ロシアにおける総需要の減少影響等があったものの、新興市場及び欧州主要市場における好調な実績に加え、イランにおける事業会社及びナチュラル・アメリカン・スピリットの買収効果並びに主に第1四半期に発生した流通在庫調整によるプラス影響もあり、総販売数量^(注3)は前年度比1.2%増、GFB販売数量は3.7%増となりました。

（単位：億本）

海外たばこ事業	2015年12月期	2016年12月期	増減	
総販売数量	3,939	3,987	48	1.2%
内、GFB	2,736	2,837	102	3.7%

単価上昇効果等があったものの、ドルベースの自社たばこ製品売上収益及び調整後営業利益については、ルーブル及びポンドを始めとする現地通貨の不利な為替影響を受けたことにより、それぞれ、前年度比1.5%増、5.0%減となりました。

（単位：百万ドル）

海外たばこ事業 （ドルベース）	2015年12月期	2016年12月期	増減	
売上収益	10,873	11,045	172	1.6%
内、自社たばこ製品	10,338	10,490	152	1.5%
調整後営業利益	3,257	3,095	△163	△5.0%

円ベースの自社たばこ製品売上収益及び調整後営業利益については、邦貨換算時に円高影響を受けたことにより、それぞれ、前年度比9.1%減、14.7%減となりました。

(単位：億円)

海外たばこ事業	2015年12月期	2016年12月期	増減	
売上収益	13,172	11,992	△1,180	△9.0%
内、自社たばこ製品	12,525	11,388	△1,137	△9.1%
調整後営業利益	3,944	3,362	△582	△14.7%

なお、当年度における製造委託を含めた海外での製造数量は、前年度に対し116億本減少し、3,996億本（前年度比2.8%減）となりました。

(注3) 製造受託、水たばこ製品及びEmerging Productsを除き、Fine cut、シガー、パイプ、スヌースを含めております。

※ 当年度における米国ドルに対する為替レートは、以下のとおりです。

為替レート (1米国ドル)	2015年12月期	2016年12月期
円	121.10	108.78
ループル	60.98	67.07
英ポンド	0.65	0.74
ユーロ	0.90	0.90

[医薬事業]

次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの安定的な利益貢献を目指しております。開発状況としては、現在当社において7品目が臨床開発段階にあります。当年度においては、抗HIV薬「ゲンボイヤ配合錠」及び「デシコピ配合錠LT・HT」について、国内における製造販売承認を取得し、それぞれ2016年7月及び2017年1月にグループ会社である鳥居薬品が販売を開始しました。

当年度における売上収益については、導出品の販売拡大に伴うロイヤリティ収入の増加及び開発進展に伴う一時金収入の発生により、前年度比116億円増収の872億円（前年度比15.4%増）となりました。調整後営業利益については、売上収益の増加により120億円増益の97億円（前年度は23億円の損失）となりました。

[加工食品事業]

スナック（主食）商品を中心とした冷凍・常温加工食品、ベーカリー及び調味料を主力とし、グループ会社であるテーブルマーク株式会社を中心として事業を展開しております。なかでも、高い商品力・市場シェアを有するスナック商品に注力するとともに、コスト競争力の強化に努め、収益力の向上に取り組んでおります。

当年度における売上収益については、スナック商品及び調味料の販売が伸長したものの、その他商品の販売減少により、前年度比18億円減収の1,641億円（前年度比1.1%減）となりました。一方、調整後営業利益については、売上における商品構成の改善に加え、円高による原材料費の減少及びコスト低減に努めたことにより、前年度比23億円増益の50億円（前年度比83.2%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当年度末現在における現金及び現金同等物は、前年度末に比べ2,326億円減少し、2,942億円となりました（前年度末残高5,268億円）。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

当年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、3,765億円の収入（前年度は4,684億円の収入）となりました。これは、たばこ事業による安定したキャッシュ・フローの創出があった一方、国内外におけるたばこ税及び法人税の支払い等があったことによるものです。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

当年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、6,875億円の支出（前年度は633億円の支出）となりました。これは、Natural American Spiritの米国外たばこ事業の取得による支出等があったことによるものです。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

当年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、913億円の収入（前年度は2,549億円の支出）となりました。これは、配当金の支払いを行った一方で、Natural American Spiritの米国外たばこ事業の取得に伴う短期借入れ及び当該短期借入金の一部の借換えを目的とした社債の発行等があったことによるものです。

(3) 並行開示情報

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりです。

(のれんの償却に関する事項)

日本基準の下で、のれんの償却については、実質的に償却年数を見積り、その年数で償却することとしておりましたが、IFRSではIFRS移行日以降の償却を停止しております。

この影響によりIFRSでは日本基準に比べて、のれん償却額（販売費及び一般管理費）は前年度88,493百万円、当年度116,736百万円減少しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、国内たばこ事業、海外たばこ事業、医薬事業及び加工食品事業において広範囲かつ多種多様な製品の生産・販売を行っており、その品目・形式・容量・包装等は多種類であること、また主要な製品については受注生産を行っていないことから、各セグメントの生産規模及び受注規模を金額及び数量で表示することはしていません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「1. 業績等の概要」における各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

なお、当社グループの売上収益総額に対する割合が100分の10以上の相手先に対する売上収益及びその割合については、以下のとおりです。

相手先	2015年12月期		2016年12月期	
	金額（億円）	割合（%）	金額（億円）	割合（%）
Megapolisグループ	2,935	13.0	2,359	11.0

(注) 海外たばこ事業において、ロシア等で物流・卸売事業を営むMegapolisグループに対して製品を販売しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループ経営を取り巻く環境は、グローバルにおける景気の動向、為替変動リスク及び地政学的リスク等、引き続き不確実性が高いものと認識しております。こうした不透明な経営環境を乗り越え、適切にグローバルビジネスを運営し、持続的な利益成長を実現するためには、引き続き「変化への対応力」強化が重要なテーマであると考えております。これは、不確実性に対処すべく、計画策定時において想定範囲を拡げるとともに、それでも起こりうる想定を超える変化・出来事に対して、素早く・柔軟に対応する能力を指しており、この変化への対応における巧拙とスピード感こそが、今後の企業の競争力を決定する重要なファクターになると考えております。

当社グループは、「変化への対応力」の強化を重要なテーマと認識し、予測不可能な変化へスピード感を持って適切に対応すべく、期間を3年間とした経営計画を1年毎にローリングを行う方式で策定しております。

(1) 経営理念

当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続けること」を目指す企業像（ビジョン）として定めており、また、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼されるJTならではのブランドを生み出し、育て、高め続けていくこと」が、当社グループの使命であると考えております。

加えて、当社グループ社員の一人ひとりが徹底すべき行動規範・価値観として「JTグループWAY」を掲げており、「お客様を第一に考え、誠実に行動すること」「あらゆる品質にこだわり、進化し続けること」「JTグループの多様な力を結集すること」という3つのステートメントによって、表現しております。

当社グループは、「4Sモデル」を追求することを通じ、これまで持続的な利益成長を実現してきましたし、今後もその実現を目指していきます。持続的な利益成長のためには、お客様に新たな価値・満足を提供し続けることが前提となることから、中長期的な視点に基づき、将来の利益成長に向けた事業投資を着実に実施していくことが肝要と考えております。

この「4Sモデル」を追求していくことが、中長期に亘る企業価値の継続的な向上につながると考えており、株主を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となる、ベストなアプローチであると確信しております。

(2) 経営資源の配分

当社グループの中長期の経営資源配分は、かかる経営理念に基づき、中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先とする方針です。

当社グループは、たばこ事業を利益成長の中核かつ牽引役と位置付け、たばこ事業の持続的な利益成長に向けた事業投資を最重要視します。一方、医薬事業は安定的な利益貢献につながる基盤強化に、加工食品事業は更なる利益貢献につながる基盤強化にそれぞれ注力することとし、そのための投資を実行していきます。

2017年以降も、中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先に実行し、同時に事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視するという経営資源配分方針に変更はありません。

(3) 全社利益目標及び株主還元の方針

当社グループは、経営理念及び資源配分方針を踏まえ、全社利益目標及び株主還元の中長期の方向性を「経営計画2017」において設定しています。

「経営計画2017」においても、引き続き為替一定ベースの調整後営業利益の成長率における、中長期に亘る年平均mid to high single digit成長を目指してまいります。

株主還元方針については、積極的な事業投資を継続しながらも、起こり得る環境変化にも対応できる強固な財務基盤^(注1)を維持しつつ、中長期の利益成長に応じた株主還元の向上を図ってまいります。

具体的には、1株当たり配当金について、安定的・継続的な成長を目指してまいります。

自己株式の取得については、事業環境や財務状況の中期的な見通し等を踏まえて、実施の是非を検討することといたします。

なお、引き続きグローバルFMCG^(注2)の還元動向もモニタリングしてまいります。

(注1) 「財務方針」として、経済危機等の環境変化に備えた堅牢性及び事業投資機会等に対して機動的に対応できる柔軟性を担保する強固な財務基盤を保持する

(注2) ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているグローバルFast Moving Consumer Goods（日用消費財）企業

(4) 全社利益目標達成に向けた基本戦略

当社グループは目標達成に向けた基本戦略として「質の高いトップライン成長」「コスト競争力の更なる強化」「基盤強化の推進」を掲げており、それぞれ選択と集中の考え方を通じて実行していきます。

中でも「質の高いトップライン成長」を最重要視しており、以下各事業戦略の中で述べるブランドやカテゴリーといった注力分野にリソースを集中し、商品・サービスの付加価値を向上させていきます。

「コスト競争力の更なる強化」については、事業コスト、コーポレートコストの双方においてその最適化を進め、品質の維持・向上との両立を図りながらスピーディーかつ効率的な事業運営体制を構築し、利益率の改善及びキャッシュ・フロー創出力の強化を目指していきます。加えて、東日本大震災の教訓も踏まえ、事業継続能力の向上を図るとともに、コスト競争力の強化を目指していきます。

「基盤強化の推進」にあたっては、前例にとらわれることなく、変化する環境を適切にとらえ、常に挑戦する姿勢を持ち続けることが重要です。このような観点に基づき、不断の改善について取り組んでいきます。加えて70以上の国と地域での事業展開、更に100か国以上の国籍を持つ社員が働く当社グループ人財の多様性を活用し、コラボレーションを推進することにより、シナジーを最大化していきます。なお、全ての企業活動及び成果は人財によって生み出されていることを強く認識しており、人財育成についても一層強化していきます。

① たばこ事業

たばこ事業は、当社グループ利益成長の中核かつ牽引役であり、為替一定ベースの調整後営業利益の成長率について、「中長期に亘って年平均mid to high single digit成長」を目指します。国内たばこ事業は高い競争優位性を保持する利益創出の中核事業としての、また、海外たばこ事業は利益成長の牽引役である、もう一つの中核事業としての役割を担っていきます。

<質の高いトップライン成長>

・ブランド・エクイティ強化を通じた既存主要市場におけるシェアの維持・拡大

たばこ事業は、「卓越したブランド・ポートフォリオ」を原動力として、過去数年間に亘って、当社グループ主要市場の多くで、その市場シェア伸張を実現してきました。

今後も市場シェア伸張を目指すべく、当社グループは、主要ブランド、特にGFBへの継続的な投資を通じたブランド・エクイティの向上に注力していきます。その一方で、当社グループが事業展開する各国・各地域のお客様の嗜好に合わせ、ローカルブランドによる補完も適切に実行し、ブランド・エクイティ強化に向けた継続的な投資を行っていきます。

具体的には、喫味品質の主たる要素である「ブレンド技術」「香料技術」「フィルターをはじめとする材料技術」、そしてそれらを「加工する技術」を更に進化させていくとともに、外観品質として重要な「パッケージ開発力」も加えた、付加価値あるたばこ創りの5つの主要素に注力していきます。

また、たばこ業界は、世界的な広告・販売促進規制等の進行によって、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌の4大マスメディアの活用が著しく制限されており、お客様との適切なブランドコミュニケーションを展開するうえで、店頭を中心としたコミュニケーション媒体の重要性が高まっていると認識しております。

したがって、流通・プロモーション戦略上は、国・地域毎の規制環境により販売チャネル、お客様の購買動向、競合動向が異なることを踏まえたトレードマーケティングの推進を重要テーマと考えております。

・地理的拡大

たばこ事業は、1999年のRJRナビスコ社の米国以外の海外たばこ事業及び2007年のGallaher社といった大型買収・統合を実現し、グローバルたばこメーカーとしてのプレゼンスを高めてきました。

これら二度の大型買収・統合を柱とした地理的拡大施策は、過去10数年間に亘って、たばこ事業成長の中核的役割を担い、特にスピード感ある適切な統合施策の実行は、買収によって獲得したグローバル事業基盤の自律的な強化・拡充に大きく貢献してきました。

その後も、新規市場への参入及び既存市場でのプレゼンス拡大を推進すべく、既存事業への投資強化及び外部資源の獲得として買収及び出資を行うなど、先進国を中心とした高マージン市場と新興国を中心とした高成長市場のバランスの取れた地理的ポートフォリオの構築を実現してまいりました。今後も、更なるグローバル事業基盤の強化及び拡充を図るため、既に強固な基盤を有する市場及び成長ポテンシャルが高い市場へバランス良く投資し、自律的な成長を目指します。また同時に、更なる外部資源の獲得による成長機会の探索及び実行についても、重要な戦略オプションと考えております。

・Emerging Productsへの取り組み強化

現在のたばこ事業の中心領域は、紙巻たばこですが、同時に、手巻きたばこ等、紙巻たばこ以外の現存するたばこ製品についても成長機会をとらえていきます。

これに加え、たばこ事業は、変化する事業環境及びお客様ニーズを汲み取り、イノベーティブな新規製品カテゴリーでの価値創造を目指すことが必須であるとの認識のもと、E-Vapor（電子たばこ）製品及びT-Vapor（たばこペーパー）製品等のEmerging Productsへの取り組みの強化を質の高いトップライン成長に向けた重要な戦略の一つだと考えております。これには、各国・各地域の嗜好文化の特性及び規制環境を踏まえる必要があり、また技術的にもチャレンジングな取組みですが、中長期的な成長を目指すうえで欠くことのできないテーマであると考えております。

今後とも、自社資源のみならず、外部資源の有効活用も視野に入れながら、この分野での製品ポートフォリオの拡充や地理的拡大及びパイプラインの更なる充実に注力してまいります。

<コスト競争力の更なる強化>

たばこ事業は、これまで同様に不断のコスト改善を追求し、品質の維持・向上との両立を図りながら、スピーディーかつ効率的な事業運営体制の構築を目指します。また、これまで以上に、グローバルサプライチェーンの全体最適化を志向していきます。

具体的には、葉たばこのグローバル調達における垂直統合や、材料品調達における材料スペックの統一化、サプライヤー間の互換性の確保によるコスト低減を促進していくとともに、市況に応じた機動的な調達と原材料在庫の適正化による原材料費の抑制を追求していきます。また、生産性の向上を目指した製造体制の見直しと設備投資の最適化を通じた加工費の節減も継続的に実施してまいります。同時に、事業継続能力を向上させるべく、代替性確保と重要機能の分散化という観点から、マルチソーシング体制の確立と、グローバルな製造拠点の相互活用による製造能力の最適配分、優先銘柄に関する製造能力のエリア分散を目指しております。

上記施策を通じて、品質に妥協することなくコスト効率化を実現し、更なるマージン改善及び運転資本や投資最適化によるキャッシュ・フロー創出力の強化を目指してまいります。

<基盤強化の推進>

たばこ事業の持続的成長を支える基盤として、「人財育成」を重要なテーマと考えております。

当社グループは70以上の国と地域で事業を展開しており、世界中で100か国以上の国籍の社員が、国籍・性別・年齢の区別なく働いております。こうした多様性を活かし、コラボレーションを推進する中で、シナジーを最大化しております。

全ての企業活動・成果は人財によって生み出されるものだという強い認識の下、グローバルな人財の獲得・育成について、更に進化させていきたいと考えております。

たばこ事業は、上記事業戦略の着実な実行により、引き続き業界を代表するグローバルたばこメーカーとしてのプレゼンス向上を目指すとともに、当社グループにおける利益成長の中核かつ牽引役としての役割を一層強化してまいります。

② 医薬事業

医薬事業は、次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの安定的な利益貢献を目指します。重点研究開発領域としては、過去の創薬研究の経験・ノウハウの蓄積が多い「糖・脂質代謝」「ウイルス」「免疫・炎症」を選定し、経営資源を集中しております。なお、かかる領域における研究開発投資については、中長期的な観点からの最適な資源配分を継続していきます。

<安定的な利益貢献>

安定的な利益貢献のために、具体的には「次世代戦略品の研究開発推進と最適タイミングでの導出」「各製品の価値最大化」を重要課題とした収益基盤の更なる強化に努めます。

・「次世代戦略品の研究開発推進と最適タイミングでの導出」

医薬事業の持続的発展の観点から、次世代戦略品の研究開発推進は重要な課題です。新薬創出のハードルが年々上昇している中、世界の医療現場におけるアンメットニーズに徹底的にこだわり、世界中から創薬のタネを求めることによって研究テーマの充実を図るとともに、候補化合物ごとに柔軟かつきめ細やかな研究マネジメントを実践することによって、迅速な臨床開発フェーズへの移行を目指します。

近年、世界規模で研究開発競争が激化しており、医療現場ニーズを見据えた完成度の高い開発戦略の構築と、スピード感のある臨床試験の実施が必要不可欠です。研究開発スピードを加速し、早期に世界の患者様に当社グループが創製した新薬をお届けするために、自社での開発推進に加え、引き続き、他社（特にグローバルメガファーマ）への導出や提携等の機会も積極的に追求していきます。

・「各製品の価値最大化」

2013年以降、「スタリビルド配合錠」（抗HIV薬）、「リオナ錠」（高リン血症治療剤）、「シダトレンスギ花粉舌下液」及び「ミティキュアダニ舌下錠」（減感作療法（アレルゲン免疫療法）薬）並びに「ゲンボイヤ配合錠」（抗HIV薬）を国内で発売しました。また、海外においては各ライセンスパートナー企業が、「Stribild」及び「Genvoya」（抗HIV薬）並びに「Mekinist」（メラノーマ治療薬）を販売中です。

これら各製品を通じた医療現場への貢献を最大化すべく、当社のグループ会社である鳥居薬品やライセンスパートナー企業と緊密に連携し、市場への着実な浸透を図っていきます。

なお、こうした諸活動の推進を実効あるものとするためには、医療現場におけるアンメットニーズや最新の創薬研究に精通し、それをもとに完成度の高い開発戦略や製品価値最大化戦略を構築しうる人財、世界のアカデミアや製薬企業とわたりあえるグローバル人財の育成が急務であると認識しており、それに向けた取組みに注力していきます。

③ 加工食品事業

加工食品事業は、少なくとも業界平均に比肩する営業利益率を実現し、当社グループへの更なる利益貢献を目指します。

<質の高いトップライン成長>

ステープル（主食）商品を中心とした冷凍・常温加工食品、ベーカリー及び調味料を主力とし、グループ会社であるテーブルマークを中心として事業を展開しております。なかでも、高い商品力・市場シェアを有するステープル商品に注力します。具体的には、お客様ニーズ把握力、アイデア創出力・具現化力の更なる強化を図ることにより、当社グループ独自の製造技術を一層活かしつつ、「お客様にとって、その価格に相応しい付加価値ある商品づくり」を目指します。また、商品戦略と連動した効果・効率的な広告宣伝及び販売促進活動の展開並びに営業力の強化を図ることによって、更なる市場シェア拡大を目指します。

<コスト競争力の更なる強化>

原材料調達力の強化、物流網の効率的運用、自社グループ工場の生産性改善によるコスト低減に加えて、販売促進施策の選択と集中による営業活動経費の効率的執行、全社的な固定費削減努力を継続的に行い、コスト競争力の強化に努めます。

<基盤強化の推進>

・食の安全管理

今後も引き続き、お客様に安全で高品質の商品を提供していくため、「フードセーフティ」「フードディフェンス」「フードクオリティ」「フードコミュニケーション」の4つの視点をもとに食の安全管理に万全を期した事業運営を行ってまいります。

「フードセーフティ」では、既に導入済の食品安全マネジメントシステムを活用し、リスクを極小化する活動を展開します。

「フードディフェンス」では、意図的な攻撃を防ぐための仕組みとして導入済であるフードディフェンスプログラムを推進しております。

「フードクオリティ」では、食品本来の品質である「おいしさ」を追求するとともに、お問い合わせ・ご指摘情報からの継続的な改善による、商品付加価値とお客様満足度の向上を目指します。

「フードコミュニケーション」では、お客様の要望に真摯に耳を傾けるとともに、当社グループの活動の「見える化」を推進するため、積極的に情報を提供する取組みを行います。

・人財育成

事業を支える人財の育成は重要なテーマであり、高いマーケティング能力や商品開発能力等様々なスキルを有する人財の育成に向け、能力開発プログラムの策定及び適切なキャリアパスの構築を図り、その実行に努めてまいります。

以上のとおり、当社グループは、「4Sモデル」を経営理念とし、「変化への対応力」を高めながら、各事業の成長戦略を着実に実行することによって、持続的・利益成長を実現し、中長期に亘る継続的な企業価値の向上を目指してまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、別段の表示が無い限り、当該事項は提出日現在において判断したものです。

(1) 当社グループの事業及び収益構造並びに経営方針に係る事項

① 連結売上収益に占める日本市場のたばこ売上収益の重要性について

当社グループは、たばこ事業を中心に70以上の国と地域で事業を展開、また120以上の国と地域で製品を販売しております。その中でも日本市場におけるたばこの売上収益は、当社グループの売上収益に相当程度貢献しております。したがって、日本市場が何らかの悪影響を受けた場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります（たばこ事業に係るリスクの詳細については、下記（2）をご参照ください）。

② 事業拡大について

当社グループは、医薬事業及び加工食品事業が、当社グループの中長期に亘る持続的な利益成長を補完する役割として、将来においても安定的かつ更なる利益貢献をするものと考えており、引き続きこれらの事業に対する投資を行う予定ですが、かかる投資が期待されるリターンをもたらすという保証はありません。

当社グループは、RJRナビスコ社の米国外たばこ事業の取得（1999年、買収額約78億ドル（9,440億円、取得時の為替レートにより算出、以下同じ））、Gallaher社の買収（2007年、買収額約75億ポンド（1兆7,200億円））、株式会社加ト吉（現：テーブルマークホールディングス株式会社）の買収（2008年、買収額約1,090億円）、Natural American Spiritの米国外たばこ事業の取得（2016年、買収額約50億ドル（約5,914億円））をはじめとして、事業の拡大に向け、積極的に外部の経営資源を獲得してまいりました。当社グループは、事業の拡大のために、他企業の買収、他企業への出資、他企業との提携及び協力体制構築等の検討を行い、その結果、将来の当社グループの業績に貢献すると判断した場合には、これらを実行することもあり得ます。しかしながら、異なる地理的又は文化的背景により営業、人員、技術及び組織の統合ができない場合、買収又は提携した事業における製品に対する継続的な需要を維持し又はかかる製品を製造販売することができない場合、現在行われている事業を継続することができない場合、買収した事業における優秀な人財を保持し又は従業員の士気を維持することができない場合、当社グループの内部統制体制を買収した事業に適用することができない場合、効果的なブランド及び製品ポートフォリオを構築することができない場合、異なる製品ラインにおける販売及び市場戦略の連携ができない場合、並びに現在行われている事業から経営者の注意が分散される場合等により、当社グループの期待する成果が得られない場合、又は、想定しなかった重大な問題点が買収後に発見された場合等には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、買収に伴い、相当額ののれん及び無形資産を連結財政状態計算書に計上しており、当年度末現在、のれん及び無形資産の金額はそれぞれ、連結総資産の33.8%（1兆6,020億円）及び8.9%（4,240億円）を占めております。当社グループは、当該のれん及び無形資産につきまして、それぞれの事業価値及び事業統合による将来のシナジー効果が発揮された結果得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られないと判断された場合、又は適用される割引率が高くなった場合等は、減損損失が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 外国為替の変動による影響について

当社は円表示で連結財務諸表を作成しておりますが、海外の当社グループ会社はロシアルーブル、ユーロ、英国ポンド、台湾ドル、米国ドル、スイスフラン等日本円以外の外国通貨で財務諸表を作成しております。したがって、海外の当社グループ会社の業績、資産及び負債は、当社の連結財務諸表の作成時において日本円に換算され、円表示で当社の連結財務諸表に記載されることになるため、当該当社グループ会社が決算に使用する外国通貨の日本円に対する為替の変動による影響を受けることとなります。当社グループの売上収益及び調整後営業利益に占める海外たばこ事業の割合は、当年度において、それぞれ56.0%及び57.3%であり、特に、当社グループの海外たばこ事業の拡大に伴い、その寄与分につき、為替の変動が連結財務諸表に重大な影響を与える可能性があります。

なお、海外たばこ事業の決算を連結するJT International Holding B.V.（以下「JTIH」という）が決算に使用する通貨は米国ドルですが、同社は世界各国に存在する連結子会社又は関連会社を通じて事業を行っており、それらの中には米国ドル以外の通貨により決算を行っているものがあります。このため、外国為替の変動に伴う換算影響には日本円とJTIHが連結決算に使用する通貨である米国ドルの間の為替変動だけでなく、当該米国ドルと、同社の連結子会社又は関連会社が決算に使用するその他の通貨の間の為替変動も含むこととなります。

また、当社が外貨建てで株式等を取得した海外の当社グループ会社について、清算、売却又は重大な価値の減額等の事由が発生した場合、当社の連結財務諸表において当該会社に対する投資の損益が計上され、かかる損益は当該株式等の取得に使用した外国通貨と日本円の間での為替変動の影響を受けます。

また、当社グループの国際取引の大部分は外国為替の影響を受けます。例えば、当社グループは、国内たばこ事業又は海外たばこ事業において、外国産葉たばこを使用しております（下記⑧をご参照下さい）が、外国産葉たばこの

相当程度を米国ドル建てで調達する一方、製造たばこを各国の現地通貨建てで販売しております。したがって、当該現地通貨に対して米国ドルが高くなった場合には、当社グループの利益率に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは取引による為替リスクの一部をヘッジしておりますが、かかるヘッジにより当社グループの為替リスクを完全に回避することはできず、為替の動向が当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 税制改正大綱について

2016年12月22日に閣議決定された「平成29年度税制改正の大綱」においては、たばこ税の税率引き上げ等については言及されていませんが、平成30年度以降においては、たばこ税の引上げが行われる場合には、税率の引上げ幅や、当社グループがかかる増税に迅速かつ適切に対応できるか否かによって、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、2016年12月8日に自民党及び公明党にて取りまとめられた「平成29年度税制改正大綱」においては、検討事項として、「将来、たばこ税の負担水準を見直す際には、財政物資としてのたばこの基本的性格、葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響、市場・産業への中長期的な影響、国民の健康増進の観点などを総合的に勘案し、予見可能性の確保に配慮しつつ、検討する」との記載がなされております。

⑤ 自然災害及び不測の事態等について

2011年3月に発生した東日本大震災により、当社グループの一部事業所や材料品調達先が被災したこと等から、主に国内たばこ事業における事業運営に影響を受けました。事業継続能力の向上を図っておりますが、今後も震災に起因する事象が当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、国内及び海外の将来の大規模な地震、津波、台風、洪水等の自然災害、インフラの停止、政情不安、爆発等の人災その他の不測の事態が発生した場合には、仕入先の被災に起因する供給不足、交通、流通サービス及び販売チャネルの障害、電気・水道等の停止、需要の減少、従業員の被災等により当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは、東日本大震災及び津波の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機とした国内産業たばこへの放射性物質影響に対するお客様の不安を取り除き、安心してご愛顧いただける製品をお届けするための取組みとして、野菜類の農産物に対する政府基準値を参考に自社基準値を設定し、原料购买前・原料処理前・製品工場での使用前・製品出荷前の各段階において幾重にも検査・確認する体制をとっています。

⑥ カントリーリスク

当社グループは、たばこ事業を中心に70以上の国と地域で事業を展開、また120以上の国と地域で製品を販売しており、特に、海外たばこ事業の重要性が増加してきております。当社グループは、長期的な成長実現のために、更なる地理的拡大に積極的に挑戦してまいります。一方で、現地の政治・経済・社会・法制度等の変化や暴動、テロ及び戦争の発生に伴うカントリーリスクが相対的に高まり、リスクが具現化した場合には、サプライ・チェーンや流通網の遮断、資産や設備の毀損、人員配置及び営業管理の困難性等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループには、経済制裁の対象となっている国々における事業があります。当社グループは、各種経済制裁に則り適法、適切に事業運営を行っておりますが、仮に当社グループがこれらの経済制裁に違反した場合には、多額の罰金が課される等のおそれがあり、また当該制裁の内容等が変更された場合には、当社グループがかかる国々における事業を継続できなくなる等、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループがかかる経済制裁に違反しない場合でも、経済制裁の対象となっている国々において事業を行っていること自体により、当社グループに対する評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 経済・景気の悪化

世界経済は、先進国においてゆるやかな景気回復が見られますが、新興国経済の成長鈍化等、引き続き先行きは不透明な状況にあります。また、日本においても、雇用・所得環境の改善等を背景にゆるやかな景気回復の傾向が見られるものの、2019年10月1日から消費税が10%に増税されることもあり、かかる傾向が持続するかどうかについては、依然として予断を許さない状況にあります。当社グループの海外たばこ事業における主要な市場の多くにおいては、経済・景気の悪化、人口構成の変化その他の社会的な要因により、近年たばこの総需要が減少しております。日本においても、紙巻総需要は減少を続けており、かかる傾向が継続するものと考えております。このように、経済・景気の悪化等により、お客様の購買力又は消費意欲が減退し、また、お客様の需要がより安価な銘柄又はカテゴリーへ移行する可能性があります。同様に、当社グループの加工食品の需要が減少する可能性があります。これらの事象により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 原材料調達の不安定化

当社は、国内において製造する製造たばこの原料として、国内産葉たばこ及び外国産葉たばこを使用しております。一方、当社グループが海外において製造する製造たばこの原料については、現時点において外国産葉たばこのみを使用しております。

葉たばこは農作物であり、また加工食品も多くが自然由来の原材料を使用しているため、それらの調達状況は天候やその他の自然現象及び商品市場に左右されます。また、世界的な人口の増加及び経済成長に伴う爆発的な消費の増加によって、資源の枯渇が全世界的なリスクになると認識されており、原材料価格が上昇する恐れがあります。当社グループの商品生産にあたって必要な量の原材料確保の困難化及びその調達コストの上昇が当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑨ 人財確保の困難化

当社グループは多様な人財こそが競争力の源泉であると認識し、世界中から優秀な人財を採用し、その育成・確保を行っております。しかしながら、当社グループの中核であるたばこ事業に対する社会的イメージの低下により、優秀な人財の確保及びその引き留めが重要な課題となっております。人財の確保等を十分に行うことができなかった場合、将来の事業運営が困難となり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 知的財産権の侵害について

当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合、又は、当社グループの知的財産権が第三者により侵害された場合には、多額の賠償金・訴訟費用等を支払わなければならない可能性や、当社グループの製品開発、商品化及び事業戦略への悪影響により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 環境規制について

当社グループは、国内外において研究開発及び製造過程で発生する有害物質、廃棄物等について、さまざまな環境保護に係る法的規制を受けております。将来、当社グループの事業活動により環境汚染等の問題が発生した場合、又は、環境規制の導入もしくはその変更があった場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループのたばこ事業に係る事項

① たばこ需要の減少について

国内たばこ市場におけるたばこ需要は、少子高齢化の進展、喫煙と健康に関する意識の高まり、増税や喫煙をめぐる規制の強化等を背景に、減少傾向が続いており、かかる減少傾向は継続するものと予測しております。海外たばこ市場においても、需要の動向は地域によって変動はあるものの、経済環境、社会情勢、規制動向、人口構成の変化や増税値上げ等により減少する可能性があります。

たばこ需要が減少した場合、販売数量の減少により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 競合他社との競争について

当社グループは、国内外のたばこ市場においてフィリップモリス・インターナショナル社及びブリティッシュアメリカンタバコ社といった競合他社と熾烈な競争を行っております。

国内たばこ市場においては、1985年の製造たばこの輸入に関する規制の自由化及び1987年の輸入紙巻たばこの関税の無税化以降、喫煙者の嗜好の多様化、競合他社の積極的な販売促進活動等により、競合他社との競争は著しく高まってきております。

海外たばこ市場においては、当社グループは自律的成長に加え、RJRナビスコ社の米国外のたばこ事業の取得、Gallaher社の買収等を通じて当社グループの事業の拡大を行いました。これら買収の結果として、海外の市場において、当社グループはフィリップモリス・インターナショナル社やブリティッシュアメリカンタバコ社のようなグローバルにたばこ事業を展開する企業及びそれぞれの地域において強みを持つ企業との間で、より広範囲にわたって競合関係にあります。

各市場におけるシェアは、当社グループ及び他社の新製品の投入、並びにそれらに伴う特別の販売促進活動等の一時的要因によって短期的に変動することがあるほか、競合、規制、価格戦略、喫煙者の嗜好の変化、健康に対する社会的関心の高まり、ブランド力又は各市場における経済情勢その他の多数の要因に影響されて変動いたします。当社グループがこれらの諸要因によりたばこ市場におけるシェアを低下させた場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ たばこに課せられる税金について

たばこ税については、日本を含む各国で財政及び公衆衛生の観点による増税議論が行われ、実際に増税が行われております。また、日本をはじめ多くの国で、国家財政の改善に向けた消費税又はVAT（Value-Added Tax、付加価値税）等それに類する税金の引上げが行われております。

当社グループは各国においてたばこに課せられる税の種類又はその税率等に関する増加又は変更を予測することはできません。増税が想定外のタイミング、頻度、税率又は地域で行われた場合、当社グループは、増税に迅速かつ適切に対応することができない可能性があります。

また、たばこに課せられる税金が引き上げられた場合、これに対応してたばこの小売定価の値上げを行えば、たばこ需要の減退や安価な銘柄への需要の移行、密輸や偽造等の不法取引の発生又は増加を促す可能性があり、一方で、かかる値上げを行わなければ、たばこ事業の収益構造の悪化をもたらすことから、いずれも当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 製造たばこに対する規制について

・海外の状況について

当社グループが製造たばこを販売している海外市場において、2003年5月の世界保健機関（WHO）の第56回世界保健総会で採択され、2005年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」（なお、日本政府は2004年6月に当該条約を受諾しております）を契機に製造たばこの販売活動、マーケティング、包装・表示、たばこ製品及び喫煙に関する規制は増加する傾向にあります。

本条約は、喫煙の広がりへの継続的かつ実質的な抑制を目的としており、たばこ需要減少のための価格及び課税措置についての条項、たばこ需要減少のための非価格措置についての条項（具体的には、受動喫煙からの保護、たばこ製品の含有物・排出物に関する規制、たばこ製品についての情報の開示に関する規制、たばこ製品の包装及び表示に関する規制、たばこの広告、販売促進及びスポンサーシップに関する規制等について規定されております）、たばこの供給削減に関する措置についての条項（具体的には、たばこ製品の不法取引を防止するための措置、たばこ製品の未成年者への販売を防止するための措置等について規定されております）等を規定しています。加えて、2012年11月の本条約に係る第5回締約国会議において、たばこ製品の不法取引撲滅のための議定書が採択されております。

本条約においては、各締約国の一般的義務として、たばこ規制戦略、計画及びプログラムの策定、実施、定期的な更新、及び検討を行うことが定められておりますが、各締約国における具体的規制の内容・範囲・方法等は各国に委ねられております。

各締約国の具体的規制としては、受動喫煙及びたばこ消費に関する法律に基づく規制が、ロシアにおいて段階的に導入されております。この法律には、たばこ製品の陳列規制、一部店舗での販売を禁止する販売規制、公告・販促・スポンサーシップの禁止、最低小売価格の設定、公共の場所における全面的喫煙禁止が含まれています。また、たばこ製品の個装に規定の包装色並びに規定の刷記位置への規定のフォント、フォントサイズ及び文字色を使用した製品名の刷記を義務付け、併せて視覚的警告表示をパッケージに刷記することを義務付けるプレーンパッケージ規制が英国等にて導入されております。その他、複数の国において、様々な規制が導入又は検討されております。

これに加え、EUにおいては、2001年7月に公布された「たばこ製品指令（EU TPD）」が改正され、2014年5月に発効されております。この改正された指令は、たばこ製品の包装・表示規制の強化、たばこ製品の添加物規制、電子たばこ製品関連規制等を含んでおり、EU加盟各国に対し、本指令の要求事項を担保するように自国の法律、規則及び行政規定を整備することを求めています。この改正された指令は、EU加盟各国において、法制化及び施行が進んでいます。

・国内の状況について

たばこ事業法、関連法令及び業界自主規準は日本国内における製造たばこの販売及び販売促進活動に関する規制を設けており、この規制には広告活動や製造たばこの包装に製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促す文言を表示することも含まれております。

2003年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言等の見直しが行われ、2005年7月以降、全ての国内向け製造たばこが改正後の規則に従って販売されております。また、財務大臣は、たばこ事業法に基づき、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を示しており、同指針は上記のたばこ事業法施行規則改正を踏まえ、2004年3月に改正されております（詳細については、下記（4）

③ i の脚注2及び3をご参照ください）。

一般社団法人日本たばこ協会も広告及び販売促進活動等に関する自主規準を設けており、当社を含む会員各社は、これを遵守しております。なお、2016年2月には、財政制度等審議会たばこ事業等分科会の下に表示等部会が新設され、たばこ事業法第39条（注意文言表示）及び第40条（広告規制）に基づく製造たばこに係る広告を行う際

の指針のあり方に関する専門的な検討が行われました。表示等部会は、2016年6月にたばこ事業等分科会に対し検討結果を報告しており、たばこ事業等分科会にて更なる議論が行われるものと認識しております。

受動喫煙防止の観点からは、従来、国内においてレストランやオフィスビルを含む公共の場所等における喫煙が、施設管理者に対し努力義務を課した健康増進法等の影響により制限されるケースが増加してきております。加えて、2016年1月より、政府において受動喫煙防止対策強化の検討が進められているなど、こうした傾向は今後も継続していくものと予測しています。

・当社グループの業績への影響について

将来における販売活動、マーケティング、包装・表示、たばこ製品及び喫煙に関する法律、規則及び業界のガイドラインの正確な内容を予測することはできませんが、当社グループは、製品を販売する国内及び海外において上記のような規制又は新たな規制（地方自治体による規制を含む）が広がっていくものと予測しております。

当社グループとしては、たばこに関する適切かつ合理的な規制については支持する姿勢ではありますが、上記のようなたばこに関する規制が強化された場合、又はかかる規制強化に適時適切に対応できなかった場合には、たばこに対する需要及び市場シェアの減少や、新たな規制に対応するための費用等の要因を通じて、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 密輸及び偽造等の不法取引について

たばこ業界が直面している主要な問題の一つとして、たばこ製品の密輸及び偽造等の不法取引の増加が挙げられます。不法取引は、国ごとの税制及び課税水準の違いによる価格差等を要因にしていると考えられ、大幅な増税を機に増加する傾向にあります。

不法に取引されたたばこは、メーカーにとってはブランド・企業の信頼性の毀損をもたらし、政府にとっては税収の減収につながることから、各たばこ企業とも政府当局と協力し、その撲滅に力を入れております。

当社グループでは、EU（加盟国を含む）及びカナダ政府当局との間で不法取引を解決するための協力契約をそれぞれ締結する等、その対策に取り組んでおりますが、密輸及び偽造等の不法取引の増大が、ブランド価値を毀損すること、又は不法取引を撲滅するための対策等に多額の費用を要すること等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 訴訟等について

当社グループは、喫煙、たばこ製品のマーケティング又はたばこの煙への曝露により損害を受けたとする訴訟の被告となっております。喫煙と健康に関する訴訟については、当社グループを被告とする訴訟、もしくはRJRNタバコ社の米国外のたばこ事業を取得した契約に基づき、当社が責任を負担するものを合わせて、当年度末現在20件存在しております。また当社グループは喫煙と健康に関する訴訟以外の訴訟においても当事者となっております。

当社グループは係争中の又は将来の喫煙と健康に関する訴訟がどのような結果になるのか予測することはできません。これらの訴訟が当社グループにとって望ましくない結果になった場合、多額の賠償責任を負うこと等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。またこれら訴訟の結果にかかわらず、訴訟に関する批判的報道その他により、喫煙に対する社会の許容度の低下、喫煙に対する公的な規制が強化されること、当社グループに対する多くの類似の訴訟が提起されること、かかる訴訟の対応及び費用の負担を強いられたりすること等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また喫煙と健康問題関連の訴訟以外にも、今後も当社グループを当事者とした訴訟等が発生する可能性があります。これらの訴訟等が、当社グループにとって望ましくない結果になった場合に、当社グループの業績又は製造たばこの製造、販売、輸出入等に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループが当事者となっている主な訴訟については「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 39. 偶発事象」をご参照ください。

(3) 当社グループの医薬事業及び加工食品事業に係る事項

① 医薬事業に係る事項

当社グループの医薬事業に係る様々なリスクには下記のものが含まれます。

- ・当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができないリスク
- ・医薬品の研究開発に長期の時間及び多大な研究開発費を要するリスク
- ・当社グループが研究開発中の臨床開発品目又は医薬品につき、当社グループもしくは当社グループの共同開発先・導出先（ライセンサー）等が存在する場合はそれらの判断により、又は何らかの内的もしくは外的要因により、研究開発又は販売を中止することとなるリスク
- ・当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができたとしても、研究開発費用がその医薬品から生じる売上収益を上回るリスク
- ・当社グループが特定の医薬品に依存するリスク
- ・当社グループが医薬品を効率的かつ大量に製造又は製造委託することができないリスク
- ・当社グループの医薬品が事業上成功したとしても国内及び海外の競合他社の製品や政府による価格の引き下げ指示等によってその成功が覆されるリスク
- ・他社の開発医薬品のライセンス及び販売に依存するリスク
- ・重要な原材料の一部を特定の外部の供給元に依存するリスク
- ・当社グループの医薬品の品質又は情報提供に何らかの問題が生じた場合に製造物責任等の請求を受けるリスク及び販売中止になるリスク
- ・特許その他の知的財産権に関する訴訟等により業績が影響を受けるリスク
- ・研究開発段階から新薬発売後まで広範な規制を受けるリスク
- ・研究開発又は販売における提携先の努力に一部依存するリスク
- ・想定外の副作用又は不十分な臨床結果により医薬品の研究開発、製造販売を中止することとなるリスク
- ・放射性物質その他の危険物の使用又は管理に関し、当該危険物が環境を害する等の社会的又は法的問題が発生するリスク

② 加工食品事業に係る事項

当社グループの加工食品事業に係る様々なリスクには下記のものが含まれます。

- ・当社グループの開発する製品がお客様の嗜好に合致せず、商品寿命が短期で終了するリスク
- ・原材料価格の変動（為替変動によるものを含む）により当社グループの損益が変動するリスク
- ・当社グループの製品の売上が天候の影響を受けるリスク
- ・調達、製造、販売等について国内及び海外の規制を受けるリスク（規制に対応するための諸コストの増加のリスクを含む）
- ・当社グループが当社グループよりも広い販売網、優れた開発能力又は豊富な経験を有する他の大規模な製造者に対抗することができないリスク
- ・当社グループが効率的なマーケティングを行えないリスク
- ・当社グループが、効率的、安定的かつ効果的な方法で製品を自ら製造し又は外部に製造委託できないリスク
- ・当社グループの製品の品質に何らかの問題が生じた場合に、お客様の健康を害する、製造物責任等の請求を受ける、又は当該製品及び当社グループのブランド・イメージが損なわれるリスク

(4) 上記以外に、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

① 日本国政府及び財務大臣との関係等について

日本国政府はJT法に基づいて、常時、当社の発行済株式総数の3分の1を超える株式を保有することとされており、当年度末現在において、当社の発行済株式総数の33.35%を保有しております。したがって、日本国政府は、当社の株主総会において取締役の選任等の普通決議事項について重大な影響を及ぼすことができ、また合併、資本金の減少、定款変更等の特別決議事項については拒否権を有することになります。

また、財務大臣はJT法及びたばこ事業法に従い、当社を監督する権限等を有しております。なお、JT法上、当社の営む事業の範囲は、「製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業及びこれに附帯する事業のほか、当社の目的を達成するために必要な事業」とされており、かつ、「当社の目的を達成するために必要な事業」については財務大臣の認可を受ける必要があります。したがって、現在認可を受けている事業の範囲を超えて新たな事業を営もうとする際には、財務大臣の認可が必要になります（詳細については、下記③ iiをご参照ください）。

上記のとおり、日本国政府は、当社に対して株主としての権利に加え、JT法及びたばこ事業法に従い、監督する権限等を有しておりますが、日本国政府の利害が他の株主のそれと一致する保証はなく、他の株主の利益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、2011年12月2日公布の「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において、政府は、平成34年度までの間において復興財源に充てる収入を確保することを旨として、当社株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し、当社株式の保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこととされております。

② 葉たばこの買入れ等について

当社の国内産葉たばこの買入れについては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社は、この契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買い入れる義務があります。当社がこの契約を締結しようとするときは、耕作総面積及び葉たばこの価格について、国内の耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けた委員で構成される「葉たばこ審議会」の意見を尊重することとされております（詳細については、下記③ iをご参照ください）。他の多くの国内農産物と同様に国内産葉たばこの生産費は外国産葉たばこの生産費に比して高いため、国内産葉たばこ（再乾燥前）の買入価格も、外国産葉たばこ（再乾燥済み）に対し約3倍と割高となっております。したがって、国内産葉たばこを実質的にすべて買い入れる義務は、外国産葉たばこのみを使用する他のグローバルたばこ企業に比して、当社グループの日本国内における競争力に悪影響を与える可能性があります。

③ 提出会社の事業に係る法律関連事項等

i たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）

	内容
1. 目的	<p>この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。（第1条）</p>
2. 原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ	<p>(1) 日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）は、国内産の葉たばこの買入れを行おうとする場合は、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもってたばこを耕作しようとする者（以下「耕作者」という。）とたばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。（第3条）</p> <p>(2) 会社は、契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れるものとする。（第3条）</p> <p>(3) 会社は、契約を締結しようとするときは、たばこの種類別の耕作総面積及び葉たばこの価格について、あらかじめ、会社に置かれる葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重するものとする。（第4条及び第7条）</p> <p>(4) 葉たばこ審議会は、葉たばこの価格について、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとする。（第4条）</p> <p>(5) 会社は、たばこの種類別の耕作総面積の地域別の内訳をたばこ耕作組合中央会（以下「中央会」という。）の意見を聴いて定め、その範囲内において耕作者と契約を締結するものとする。（第5条）</p> <p>(6) たばこ耕作組合の組合員である耕作者が中央会に対し葉たばこの価格等の基本的事項の約定を委託したときは、会社は、中央会と当該基本的事項を約定するものとするとともに、当該約定は、会社と当該耕作者との間で締結される契約の一部とみなす。（第6条）</p>
3. 製造たばこの製造	<p>(1) 製造たばこは、会社でなければ、製造してはならない。（第8条）</p> <p>(2) 会社は、その製造する製造たばこの品目別倉出価格の最高額について、財務大臣の認可を受けなければならない。（第9条）</p> <p>(3) 会社は、製造たばこに係る地域的な需給状況を勘案して、その円滑な供給を図るよう努めるものとする。（第10条）</p>
4. 製造たばこの販売	<p>(1) 自ら輸入した製造たばこの販売を業として行おうとする者は、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者（以下「特定販売業者」という。）に関し、必要な規定が設けられている。（第11条～第19条）</p> <p>(2) 製造たばこの卸売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者に関し、必要な規定が設けられている。（第20条及び第21条）</p> <p>(3) 製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の許可を受けなければならないものとし、当該許可及び当該許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に関し、必要な規定が設けられている。（第22条～第32条）</p> <p>(4) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入する製造たばこを販売しようとするときは、当分の間、その品目毎の小売定価を定め、財務大臣の認可を受け、また、これを変更しようとするときも同様に認可を受けなければならないものとし、これらの認可の申請があった場合には、財務大臣は、消費者の利益を不当に害することとなると認めるとき等を除き認可しなければならないとする等、当該認可に関し、必要な規定が設けられている。（第33条～第35条）（注）1）</p> <p>(5) 小売販売業者は、財務大臣の認可に係る小売定価によらなければ、製造たばこを販売してはならない。（第36条）</p>

	内容
5. その他	<p>(1) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入した製造たばこを販売する時までに、消費者に対し製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促すための財務省令で定める文言を表示しなければならない。(第39条) (注) 2)</p> <p>(2) 製造たばこに係る広告を行う者は、未成年者の喫煙防止等に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならないものとし、財務大臣は、広告を行う者に対し、必要な措置を行うことができる。(第40条) (注) 3)</p>

(注) 1. いわゆる定価制度を当分の間維持するとは、1904年以来、定価制がとられ、一定の流通秩序が形成され、定着してきていることから、これを一挙に廃止した場合の流通秩序の混乱を避けるための措置であると承知しております。

なお、たばこはいわゆる公共財・サービスとは異なる嗜好品であり、輸入自由化等に伴い完全に自由化された流通市場におきましては、会社も特定販売業者も各々が独自の経営判断に基づいて、財務大臣に対する申請価格を定めております。

また、小売定価の認可に関し、1984年のたばこ事業法案の国会審議において、政府委員より次のような趣旨の答弁がなされたと承知しております。

たばこの小売定価については、たばこ事業法において、小売定価の認可の申請があった場合には、大蔵大臣は、消費者の利益を不当に害することとなると認められるとき、又は倉出価格（国産品）もしくは輸入価格（輸入品）に照らして不当に低いと認められるときには例外的に認可しないことができるとされており、このような場合でない限り認可しなければならないとされ、このたばこ事業法の趣旨に基づき認可を行っているところである。

2. 2003年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言の見直しが行われました。改正された同施行規則では、注意文言は、直接喫煙（肺がん、心筋梗塞、脳卒中及び肺気腫）に関する4種類の文言と、妊婦と喫煙、受動喫煙、喫煙への依存及び未成年者の喫煙に関する4種類の文言の計8種類の文言とすること、直接喫煙に関する4種類の文言とそれ以外の4種類の文言のうち、それぞれ1つ以上を選び、たばこ包装の「主要な面」に一つずつ表示し、これらの文言が年間を通じて品目及び包装ごとに概ね均等に表示されるようにすること、これらの文言の表示場所については、それぞれ「主要な面」の面積の30%以上を占める部分とすること等が規定されております。加えて、「マイルド」「ライト」等の用語を使用する場合には、消費者にたばこの消費と健康との関係に関して誤解を生じさせないため、それらの用語は健康に及ぼす影響が他のたばこと比べて小さいことを意味するものではない旨を明らかにする文言をそれらの用語を使用しているたばこの包装に表示しなければならないとの規定が設けられております。2005年7月1日から、製造たばこの販売に際しては、これらの規定に従っております。

3. 2004年3月、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」が改正され、屋外におけるたばこ製品の広告（ポスター・看板等）は原則として行わないこととされております。そのほか、たばこ広告に記載される注意文言の表示及び内容に関する事項を含んでおります。

	内容
1. 会社の目的	日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法第1条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を営営することを目的とする株式会社とする。（第1条）
2. 株式	<p>政府は、常時、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。（第2条第1項）</p> <p>会社が発行する株式若しくは新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合、又は株式交換に際して株式（自己株式を除く。）、新株予約権（自己新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債（自己新株予約権付社債を除く。）を交付しようとする場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。（第2条第2項）</p> <p>政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。（第3条）</p>
3. 事業の範囲	<p>会社は、上記1に記載の目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>(1) 製造たばこの製造、販売及び輸入の事業</p> <p>(2) 前号の事業に附帯する事業</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業</p> <p>なお、会社は上記(3)に掲げる事業を営もうとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。（第5条）</p>
4. 監督	<p>(1) 会社の取締役、執行役及び監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。（第7条）</p> <p>(2) 会社の定款の変更、剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、分割又は解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。（第8条）</p> <p>(3) 会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。（第9条）</p> <p>(4) 会社は、毎事業年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。（第10条）</p> <p>(5) 会社は、製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡しようとする等のときは、財務大臣の認可を受けなければならない。（第11条）</p> <p>(6) 財務大臣は、この法律及びたばこ事業法の定めるところに従い会社を監督するものとし、これらの法律を施行するため、必要な措置をとることができる。（第12条及び第13条）</p>

iii たばこ税に係る法律（たばこ特別税を含む）

	内容			
	国たばこ税	たばこ特別税	地方たばこ税	
1. 税目（注） 1	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税 （都に準用）	市町村たばこ税 （特別区に準用）
2. 納税義務者（注） 2	製造たばこの製造者又は製造たばこを保税地域から引き取る者		製造たばこを小売販売業者に売り渡す製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	
3. 課税標準（注） 3	製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数（紙巻たばこ以外は所定の本数換算）		小売業者への売渡しに係る製造たばこの本数（紙巻たばこ以外は所定の本数換算）	
4. 税率（注） 4	千本につき5,302円	千本につき820円	千本につき860円	千本につき5,262円
旧3級品 （注） 5	千本につき2,950円	千本につき456円	千本につき481円	千本につき2,925円
旧3級品 2017年4月1日以降	千本につき3,383円	千本につき523円	千本につき551円	千本につき3,355円
旧3級品 2018年4月1日以降	千本につき4,032円	千本につき624円	千本につき656円	千本につき4,000円
旧3級品 2019年4月1日以降	千本につき5,302円	千本につき820円	千本につき860円	千本につき5,262円
5. 申告納付（注） 6	製造たばこの製造者については毎月分を移出した月の翌月末日までに申告納付し、保税地域から引き取る者については引き取る時までに申告納付		道府県の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る売渡しについて、毎月分を当該売渡しを行なった月の翌月末日までに当該道府県に申告納付	市町村の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る売渡しについて、毎月分を当該売渡しを行なった月の翌月末日までに当該市町村に申告納付

- (注) 1. たばこ税法第3条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第4条並びに地方税法第1条第2項、第4条及び第5条
2. たばこ税法第4条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第5条並びに地方税法第74条の2第1項及び第465条第1項
3. たばこ税法第10条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第7条並びに地方税法第74条の4及び第467条
4. たばこ税法第11条第1項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第8条第1項、地方税法第74条の5及び第468条
5. 所得税法等の一部を改正する法律（平成27年3月31日法律第9号）第50条及び附則第103条並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成27年3月31日法律第2号）附則第12条第2項及び第20条第2項
6. たばこ税法第17条～第20条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第12条並びに地方税法第74条の10及び第473条
7. 「4. 税率」に関して
旧3級品とは、1985年4月1日に廃止された製造たばこ定価法に規定する紙巻たばこ三級品であった製造たばこで、同法廃止の時の品目と同一のものをいいます。所得税法等の一部を改正する法律（平成27年3月31日法律第9号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成27年3月31日法律第2号）により旧3級品の特例税率は廃止され、2016年4月1日から2019年4月1日までの期間において、段階的に税率改正を実施する旨の経過措置が講じられております。
8. (i) 高負担の個別物品税が課せられているたばこに係る税制については、一般的には、各年度の政府の税制改正の一環として検討が行なわれ、税制の改正を行なおうとする場合には、税制調査会等の審議を通じて政府としての方針決定後、立法院での審議・議決を経て決定されることとなります。なお、政府としての方針が決定されるに当たっては、税制改正大綱が閣議決定された上で、法律案の閣議決定を経て確定されます。
- (ii) 1985年4月の専売納付金制度からたばこ消費税制度に移行後、たばこに係る税制改正は、次頁のとおりです。

[たばこ税制をめぐる主な動きと当社の対応]

年月	項目	内容	当社の対応
1986年 5月	1986年度税制改正	1,000本当たり900円に相当する増税が行われました。	増税額相当分の定価改定を行いました。
1989年 4月	1989年度税制改正	消費税導入に伴い、たばこ消費税の名称をたばこ税に改めるとともに、課税方式が従量税に一本化されました。	基本的に定価改定の必要はありませんでした。
1997年 4月	1997年度税制改正	[地方税法改正] 地方たばこ税について道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲が行われました。	定価改定の必要はありませんでした。
		[消費税法改正] 消費税率が3%から5%へ改定されました。	全体として消費税率改定分に相当する定価改定となるよう、一部銘柄について1箱10円の値上げを行いました。
1998年12月	1998年度税制改正	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律が制定され、1,000本当たり820円のたばこ特別税が導入されました。	基本的に1本1円の値上げを行いました。
1999年 5月	1999年度税制改正	[租税特別措置法及び地方税法改正] たばこ税から道府県たばこ税、市町村たばこ税への税源移譲が行われました。	定価改定の必要はありませんでした。
2003年 7月	2003年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり820円の増税が行われました。	概ね1本1円程度の値上げを行いました。
2006年 7月	2006年度税制改正	所得税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり852円の増税が行われました。	全銘柄について増税額相当分を価格転嫁するとともに、一部銘柄については、増税額相当分以上の値上げを行いました。
2010年10月	2010年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり3,500円の増税が行われました。	一部銘柄を除き、増税額相当分以上の値上げを行いました。
2014年 4月	2014年度税制改正	[消費税法改正] 消費税率が5%から8%へ改定されました。	全体として消費税率改定分に相当する定価改定となるよう、一部銘柄を除き、1箱10円又は20円の値上げを行いました。
2016年 4月	2015年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、旧3級品につき、1,000本当たり1,000円の税額引き上げが行われました。	旧3級品につき、1箱30円から50円の値上げを行いました。

(注) 2016年4月と同様に、2017年4月に、旧3級品につき1,000本当たり1,000円の税額引き上げが行われることから、1箱30円の値上げを行う予定です。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

研究開発活動は、主として当社のたばこ中央研究所、医薬総合研究所等で推進しております。

当年度における当社グループの研究開発費は582億円であり、各セグメントの研究目的、研究開発費等は次のとおりです。なお、上記研究開発費には、当社コーポレート部門で行っている各セグメントに属さない基礎研究（植物バイオテクノロジー関連の研究等）に係る研究開発費8億円を含んでおります。

（1）国内及び海外たばこ事業

研究開発力を長期に亘る競争力の源泉とすべく、特に葉たばこの育種、原材料及びその加工、たばこの香嗅味、製造技術及び新規製品カテゴリー創出技術の分野に注力し、製品価値の向上とコストの低減を目指しております。基礎研究及び応用研究開発領域については、日本国内の研究所がグローバル機能を有しており、製品開発領域については、各国・各地域の異なるニーズ・嗜好に対応すべく、ローカルベースでの開発も行っております。国内たばこ事業に係る研究開発費は178億円、海外たばこ事業に係る研究開発費は83億円です。

（2）医薬事業

研究開発は、医薬事業の基盤であり、医薬事業の長期的成長と収益性にとって重要なものです。研究開発活動は、主に「糖・脂質代謝」「ウイルス」「免疫・炎症」の領域にフォーカスしております。医薬事業に係る研究開発費は307億円です。

（3）加工食品事業

加工食品事業における研究開発では、消費者のニーズや嗜好にあった革新的な製品の開発に注力しております。加工食品事業に係る研究開発費は6億円です。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針

① IFRSの適用

当社グループは、1999年にRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を取得、2007年にGallaher社を買収し、70以上の国と地域で事業を展開、また120以上の国と地域で製品を販売するグローバル企業として着実な成長を続けてきました。こうした中で、日本において国際的な財務・事業活動を行っている上場企業に対して、2009年度よりIFRSの任意適用が認められたことを踏まえ、当社グループは、2011年度よりIFRSを適用することとしました。これにより、当社グループは資金調達手段の多様化、経営管理面での品質向上を目指してまいります。

② 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループの連結財務諸表は、収益及び費用、資産及び負債の測定並びに決算日現在の偶発事象の開示等に関する経営者の見積り及び仮定を含んでおります。これらの見積り及び仮定は過去の実績及び決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積り及び仮定は経営者により継続して見直しております。これらの見積り及び仮定の見直しによる影響は、その見積り及び仮定を見直した期間及びそれ以降の期間において認識しております。

上記のうち、当社グループの連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」をご参照ください。

③ 非継続事業

当社グループは、前年度において、飲料事業を非継続事業に分類しております。これにより、「(2) 当年度の経営成績の分析」において、前年度の非継続事業からの利益又は損失は、「非継続事業からの当期利益（親会社所有者帰属）」として、継続事業と区分して表示しております。

(2) 当年度の経営成績の分析

① 売上収益

売上収益は、医薬事業及び国内たばこ事業における増収があったものの、海外たばこ事業において不利な為替影響を大きく受けたことにより、前年度比1,096億円減収の2兆1,433億円（前年度比4.9%減）となりました。

② 売上原価、その他の営業収益、持分法による投資利益並びに販売費及び一般管理費等

売上原価は前年度比476億円減少の8,724億円（前年度比5.2%減）、その他の営業収益は前年度比547億円増収の701億円（前年度比356.2%増）、持分法による投資利益は前年度比1億円増益の65億円（前年度比1.7%増）、販売費及び一般管理費等は前年度比352億円減少の7,541億円（前年度比4.5%減）となりました。

③ 調整後営業利益、営業利益及び当期利益（親会社所有者帰属）

為替一定ベースの調整後営業利益は前年度比11.3%増となったものの、海外たばこ事業において不利な為替影響を大きく受けたことにより、調整後営業利益は、前年度比399億円減益の5,868億円（前年度比6.4%減）となりました。

営業利益は、不動産売却益の計上等により、前年度比281億円増益の5,933億円（前年度比5.0%増）となりました。

継続事業からの親会社の所有者に帰属する当期利益は、営業利益の増益等により、前年度比232億円増益の4,217億円（前年度比5.8%増）となりました。なお、親会社の所有者に帰属する当期利益は、前年度比640億円減益の4,217億円（前年度比13.2%減）となりましたが、これは、前年度に飲料自販機オペレーター事業子会社株式等の譲渡益が含まれていること等によるものです。

(3) 財務活動の基本方針

当社グループの財務活動の基本方針は、以下のとおりです。

① グループ内キャッシュマネジメント

グループ全体の資金効率を最大化するため、法制度上許容され、かつ経済合理性が認められることを前提として、主としてキャッシュマネジメントシステム（CMS）によるグループ内での資金貸借の実施を最優先としております。

② 外部資金調達

短期の運転資金については、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパー又はその組み合わせ、中長期資金については、金融機関からの借入、社債、株主資本又はその組み合わせにより調達することを基本としております。

安定的で効率的な資金調達のために、複数のコミットメント融資枠を設定するなど、取引する金融機関と資金調達手段の多様性を維持しております。

③ 外部資金運用

外部資金運用においては、安全性と流動性を確保した上で、適切な収益を求め、また投機的取引を行ってはならないことを定めております。

④ 財務リスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。主要な財務上のリスク管理の状況については、定期的に当社の社長及び取締役会への報告を行っております。

また、当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

なお、財務リスク管理の詳細については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 33. 金融商品 (2) リスク管理に関する事項から (8) 市場価格の変動リスク」までをご参照ください。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① 資金需要

設備投資、運転資金、外部資源の獲得、借入の返済及び利息の支払い、配当金の支払い、自己株式取得並びに法人税の支払い等に資金を充当しております。

② 資金の源泉

主として営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入、社債及びコマーシャル・ペーパーの発行により、必要とする資金を調達しております。

<キャッシュ・フロー>

当年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは3,765億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは6,875億円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは913億円の収入となりました。当年度末における連結ベースの現金及び現金同等物は、為替変動による影響を含めると、前年度末に比べ2,326億円減少し、2,942億円となりました（前年度末残高5,268億円）。

<有利子負債>

当社グループの当年度末現在の有利子負債の返済・償還予定額は以下のとおりです。

(単位：億円)

	帳簿価額	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
短期借入金	1,879	1,879	-	-	-	-	-
短期リース債務	4	4	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	6	6	-	-	-	-	-
1年内償還予定の社債	200	200	-	-	-	-	-
長期借入金	9	-	4	1	0	0	3
社債	3,382	-	582	-	800	874	1,132
長期リース債務	73	-	2	2	2	1	67
合計	5,553	2,089	588	3	802	875	1,202

(長期負債)

社債（1年内償還予定を含む）は、前年度末現在2,151億円、当年度末現在3,582億円、金融機関からの長期借入金（1年内返済予定を含む）は、それぞれ10億円、14億円です。前年度末現在及び当年度末現在の長期借入金に適用されている年間利率は、2.32%～4.64%、1.05%～4.41%となっております。長期リース債務は、前年度末現在78億円、当年度末現在73億円です。

当年度末現在、長期債務格付は、ムーディーズジャパン(株)ではAa3（安定的）、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン(株)ではAA-（安定的）、(株)格付投資情報センター（R&I）ではAA（安定的）となっており、同日現在、国際的なたばこ会社の信用格付としてはそれぞれ最高レベルです。

格付は、事業を行う主要市場の発展及び事業戦略の成功、並びに当社グループではコントロールできない全般的な景気動向等、数多くの要因によって影響を受けます。格付は随時、撤回あるいは修正される可能性があります。格付はそれぞれ、他の格付と区別して単独に評価されるべきものです。JT法のもと、当社により発行される社債には、当社の一般財産に対する先取特権が付されており、この権利により、国税及び地方税並びにその他の法定債務を例外とし、償還請求において社債権者は無担保債権者よりも優先されます。

(短期負債)

金融機関からの短期借入金は、前年度末現在308億円、当年度末現在1,879億円です。前年度末現在及び当年度末現在、コマーシャル・ペーパーの発行残高はありません。前年度末現在及び当年度末現在の短期借入金に適用されている年間利率は、それぞれ0.43%～11.30%、0.33%～15.00%となっております。短期リース債務は、前年度末現在6億円、当年度末現在4億円です。

③ 流動性

当社グループは、従来から営業活動により多額のキャッシュ・フローを得ており、今後も引き続き資金源になると見込んでおります。営業活動によるキャッシュ・フローは今後も安定的で、通常の事業活動における必要資金はまかなえると予想しております。また、当年度末現在、国内・海外の主要な金融機関からの5,744億円のコミットメント融資枠があり、その全てが未使用です。更に、コマーシャル・ペーパープログラム、アンコミットメントベースの融資枠、国内社債発行登録枠及びユーロMTNプログラム等があります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当年度において、当社グループでは、全体で1,130億円の設備投資を実施しました。

国内たばこ事業につきましては、製造工程の維持更新及び生産性の向上、新製品対応並びに製品スペック改善等に
伴う投資を中心に298億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、製造拠点の最適化に加え、製
品スペック改善等に伴う投資を中心に706億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、研究開発体制等
の整備・強化に38億円の設備投資を行いました。加工食品事業につきましては、生産能力増強、維持更新に57億円の
設備投資を行いました。

なお、設備投資に関する所要資金については自己資金を充当しております。

※ 設備投資には、企業結合により取得した資産を除く、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業
分野における事業遂行に必要となる、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並
びにのれん、商標権、ソフトウェア、その他の無形資産を含みます。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

(2016年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品		合計
			面積 (千㎡)	金額					
北関東工場 (栃木県宇都宮市) (注) 1	国内たばこ事業	たばこ製造設備	150	2,062	9,012	23,923	719	35,716	408
東海工場 (静岡県磐田市) (注) 1	国内たばこ事業	たばこ製造設備	223	2,309	6,960	12,481	376	22,125	317
関西工場 (京都市伏見区)	国内たばこ事業	たばこ製造設備	116	5,831	11,435	26,803	596	44,665	476
九州工場 (福岡県筑紫野市)	国内たばこ事業	たばこ製造設備	166	4,042	2,700	7,084	210	14,035	265
たばこ中央研究所 (横浜市青葉区) (注) 1	国内たばこ事業	研究開発設備	35	642	3,256	0	856	4,754	82
医薬総合研究所 (大阪府高槻市)	医薬事業	研究開発設備	95	2,730	13,771	7	1,470	17,978	595
本社 (東京都港区)	会社全般の 管理業務	その他設備	14	21,487	21,501	16	1,958	44,961	1,476
支社 (15支社) (各市区町村) (注) 2	国内たばこ事業 (管理業務を含む)	その他設備等	30	866	2,067	1,313	78	4,325	2,890

(2) 国内子会社

(2016年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品		合計
			面積 (千㎡)	金額					
TSネットワーク㈱ 本社他26物流基地等 (本社・東京都台東区) (注) 2	国内たばこ事業	物流設備	35	-	8,660	1,708	537	10,905	1,660
日本フィルター工業㈱ 本社他3工場等 (本社・東京都墨田区) (注) 2	国内たばこ事業	材料製造設備	118	744	4,602	8,524	316	14,187	609
鳥居薬品㈱ 本社他工場及び支店等 (本社・東京都中央区)	医薬事業	医薬品製造設備 及びその他設備	55	604	3,218	2,032	395	6,249	1,059
テーブルマーク㈱ 本社他8工場等 (本社・東京都中央区)	加工食品事業	冷凍食品生産設 備	-	-	5,613	7,530	237	13,380	1,334

(3) 海外子会社

(2016年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品		合計
			面積 (千㎡)	金額					
LLC Petro (ロシア) (注) 2	海外たばこ事業	たばこ製造設備	194	314	6,589	12,851	2,375	22,128	1,285
JT International Germany GmbH (ドイツ) (注) 4	海外たばこ事業	たばこ製造設備	346	291	14,689	17,504	1,490	33,974	1,852
JTI Polska Sp. z o. o. (ポーランド) (注) 4	海外たばこ事業	たばこ製造設備	409	133	9,197	23,348	790	33,468	1,188
JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S. (トルコ)	海外たばこ事業	たばこ製造設備	249	1,305	1,765	8,145	111	11,326	478

- (注) 1. 連結会社以外のものへ賃貸している土地があります。
 2. 連結会社以外のものから賃借している土地があります。
 3. 各表内の帳簿価額にはリース資産を含めて記載しております。
 4. より効率的な製品製造体制構築の観点から、今後、リスマフィラン工場（北アイルランド）及びウエルヴィク工場（ベルギー）の閉鎖並びにトリアー工場（ドイツ）が有するMYO製品の製造ラインの廃止、またこれら工場での製造機能をポーランド及びルーマニアの工場へ移管することを予定しております。なお、当該閉鎖、廃止及び移管に係る欧州労使協議会及び現地労働組合との協議は完了しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの中長期の経営資源配分は、経営理念に基づき、中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先とする方針です。報告セグメントの中でも、国内及び海外たばこ事業を利益成長の中核かつ牽引役と位置付け、たばこ事業の持続的な利益成長に向けた事業投資を最重要視します。一方、医薬事業は安定的な利益貢献につながる基盤強化に、加工食品事業は更なる利益貢献につながる基盤強化にそれぞれ注力することとし、そのための投資を実行していきます。

このような方針のもと、当年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充）は1,360億円としております。

なお、設備投資計画は、当社及び連結子会社の個々のプロジェクトの内容が多岐にわたるため、セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

当社グループの実際の設備投資は、「第2 事業の状況 4. 事業等のリスク」で記載したものを含む多くの要因により、上記の見通しとは著しく異なる場合があります。

セグメントの名称	設備投資予定額 (億円)	設備等の主な内容・目的	資金調達の 主な方法
国内たばこ事業	420	製造工程の維持更新及び生産性向上、新製品対応 並びに製品スペック改善	自己資金
海外たばこ事業	640	製品スペック改善及び製造拠点の最適化	同上
医薬事業	90	研究開発体制の整備及び強化	同上
加工食品事業	155	生産能力増強、生産性向上及び維持更新	同上

(注) 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

※ 設備投資には、企業結合により取得した資産を除く、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要となる、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウェア、その他の無形資産を含みます。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000,000
計	8,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2016年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2017年3月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000,000	2,000,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 2
計	2,000,000,000	2,000,000,000	—	—

(注) 1. 当社の株式は、日本たばこ産業株式会社法第2条の規定により、当社が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く)の総数の3分の1を超える株式を政府が保有することとされております。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

① 2007年12月21日取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	200個	183個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	40,000株（注）1、4	36,600株（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2008年1月9日から 2038年1月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり581,269円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

- (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。
- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。
2. 以下の①、②又は③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。
- 1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
- 再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
- 組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
- 組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
4. 当社は、2012年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の割合で株式を分割いたしました。これにより、当該株式分割以前に発行した新株予約権の目的となる株式の数について1株から200株へ調整して記載しております。

② 2008年9月19日取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	345個	345個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	69,000株（注）1、4	69,000株（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2008年10月7日から 2038年10月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり285,904円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1～4 ① 2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）1～4に同じ。

③ 2009年9月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	695個	695個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	139,000株（注）1、4	139,000株（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2009年10月14日から 2039年10月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり197,517円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1～4 ① 2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）1～4に同じ。

④ 2010年9月17日取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	652個	652個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	130,400株（注）1、4	130,400株（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2010年10月5日から 2040年10月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり198,386円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1～4 ① 2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）1～4に同じ。

⑤ 2011年9月16日取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	794個	759個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	158,800株（注）1、4	151,800株（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2011年10月4日から 2041年10月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり277,947円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1～4 ① 2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）1～4に同じ。

⑥ 2012年9月21日取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	607個	607個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	121,400株（注）1	121,400株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2012年10月10日から 2042年10月9日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり320,000円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は200株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

(注) 2、3 ① 2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の(注) 2、3に同じ。

⑦ 2013年9月20日取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	422個	408個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	84,400株（注）1	81,600株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2013年10月8日から 2043年10月7日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり513,400円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1 ⑥ 2012年9月21日取締役会決議による新株予約権の（注）1に同じ。

（注）2、3 ① 2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）2、3に同じ。

⑧ 2014年9月19日取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	291個	283個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	58,200株（注）1	56,600株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2014年10月7日から 2044年10月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり483,200円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1 ⑥ 2012年9月21日取締役会決議による新株予約権の（注）1に同じ。

（注）2、3 ① 2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）2、3に同じ。

⑨ 2015年7月17日取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	448個	415個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	89,600株（注）1	83,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2015年8月4日から 2045年8月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり711,200円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1 ⑥ 2012年9月21日取締役会決議による新株予約権の（注）1に同じ。

（注）2、3 ① 2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）2、3に同じ。

⑩ 2016年6月17日取締役会決議

	事業年度末現在 (2016年12月31日)	提出日の前月末現在 (2017年2月28日)
新株予約権の数	430個	403個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	86,000株（注）1	80,600株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2016年7月5日から 2046年7月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり572,600円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む）、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	（注）2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1 ⑥ 2012年9月21日取締役会決議による新株予約権の（注）1に同じ。

（注）2、3 ① 2007年12月21日取締役会決議による新株予約権の（注）2、3に同じ。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2012年7月1日	1,990,000	2,000,000	—	100,000	—	736,400

(注) 2012年7月1日を効力発生日として、1株につき200株の割合で株式を分割いたしました。これにより、発行済株式の総数は1,990,000千株増加して2,000,000千株となっております。

(6) 【所有者別状況】

(2016年12月31日現在)

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	263	84	1,054	897	57	151,230	153,586	-
所有株式数 (単元)	6,669,272	3,465,542	554,278	166,996	6,184,578	193	2,958,831	19,999,690	31,000
所有株式数の 割合 (%)	33.35	17.33	2.77	0.83	30.92	0.00	14.79	100.00	-

(注) 1. 自己株式2,090,442単元は、「個人その他」に含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が336単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

(2016年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	666,927,200	33.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	57,243,800	2.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	56,742,000	2.84
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	35,920,351	1.80
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワー2棟	33,800,000	1.69
GIC PRIVATE LIMITED - C (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE068912 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済事業部)	31,123,800	1.56
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	29,825,673	1.49
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	25,502,286	1.28
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	22,489,094	1.12
THE BANK OF NEW YORK 133522 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	20,434,226	1.02
計	—	980,008,430	49.00

(注) 上記のほか、自己株式が209,044,267株あります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2016年12月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 209,044,200	—	(注) 2
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,790,924,800	17,909,248	(注) 2
単元未満株式	普通株式 31,000	—	(注) 3
発行済株式総数	2,000,000,000	—	—
総株主の議決権	—	17,909,248	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が33,600株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数336個が含まれております。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。

3. 自己株式が67株含まれております。

② 【自己株式等】

(2016年12月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本たばこ産業株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	209,044,200	—	209,044,200	10.45
計	—	209,044,200	—	209,044,200	10.45

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

(2007年12月21日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2007年12月21日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2007年12月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員（取締役である者を除く） 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し46,600株、執行役員に対し38,600株、合計85,200株（新株予約権1個につき200株）（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

2. 当社は、2012年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の割合で株式を分割いたしました。これにより、当該株式分割以前に発行した新株予約権の目的となる株式の数について1株から200株へ調整して記載しております。

(2008年9月19日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2008年9月19日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2008年9月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員（取締役である者を除く） 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し63,000株、執行役員に対し46,400株、合計109,400株（新株予約権1個につき200株）（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1、2 (2007年12月21日取締役会決議) の (注) 1、2に同じ。

(2009年9月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2009年9月28日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2009年9月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名 執行役員（取締役である者を除く） 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し125,200株、執行役員に対し105,400株、合計230,600株（新株予約権1個につき200株）（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1、2 (2007年12月21日取締役会決議) の (注) 1、2に同じ。

(2010年9月17日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2010年9月17日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2010年9月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名 執行役員(取締役である者を除く) 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し104,200株、執行役員に対し91,600株、合計195,800株(新株予約権1個につき200株)(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1、2 (2007年12月21日取締役会決議)の(注)1、2に同じ。

(2011年9月16日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2011年9月16日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2011年9月16日
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名 執行役員(取締役である者を除く) 15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し102,800株、執行役員に対し104,800株、合計207,600株(新株予約権1個につき200株)(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1、2 (2007年12月21日取締役会決議)の(注)1、2に同じ。

(2012年9月21日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2012年9月21日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2012年9月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く） 7名 執行役員（取締役である者を除く） 17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役（社外取締役を除く）に対し65,600株、執行役員 に対し80,200株、合計145,800株 (新株予約権1個につき200株) (注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) (2007年12月21日取締役会決議)の(注)1に同じ。

(2013年9月20日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2013年9月20日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2013年9月20日
付与対象者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く） 7名 執行役員（取締役である者を除く） 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役（社外取締役を除く）に対し42,000株、執行役員 に対し58,000株、合計100,000株 (新株予約権1個につき200株) (注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) (2007年12月21日取締役会決議)の(注)1に同じ。

(2014年9月19日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2014年9月19日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2014年9月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く） 6名 執行役員（取締役である者を除く） 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役（社外取締役を除く）に対し35,600株、執行役員 に対し33,200株、合計68,800株 (新株予約権1個につき200株) (注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) (2007年12月21日取締役会決議)の(注)1に同じ。

(2015年7月17日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2015年7月17日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2015年7月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く） 6名 執行役員（取締役である者を除く） 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役（社外取締役を除く）に対し49,000株、執行役員 に対し66,200株、合計115,200株 (新株予約権1個につき200株) (注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) (2007年12月21日取締役会決議)の(注)1に同じ。

(2016年6月17日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、2016年6月17日開催の取締役会において決議したものです。

決議年月日	2016年6月17日
付与対象者の区分及び人数	取締役（社外取締役を除く） 5名 執行役員（取締役である者を除く） 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役（社外取締役を除く）に対し34,200株、執行役員 に対し51,800株、合計86,000株 (新株予約権1個につき200株) (注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) (2007年12月21日取締役会決議)の(注)1に同じ。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (百万円)
当事業年度における取得自己株式	86	0
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2017年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	241,200	512	26,800	57
(単元未満株式の売渡請求による売渡)	50	0	—	—
保有自己株式数	209,044,267	—	209,017,467	—

(注) 1. 当期間の処理自己株式数及び処分価額の総額には、2017年3月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による譲渡及び単元未満株式の売渡は含まれておりません。

2. 当期間の保有自己株式数には、2017年3月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による譲渡並びに単元未満株式の買取及び売渡は含まれておりません。

3【配当政策】

株主還元方針につきましては、積極的な事業投資を継続しながらも、起こり得る環境変化にも対応できる強固な財務基盤を維持しつつ、中長期の利益成長に応じた株主還元の向上を図ってまいります。

具体的には、1株当たり配当金について、安定的・継続的な成長を目指してまいります。自己株式の取得につきましては、事業環境や財務状況の中期的な見通し等を踏まえて、実施の是非を検討することといたします。

なお、引き続きグローバルFMCGの還元動向もモニタリングしてまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績を踏まえ、1株当たり66円といたしました。したがって、年間では中間配当64円を含め、1株当たり130円となります。

また、内部留保資金につきましては、その用途として、足許及び将来の事業投資、外部資源の獲得、自己株式の取得等に備えることとしております。

なお、第32期の剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2016年8月1日 取締役会決議	114,617	64.00
2017年3月24日 定時株主総会決議	118,203	66.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2014年12月	2015年12月	2016年12月
最高（円）	474,500	490,500 □3,240	3,835	4,193	4,848	4,850
最低（円）	282,600	406,500 □2,108	2,850	3,097	3,101	3,627

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2. 2012年7月1日を効力発生日として1株につき200株の割合で株式分割を行っております。□印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

3. 第30期は、決算期変更により2014年4月1日から2014年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(2)【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	2016年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	4,432	4,168	4,177	4,195	4,038	3,975
最低（円）	3,958	3,822	3,920	3,846	3,627	3,735

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員 の 状 況】

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長		丹呉 泰健	1951年3月21日生	1974年4月 大蔵省入省 2006年10月 財務省理財局長 2007年7月 同省大臣官房長 2008年7月 同省主計局長 2009年7月 同省財務事務次官 2010年7月 同省財務事務次官退官 2010年12月 株式会社読売新聞グループ本社監査役 2012年12月 内閣官房参与 2014年4月 内閣官房参与退任 2014年6月 当社取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社大垣共立銀行社外取締役	2016年 3月から 2年	2,800
※代表取締役社長		小泉 光臣	1957年4月15日生	1981年4月 日本専売公社入社 2001年6月 当社経営企画部長 2003年6月 当社執行役員 人事労働グループリーダー 2004年6月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 2006年6月 当社常務執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 2007年6月 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部営業統括部長 2007年7月 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部マーケティング&セールス責任者 2009年6月 当社代表取締役副社長 2012年6月 当社代表取締役社長 (現任)	2016年 3月から 2年	29,500
※代表取締役副社長		新貝 康司	1956年1月11日生	1980年4月 日本専売公社入社 2001年7月 当社財務企画部長 2004年6月 当社執行役員 財務グループリーダー 2004年7月 当社執行役員 財務責任者 2005年6月 当社取締役 執行役員 財務責任者 2006年6月 当社取締役 JT International S.A. Executive Vice President 2011年6月 当社代表取締役副社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社リクルートホールディングス社外取締役	2016年 3月から 2年	26,700

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
※代表取締役副社長		岩井 睦雄	1960年10月29日生	1983年4月 日本専売公社入社 2003年6月 当社経営企画部長 2004年7月 当社経営戦略部長 2005年6月 当社執行役員 食品事業本部食品事業部長 2006年6月 当社取締役 常務執行役員 食品事業本部長 2008年6月 当社常務執行役員 企画責任者 2010年6月 当社取締役 常務執行役員 企画責任者兼食品事業担当 2011年6月 当社取締役 JT International S.A. Executive Vice President 2013年6月 当社専務執行役員 企画責任者 2016年1月 当社専務執行役員 たばこ事業本部長 2016年3月 当社代表取締役副社長 (現任) (重要な兼職の状況) JT International Group Holding B.V. Chairman	2016年3月から2年	21,000
※取締役副社長		宮崎 秀樹	1958年1月22日生	1980年4月 野村証券株式会社入社 2005年7月 当社経理部調査役 2006年1月 当社財務副責任者 2008年6月 当社執行役員 財務責任者 2010年6月 当社常務執行役員 財務責任者 2012年6月 当社取締役副社長 (現任)	2016年3月から2年	16,600
取締役		岡 素之	1943年9月15日生	1966年4月 住友商事株式会社入社 1994年6月 同社取締役 1998年4月 同社代表取締役常務 2001年4月 同社代表取締役専務 2001年6月 同社代表取締役社長 2007年6月 同社代表取締役会長 2012年6月 同社相談役 (現任) 2012年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 日本電気株式会社社外取締役	2016年3月から2年	0
取締役		幸田 真音	1951年4月25日生	1995年9月 作家として独立 2003年1月 財務省財政制度等審議会委員 2004年4月 滋賀大学経済学部客員教授 2005年3月 国土交通省交通政策審議会委員 2006年11月 政府税制調査会委員 2010年6月 日本放送協会経営委員 2012年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 作家 株式会社LIXILグループ社外取締役 株式会社日本取引所グループ社外取締役	2016年3月から2年	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		中村 太	1957年11月23日生	1981年4月 日本専売公社入社 2004年7月 当社調達部長 2005年9月 当社監査部調査役 JT International Holding B.V. Vice President 2009年7月 当社経理部調査役 2010年7月 当社監査部長 2012年6月 当社常勤監査役 (現任)	2015年 3月か ら4年	4,800
常勤監査役		湖島 知高	1953年12月19日生	1976年4月 大蔵省入省 2000年7月 同省福岡財務支局長 2002年7月 当社財務グループ副グル ープリーダー 2004年7月 人事院事務総局職員福祉 局次長 2007年4月 同院事務総局審議官 2008年1月 同院事務総局公平審査局 長 2009年8月 独立行政法人国立病院機 構理事 2010年11月 一般社団法人日本取締役 協会事務総長 2013年6月 当社常勤監査役 (現任)	2015年 3月か ら4年	0
監査役		今井 義典	1944年12月3日生	1968年4月 日本放送協会入社 1995年6月 同協会ヨーロッパ総局長 2000年5月 同協会国際放送局長 2003年6月 同協会解説委員長 2008年1月 同協会副会長 2011年1月 同協会副会長退任 2011年4月 立命館大学客員教授 (現 任) 2011年6月 当社社外監査役 (現任)	2015年 3月か ら4年	700
監査役		大林 宏	1947年6月17日生	1970年4月 司法修習生 1972年4月 検事任官 2001年5月 法務省保護局長 2002年1月 同省大臣官房長 2004年6月 同省刑事局長 2006年6月 同省法務事務次官 2007年7月 札幌高等検察庁検事長 2008年7月 東京高等検察庁検事長 2010年6月 検事総長 2010年12月 検事総長退官 2011年3月 弁護士登録 2015年3月 当社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 大林法律事務所弁護士 大和証券株式会社社外監査役 三菱電機株式会社社外取締役 新日鐵住金株式会社社外監査役	2015年 3月か ら4年	0
計						102,100

- (注) 1. 取締役 岡 素之及び幸田 真音は、社外取締役です。
2. 監査役 今井 義典及び大林 宏は、社外監査役です。
3. 「役名」欄中、※を付している者は、執行役員を兼務しております。

4. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
政木 道夫	1961年2月20日生	1987年4月 司法修習生 1989年4月 検事任官 2003年7月 前橋地方検察庁高崎支部長 2004年4月 弁護士登録 (重要な兼職の状況) シティニューワ法律事務所弁護士 浜井産業株式会社社外取締役	(注)	0

※ 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までです。

5. 当社では、迅速かつ高品質の意思決定・業務執行を実現するため、2001年6月に執行役員制度を導入しております。2017年3月24日現在で以下23名が選任されております。

役名	氏名	職名
社長	小泉 光臣	CEO
副社長	新貝 康司	副CEO、コンプライアンス・総務・法務・人事・企画・IT・ビジネスディベロップメント・監査担当
副社長	岩井 睦雄	たばこ事業本部長
副社長	宮崎 秀樹	財務・CSR・コミュニケーション担当
専務執行役員	千々岩 良二	コンプライアンス・総務担当
専務執行役員	佐々木 治道	たばこ事業本部 国内たばこ事業プレジデント
常務執行役員	山下 和人	たばこ事業本部 中国事業部長
常務執行役員	前田 四郎治	たばこ事業本部 マーケティング&セールス責任者
執行役員	福地 淳一	たばこ事業本部 渉外企画室長
執行役員	嶋吉 耕史	たばこ事業本部 事業企画室長
執行役員	柴山 武久	たばこ事業本部 R&D責任者
執行役員	大友 平和	たばこ事業本部 製造責任者
執行役員	小倉 健資	たばこ事業本部 原料責任者
執行役員	藤本 宗明	医薬事業部長
執行役員	大川 滋紀	医薬事業部 医薬総合研究所長
執行役員	見浪 直博	財務責任者
執行役員	永田 亮子	CSR担当
執行役員	山田 晴彦	法務担当
執行役員	廣渡 清栄	人事担当
執行役員	前田 勇氣	企画・IT担当
執行役員	筒井 岳彦	ビジネスディベロップメント担当
執行役員	中野 恵	コミュニケーション担当
執行役員	菊池 孝徳	総務担当

※ コーポレート部門の執行役員については、事業戦略上の課題により柔軟に対応する体制とすべく、2016年1月1日付で担当制への変更を行っております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

本項においては、当年度、当年度末並びに前事業年度及び当事業年度に関する事項が含まれておりますが、別段の表示が無い限り、提出日現在の事項を記載しております。

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社の経営理念である「4Sモデル」、即ち、「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」ことの追求に向けた、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みととらえております。

当社は、当社のコーポレート・ガバナンスの充実が、当社グループの中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上につながり、当社グループを取り巻くステークホルダー、ひいては経済・社会全体の発展にも貢献するとの認識のもと、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」を定めております。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付け、不断の改善に努め、その充実を図ってまいります。

② 会社の機関の内容

当社は監査役会設置会社を選択するとともに、実効性のあるガバナンス体制の構築の観点から、社外取締役及び社外監査役を主要な構成員とする報酬諮問委員会の設置、外部委員を主要な構成員とするJTグループコンプライアンス委員会の設置等、任意の仕組みの活用によるコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の報告を受けております。会長は代表権を持たない取締役として経営の監督に専念するとともに、取締役会の議長を務めております。また、当社は、監督機能の強化及び経営の透明性の観点から中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上に寄与する資質を備えた社外取締役を2名以上選任することとしています。

取締役会は、取締役会規程において取締役会付議事項を定めるほか、迅速な意思決定及び高品質な業務執行を実現する観点から、経営上の重要事項について社内の責任権限に関する規程（以下「責任権限規程」という）による明確な意思決定プロセスを定めるとともに、執行役員制度のもと、各執行役員に対して全社経営戦略に基づく適切な権限の委譲を行っております。

当社は、監査役制度を採用しており、当社監査役（以下、単に「監査役」とし、「監査役会」、「監査役室」及び「監査役室長」も当社のそれを意味するものとする）は株主の負託を受けた独立の機関として、取締役会その他の重要な会議に出席して発言を行うほか、積極的に事業拠点の視察を行う等、能動的に権限を行使するとともに、社外監査役や常勤監査役の職務の特性に応じ、客観的な立場から適切に監査を行っております。監査役は、取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に努めております。

監査役会は、経営・法律・財務・会計等の豊富な経験を有する者から構成されるものとしております。常勤監査役の中村 太氏は、これまで当社資金部及び経理部において実務に従事するとともに、監査部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。また、常勤監査役の湖島 知高氏は、当社財務グループ副グループリーダーを務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見に加え、幅広い行政の経験、日本取締役協会において培われたコーポレート・ガバナンスに関する知見を有する者です。なお、当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。

③ 内部統制システム、リスク管理体制及び子会社の業務の適正を確保するための体制の整備の状況

当社は、従前から、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取組みを通じて当社及び当社グループの内部統制システム等の運用を図り、また、監査役による監査の実効性の確保に向けた取組みを行うことで、会社法及び会社法施行規則に基づき求められる体制を構築してきました。今後も現行の体制を継続的に随時見直し、適正な業務執行のための企業体制の維持・向上に努めてまいります。なお、外国子会社については、設立国の法令に準拠しつつ、原則として以下の子会社に関する規定に準じて必要な体制の構築及び運用を行っております。

- ・ 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役等及び従業員（以下、取締役等及び従業員を総称して「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制については、その体制に係る規程に基づき、当社及び子会社の役職員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範の策定等を行うとともに、コンプライアンスの徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部委員を主要な構成員とするJTグループコンプライアンス委員会を設置し、会長が委員長を務めております。また、コンプライアンス担当執行役員を定めコンプライアンス統括室を所管させ、これにより当社グループ横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努めております。当社及び

子会社の各コンプライアンス推進部門（当社においてはコンプライアンス統括室、子会社においてはそれに相当する部署等）は、行動規範を解説した「JTグループ行動規範」等をその役職員に配布するとともに、その役職員を対象に各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことによってコンプライアンスの実効性の向上に努めております。

内部通報体制については、当社及び子会社は、その従業員等が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合に備え、相談・通報窓口を設置しており、相談・通報を受けた各コンプライアンス推進部門はその内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、再発防止策を実施することとしております。当社は、当社グループに係る重要な問題についてはJTグループコンプライアンス委員会に付議し、審議を求め、又は報告することとしております。

反社会的勢力排除に向けた体制については、当社及び子会社は、反社会的勢力とは断固として対決し、不当な要求には応じず、一切の関係を遮断することとしております。当社グループとしての対応統括部署を当社総務部と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、情報収集・共有を図り、組織的な対応を実施しております。また、反社会的勢力への関与を禁止し、当社及び子会社の役職員に周知徹底するとともに、これら役職員に対して適宜研修等を行うことにより、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続的に実施しております。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、当社は、金融商品取引法等に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図っております。

内部監査体制については、当社監査部（当年度末現在18名）が所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図っております。また、当社監査部は各子会社の内部監査機能との連携により、当社グループの内部監査体制及び方針の企画・推進、並びに各子会社の内部監査機能に対する補完を行っております。

・当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会及び取締役会の議事録については、法令に基づき適切に管理保存を行っております。また、重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報については、責任権限規程に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、その保存管理を行っております。

・子会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に対し、当該子会社を所管する当社担当部署へ重要な情報を定期的に報告させております。

・当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、金融・財務リスクに対しては、当社グループに係る指針・規程・マニュアルを定めるとともに、四半期毎に財務責任者を通じて社長及び取締役会に報告を行っております。その他のリスクについては、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が事務局となって各種委員会等を設置して適切に管理を行うとともに、重要性に応じて社長へ報告し、対策の承認を得ることとしております。

当社監査部は、各子会社の内部監査機能と連携しつつ、業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性和リスクを考慮して当社グループにおける社内管理体制等を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに取締役会に対して報告を行っております。

当社は、有事に備え、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門及び子会社との緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整えております。また、対処した事案等とその内容については、取締役会に報告を行っております。

・当社取締役及び子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督しております。なお、当社取締役会は、当社取締役から3ヶ月に1回以上、業務執行の状況の報告を受けております。また、当社取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心とする経営上の重要事項については、責任権限規程により、明確な意思決定プロセスを定め、迅速な意思決定及び高品質な業務執行を実現することができる体制としております。当社は執行役員制度を導入しており、当社取締役会が任命する執行役員は、当社取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。組織及び職制については、組織職制規程により基本事項を定めるとともに、業務分担ガイダンスにより各部門の役割を明確に示し、業務の効率性・柔軟性に資する運営を行っております。

当社は、当社グループに適用される規程及び指針等の策定等を通じて、当社グループにおける効率的な業務執行体制を構築しております。

- ・当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社グループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、当社グループ内で共有しております。グループマネジメントについては、当社は、当社グループに共通する機能・規程等を定義し、グループマネジメントを行うことにより、当社グループ全体最適を図っております。また、コンプライアンス体制（通報体制を含む）、内部監査体制、財務管理体制等については子会社と連携を図り、整備しております。
- ・監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
当社は、監査役がその職務を補助する組織として、監査役室を置いております。監査役室には必要な人員を配置（当年度末現在4名）し、必要に応じ監査役会と協議のうえ人員配置体制の見直しを行っております。
- ・監査役室所属の従業員の当社取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役室長の評価は監査役会が行い、その他の監査役室所属従業員の評価は、監査役会の助言のもと監査役室長が行っております。なお、監査役室所属の従業員の異動・懲戒にあたっては、監査役会と事前に協議を行うこととしております。
また、監査役室所属の従業員は、監査役の指揮命令に従ってその職務を補助するものとし、当該従業員には当社の業務執行に係る役職を兼務させないこととしております。
- ・当社及び子会社の役職員又は子会社役職員から報告を受けた者が、監査役会又は監査役に報告するための体制
当社及び子会社の役職員は、計算書類等及び不正又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行うこととしております。また、当社及び子会社の役職員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応することとしております。
なお、コンプライアンス統括室は、監査役に対して、当社グループに係る内部通報の状況について定期的な報告を行うとともに、必要に応じて適宜報告を行っております。
- ・監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、内部通報における相談・通報を理由として、相談・通報者に対していかなる不利な取扱いも行わないことについて、当社グループでの周知徹底を行っております。
- ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役が当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
また、当社は、監査役がその職務の執行に係る諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設定しております。監査役がその職務の執行に係る諸費用のうち予算を超えた部分についても、当該費用が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社が負担することとしております。
- ・その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、当社取締役会その他の当社の重要な会議に出席することができることとしております。また、当社監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっております。

④ 会計監査の状況

当社は、会計監査人による適正な監査を担保するため、高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保し、会計監査人に対して取締役及び執行役員へのアクセスの機会を提供するとともに、会計監査人と監査役、内部監査部門及び社外取締役との十分な連携を可能とする等、適切な監査環境の提供に努めております。また、当社は、会計監査人が不備・問題点を指摘した場合や不正を発見した場合には、その内容に応じて適切に対応することとしております。

監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準」を策定し、これに基づき、会計監査人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の広範な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる相応の規模と海外のネットワー

クを持つこと、監査体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）は、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査を実施しております。当年度に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等及び会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

（会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等）

手塚 正彦氏、石川 航史氏、大橋 武尚氏

※ 継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

（会計監査業務に係る補助者の構成）

公認会計士 11名、会計士補等 6名、その他 10名

なお、監査役監査、内部監査及び会計監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うため連携強化に努めております。また、これら監査と当社内部統制部門との間においては、必要に応じて情報交換を行う等、適正な業務執行の確保のため連携をとっております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役

- 社外取締役及び社外監査役の員数並びに人的関係、資本的關係及び取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名です。

社外取締役岡 素之氏は日本電気株式会社の社外取締役です。当社は、日本電気株式会社との間に取引関係がありますが、その取引金額は当年度において当社連結売上収益の0.001%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性がないと判断しております。また、社外監査役今井 義典氏は日本放送協会の出身者です。当社は、日本放送協会との間に放送法に基づく受信料の支払いが存在しますが、法令に基づく定型かつ軽微な支払い取引であり、特別の利害関係を生じさせる重要性がないと判断しております。

なお、上記以外に、社外取締役及び社外監査役と当社に人的関係、資本的關係及び取引関係その他の利害関係はありません。

- 社外取締役の選任状況及び社外取締役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役岡 素之氏は長年に亘るグローバル企業の経営及び財界における豊富な経験並びに幅広い識見を、社外取締役幸田 真音氏は国際金融に関する豊富な識見、政府等審議会委員等を歴任された幅広い経験並びに作家活動にて発揮されている深い洞察力及び客観的な視点を、取締役会における積極的な提言及び助言を通じて当社の経営に反映していただくことを期待するとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督機能を期待し、社外取締役に選任しております。

- 社外監査役の選任状況及び社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外監査役今井 義典氏は日本放送協会副会長としての経営経験及び豊富な国際経験によるグローバルな視点を、社外監査役大林 宏氏は法曹界における豊富な経験及び幅広い識見に基づく視点を、それぞれ期待するとともに、独立・公正な立場からの監査の実施等による客観性及び中立性を確保した経営の監視機能を期待し、社外監査役に選任しております。

なお、当社は、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、政木 道夫氏を補欠監査役に選任しております。

- 社外取締役及び社外監査役の独立性について

当社は、2012年4月26日の取締役会において「社外役員の独立性基準」を制定いたしました。当該独立性基準においては、当社の独立社外役員は、以下に掲げる事項に該当しない者とするを定めております。

- 1 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社に所属する者又は所属していた者
- 2 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
- 3 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の団体に所属する者
- 4 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 5 当社の主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 6 当社の会計監査人又は会計参与である公認会計士もしくは監査法人に所属する者
- 7 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 8 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）

9 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者

10 以下の各号に掲げる者の近親者

- ① 上記2から8に掲げる者（法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者）
- ② 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は従業員
- ③ 最近において①又は②に該当していた者

上記の独立性の判断基準に照らし、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから、社外取締役岡素之氏及び幸田 真音氏並びに社外監査役今井 義典氏及び大林 宏氏について、金融商品取引所が定める独立役員に指定しております。

なお、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との間においては、監督及び監査結果について相互に情報共有する等、適切な監督及び監査を行うため連携強化に努めております。また、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と当社内部統制部門との間においては、必要に応じて情報交換を行う等、適正な業務執行の確保のため連携をとっております。

⑥ 責任一部免除及び責任限定契約

当社は取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、かつ社内外を問わず広く適任者を得られるよう、会社法で定める範囲内で取締役及び監査役の責任を免除することができる旨の規定並びに会社法で定める範囲内で取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を定款で定めております。なお、提出日現在において取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間でかかる責任を限定する契約を締結しております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

（自己株式の取得）

当社は、事業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

（中間配当）

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

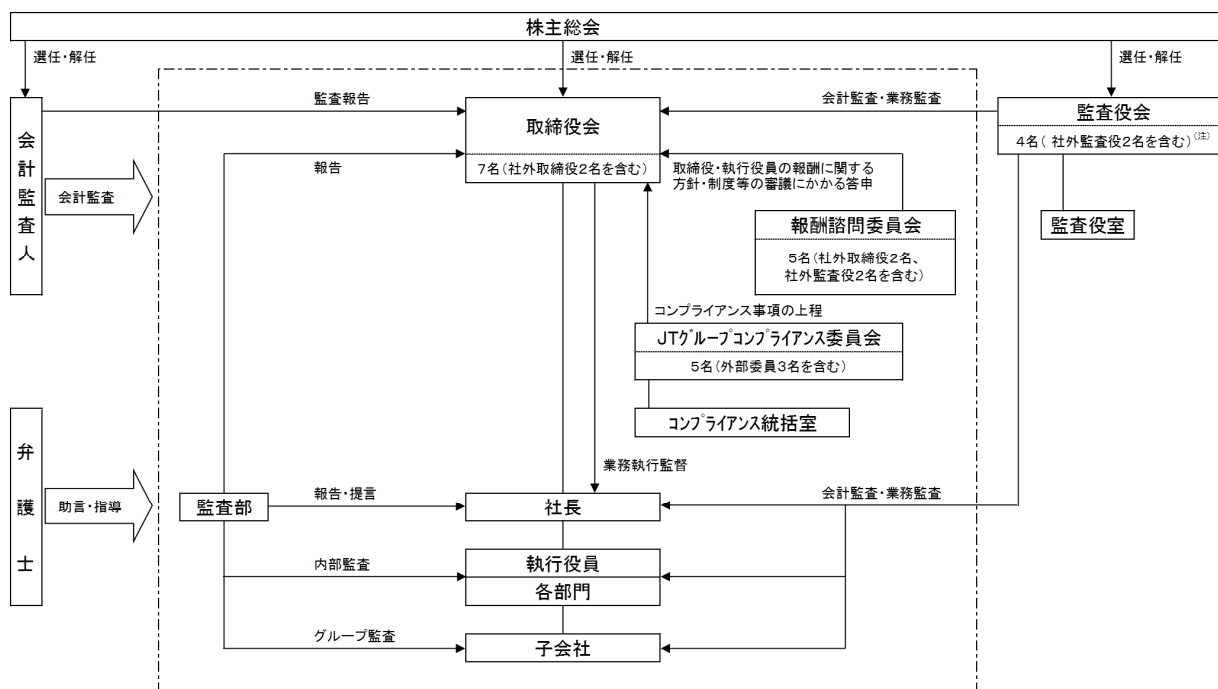
当社は、特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑪ 会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主（当該取引の当事者である株主を除く）の利益が害されることを防止するための措置

当社は、当社と主要な株主との通例的でない取引の承認については、取締役会の決議によらなければならないこととしております。

⑫ 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況を模式図で示すと以下のとおりとなります。



(注) 社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

⑬ 役員報酬等

役員報酬等は以下のとおりです。

i 当年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	役員賞与	ストック オプション 報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	603	316	170	117	7
監査役 (社外監査役を除く)	77	77	-	-	2
社外役員	56	56	-	-	4
計	736	449	170	117	13

(注) 役員賞与は、支給予定の額を記載しております。

ii 当年度における連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)			合計 (百万円)
			基本報酬	役員賞与	ストック オプション 報酬	
小泉 光臣	代表取締役	提出会社	85	69	31	185
新貝 康司	代表取締役	提出会社	52	41	19	112

iii 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員報酬に関する客観性、透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、年1回以上開催することとしており、当社の取締役、執行役員報酬の方針、制度、算定方法等について諮問に応じ、審議・答申を行うとともに、当社における役員報酬の状況をモニタリングしております。現在報酬諮問委員会は、取締役会長と社外取締役2名及び社外監査役2名の5名で構成されており、取締役会長を委員長としております。

報酬諮問委員会の外部委員

当社社外取締役	岡 素之氏
当社社外取締役	幸田 真音氏
当社社外監査役	今井 義典氏
当社社外監査役	大林 宏氏

報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしております。

- ・優秀な人財を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

これらに基づき、役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」及び中長期の企業価値と連動する「株式報酬型ストックオプション」の3本立てとしております。当該「株式報酬型ストックオプション」につきましては、株主価値の増大へのインセンティブとなる中長期の企業価値向上と連動した報酬として、2007年に導入いたしました。

取締役の報酬構成については、以下のとおりとしております。

執行役員を兼務する取締役については、日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」「役員賞与」「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。なお、「役員賞与」が標準額であった場合、「役員賞与」と「株式報酬型ストックオプション」の合計額の割合は、基本報酬に対して8割程度としております。

執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を除く）については、企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能を果たすことが求められることから、「基本報酬」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。

社外取締役については、独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。

監査役の報酬構成については、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

なお、当社の取締役及び監査役に対する報酬総額の上限は、第22回定時株主総会（2007年6月）において承認を得ており、取締役の総数に対して年額8億7千万円、監査役の総数に対して年額1億9千万円となっております。また、これとは別に取締役に対して付与できる「株式報酬型ストックオプション」の上限につきましても、第22回定時株主総会において承認を得ており、年間800個及び年額2億円となっております。なお、毎期の割当個数につきましては、取締役でない執行役員への割当個数を含め、取締役会において決定しております。

取締役及び監査役の報酬等の額については、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、規模や利益が同水準で海外展開を行っている国内大手メーカー群の報酬水準をベンチマーキングしたうえで、報酬諮問委員会での審議を踏まえ、承認された報酬上限額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議で決定しております。

⑭ 株式の保有状況

i 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
(当事業年度) 49銘柄 53,727百万円

ii 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
KT&G Corporation	2,864,904	30,926	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)セブン&アイ・ホールディングス	852,000	4,729	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)みずほフィナンシャルグループ	12,750,700	3,105	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,511,050	2,658	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)ドトール・日レスホールディングス	1,320,000	2,468	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
日本空港ビルデング(株)	400,000	2,168	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
東海旅客鉄道(株)	100,000	2,160	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)三井住友フィナンシャルグループ	340,901	1,570	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
日本電信電話(株)	306,000	1,480	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)岡村製作所	1,206,000	1,459	合弁事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有
西日本旅客鉄道(株)	133,000	1,116	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)ダイセル	602,000	1,092	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
日本通運(株)	1,730,400	990	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
電源開発(株)	213,600	924	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)ニフコ	110,000	619	合弁事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	1,218,820	562	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)東京自働機械製作所	2,700,000	529	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
キーコーヒー(株)	200,000	386	過去の取引時・協力関係構築時に取得した政策投資
ホッカンホールディングス(株)	1,000,000	319	過去の取引時・協力関係構築時に取得した政策投資
(株)トーモク	1,000,000	286	過去の取引時・協力関係構築時に取得した政策投資
東京海上ホールディングス(株)	21,300	100	安定的な損害保険取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	18,400	66	安定的な損害保険取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)日立製作所	94,000	65	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
KT&G Corporation	2,864,904	28,010	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)セブン&アイ・ホールディングス	852,000	3,794	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)ドトール・日レスホールディングス	1,320,000	2,839	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)みずほフィナンシャルグループ	12,750,700	2,675	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,994,150	2,156	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
東海旅客鉄道(株)	100,000	1,923	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
日本空港ビルデング(株)	400,000	1,690	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)三井住友フィナンシャルグループ	340,901	1,520	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
日本電信電話(株)	306,000	1,503	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)岡村製作所	1,206,000	1,268	合弁事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有
日本通運(株)	1,730,400	1,088	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
西日本旅客鉄道(株)	133,000	954	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)ダイセル	602,000	777	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)ニフコ	110,000	679	合弁事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有
電源開発(株)	213,600	575	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	121,882	510	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)ヨシムラフードホールディングス	210,500	434	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
(株)東京自働機械製作所	2,700,000	410	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
東京海上ホールディングス(株)	21,300	102	安定的な損害保険取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
(株)日立製作所	94,000	59	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	9,200	33	安定的な損害保険取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資

iii 保有目的が純投資目的である投資株式

前事業年度及び当事業年度において、該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前年度		当年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	325	4	330	20
国内グループ	137	2	140	-
計	462	6	470	20

(注) 有限責任監査法人トーマツに対する報酬です。

② 【その他重要な報酬の内容】

区分	前年度		当年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
JTIHグループ	806	633	701	570

(注) Deloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームに対する報酬です。

(前年度)

当社グループの海外子会社は、主に有限責任監査法人トーマツの属するDeloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームから監査を受けており、特に重要なものとしてJTIHグループの財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務として税務コンサルティングに係る報酬があります。

(当年度)

当社グループの海外子会社は、主に有限責任監査法人トーマツの属するDeloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームから監査を受けており、特に重要なものとしてJTIHグループの財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務として税務コンサルティングに係る報酬があります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、社債発行に関するコンフォートレター作成業務があります。

(当年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、社債発行に関するコンフォートレター作成業務があります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等の監査報酬の額につきましては、監査公認会計士等から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等との必要かつ十分な協議を経て決定しております。

具体的には、監査計画で示された重点監査項目並びに連結対象会社の異動を含む企業集団の状況等の監査及びレビュー手続の実施範囲が、監査時間に適切に反映されていること等を確認するとともに、過年度における監査時間の計画実績比較も含めこれらを総合的に勘案のうえ、監査報酬の額を決定しております。

なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、連結財務諸表規則)第93条の規定により、国際会計基準(以下、IFRS)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、財務諸表等規則)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 連結財務諸表及び財務諸表は、百万円未満を四捨五入して記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2016年1月1日から2016年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2016年1月1日から2016年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は、以下のとおりです。

- (1) 会計基準の変更等に的確に対応することができる体制を整備するために、IFRSに関する十分な知識を有した従業員を配置するとともに、公益財団法人財務会計基準機構等の組織に加入し、研修等に参加することによって、専門知識の蓄積に努めております。
- (2) IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計処理指針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。グループ会計処理指針は、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握及び当社への影響の検討を行った上で、適時に内容の更新を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

	注記	前年度 (2015年12月31日) 百万円	当年度 (2016年12月31日) 百万円
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	7	526,765	294,157
営業債権及びその他の債権	8	406,387	396,934
棚卸資産	9	563,820	558,846
その他の金融資産	10	17,849	14,921
その他の流動資産	11	280,493	340,312
小計		1,795,313	1,605,169
売却目的で保有する非流動資産	12	2,904	821
流動資産合計		1,798,217	1,605,990
非流動資産			
有形固定資産	13	681,865	680,835
のれん	14, 37	1,429,287	1,601,987
無形資産	14	332,478	423,970
投資不動産	16	23,614	18,184
退職給付に係る資産	22	38,954	23,680
持分法で会計処理されている投資		59,523	123,753
その他の金融資産	10	101,727	99,358
繰延税金資産	17	92,570	166,617
非流動資産合計		2,760,017	3,138,384
資産合計		4,558,235	4,744,374

	注記	前年度	当年度
		(2015年12月31日)	(2016年12月31日)
		百万円	百万円
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	18	373,032	377,933
社債及び借入金	19	30,980	208,521
未払法人所得税等		106,391	54,940
その他の金融負債	19	6,459	13,023
引当金	20	19,297	12,529
その他の流動負債	21	729,761	689,629
流動負債合計		1,265,920	1,356,574
非流動負債			
社債及び借入金	19	215,938	339,036
その他の金融負債	19	10,143	9,009
退職給付に係る負債	22	333,562	333,410
引当金	20	9,210	4,423
その他の非流動負債	21	113,958	102,221
繰延税金負債	17	87,979	71,660
非流動負債合計		770,790	859,759
負債合計		2,036,710	2,216,333
資本			
資本金	23	100,000	100,000
資本剰余金	23	736,400	736,400
自己株式	23	(444,333)	(443,822)
その他の資本の構成要素	23	(137,122)	(303,554)
利益剰余金		2,196,651	2,367,067
親会社の所有者に帰属する持分		2,451,596	2,456,091
非支配持分		69,929	71,950
資本合計		2,521,524	2,528,041
負債及び資本合計		4,558,235	4,744,374

②【連結損益計算書】

	注記	前年度	当年度
		(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
		百万円	百万円
継続事業			
売上収益	6, 25	2, 252, 884	2, 143, 287
売上原価	14, 22	(920, 056)	(872, 433)
売上総利益		1, 332, 828	1, 270, 854
その他の営業収益	26	15, 367	70, 101
持分法による投資利益		6, 381	6, 489
販売費及び一般管理費等	12, 13, 14, 16, 22, 27, 32, 37	(789, 346)	(754, 115)
営業利益	6	565, 229	593, 329
金融収益	28, 33	15, 016	6, 618
金融費用	22, 28, 33	(15, 132)	(21, 710)
税引前利益		565, 113	578, 237
法人所得税費用	17	(162, 386)	(152, 464)
継続事業からの当期利益		402, 727	425, 773
非継続事業			
非継続事業からの当期利益	38	87, 515	—
当期利益		490, 242	425, 773
当期利益の帰属			
親会社の所有者		485, 691	421, 695
非支配持分		4, 551	4, 078
当期利益		490, 242	425, 773
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)			
継続事業	30	221.95	235.47
非継続事業	30	48.59	—
基本的1株当たり当期利益	30	270.54	235.47
希薄化後1株当たり当期利益(円)			
継続事業	30	221.81	235.33
非継続事業	30	48.56	—
希薄化後1株当たり当期利益	30	270.37	235.33

営業利益から調整後営業利益への調整表

	注記	前年度	当年度
		(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
		百万円	百万円
継続事業			
営業利益		565,229	593,329
買収に伴い生じた無形資産に係る償却費		31,875	46,767
調整項目(収益)		(10,346)	(65,212)
調整項目(費用)		39,900	11,894
調整後営業利益	6	626,657	586,777

③【連結包括利益計算書】

	注記	前年度	当年度
		(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
		百万円	百万円
当期利益		490,242	425,773
その他の包括利益			
純損益に振り替えられない項目			
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の 公正価値の純変動	29,33	10,735	(3,159)
確定給付型退職給付制度の再測定額	22,29	(4,102)	(22,202)
純損益に振り替えられない項目の合計		6,633	(25,361)
後に純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	29,33	(289,400)	(163,683)
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の 変動額の有効部分	29,33	233	(1,479)
後に純損益に振り替えられる可能性のある項目の合計		(289,167)	(165,162)
税引後その他の包括利益		(282,534)	(190,523)
当期包括利益		207,708	235,250
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		203,257	231,590
非支配持分		4,450	3,660
当期包括利益		207,708	235,250

④【連結持分変動計算書】

親会社の所有者に帰属する持分

	注記	その他の資本の構成要素						
		資本金	資本剰余金	自己株式	新株予約権	在外営業活動 体の換算差額	キャッシュ・ フロー・ヘッ ジの公正価値 の変動額の有 効部分	その他の包括 利益を通じて 測定する金融 資産の公正価 値の純変動
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年1月1日 残高		100,000	736,400	(344,447)	1,631	116,421	1,215	23,156
当期利益		—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益		—	—	—	—	(288,894)	233	10,500
当期包括利益		—	—	—	—	(288,894)	233	10,500
自己株式の取得	23	—	—	(100,000)	—	—	—	—
自己株式の処分	23	—	—	114	(85)	—	—	—
株式に基づく報酬取引	32	—	—	—	395	—	—	—
配当金	24	—	—	—	—	—	—	—
連結範囲の変動		—	—	—	—	—	—	(140)
支配の喪失とならない 子会社に対する所有者 持分の変動		—	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要 素から利益剰余金への 振替		—	—	—	—	—	—	(232)
その他の増減		—	—	—	—	—	(1,324)	—
所有者との取引額等合計		—	—	(99,886)	310	—	(1,324)	(372)
2015年12月31日 残高		100,000	736,400	(444,333)	1,941	(172,473)	125	33,284
当期利益		—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益		—	—	—	—	(163,169)	(1,479)	(3,069)
当期包括利益		—	—	—	—	(163,169)	(1,479)	(3,069)
自己株式の取得	23	—	—	(0)	—	—	—	—
自己株式の処分	23	—	—	512	(413)	—	—	—
株式に基づく報酬取引	32	—	—	—	265	—	—	—
配当金	24	—	—	—	—	—	—	—
連結範囲の変動		—	—	—	—	—	—	—
支配の喪失とならない 子会社に対する所有者 持分の変動		—	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要 素から利益剰余金への 振替		—	—	—	—	—	—	(360)
その他の増減		—	—	—	—	—	1,794	—
所有者との取引額等合計		—	—	512	(147)	—	1,794	(360)
2016年12月31日 残高		100,000	736,400	(443,822)	1,794	(335,642)	440	29,854

親会社の所有者に帰属する持分

		その他の資本の構成要素					
		確定給付型退職給付制度の再測定額	合計	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
注記		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	2015年1月1日 残高	—	142,425	1,902,460	2,536,838	85,665	2,622,503
	当期利益	—	—	485,691	485,691	4,551	490,242
	その他の包括利益	(4,272)	(282,433)	—	(282,433)	(101)	(282,534)
	当期包括利益	(4,272)	(282,433)	485,691	203,257	4,450	207,708
	自己株式の取得	23	—	—	(100,000)	—	(100,000)
	自己株式の処分	23	—	(85)	0	—	0
	株式に基づく報酬取引	32	—	395	395	—	395
	配当金	24	—	(187,574)	(187,574)	(13,809)	(201,383)
	連結範囲の変動	—	(140)	140	—	(6,044)	(6,044)
	支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動	—	—	4	4	(321)	(318)
	その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	4,272	(4,040)	—	—	—
	その他の増減	—	(1,324)	—	(1,324)	(13)	(1,337)
	所有者との取引額等合計	4,272	2,886	(191,500)	(288,500)	(20,187)	(308,686)
	2015年12月31日 残高	—	(137,122)	2,196,651	2,451,596	69,929	2,521,524
	当期利益	—	—	421,695	421,695	4,078	425,773
	その他の包括利益	(22,387)	(190,105)	—	(190,105)	(419)	(190,523)
	当期包括利益	(22,387)	(190,105)	421,695	231,590	3,660	235,250
	自己株式の取得	23	—	—	(0)	—	(0)
	自己株式の処分	23	—	(413)	0	—	0
	株式に基づく報酬取引	32	—	265	265	4	270
	配当金	24	—	(229,223)	(229,223)	(2,038)	(231,261)
	連結範囲の変動	—	—	—	—	1,069	1,069
	支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動	—	—	69	69	(675)	(606)
	その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	22,387	(22,027)	—	—	—
	その他の増減	—	1,794	—	1,794	—	1,794
	所有者との取引額等合計	22,387	23,674	(251,280)	(227,094)	(1,639)	(228,733)
	2016年12月31日 残高	—	(303,554)	2,367,067	2,456,091	71,950	2,528,041

⑤【連結キャッシュ・フロー計算書】

注記	前年度	当年度
	(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	565,113	578,237
非継続事業からの税引前利益	119,009	—
減価償却費及び償却費	139,057	140,794
減損損失	12,654	1,239
受取利息及び受取配当金	(14,818)	(6,372)
支払利息	4,030	8,680
持分法による投資損益(益)	(6,381)	(6,489)
有形固定資産、無形資産及び投資不動産除売却損益(益)	6,697	(33,473)
子会社株式売却損益(益)	(134,287)	(26,106)
営業債権及びその他の債権の増減額(増加)	3,866	(20,128)
棚卸資産の増減額(増加)	(5,272)	(686)
営業債務及びその他の債務の増減額(減少)	(6,697)	16,157
退職給付に係る負債の増減額(減少)	(5,162)	(4,724)
前払たばこ税の増減額(増加)	(59,789)	(48,228)
未払たばこ税等の増減額(減少)	31,714	(14,192)
未払消費税等の増減額(減少)	(34,585)	2,787
その他	(33,839)	(31,938)
小計	581,310	555,557
利息及び配当金の受取額	22,687	13,064
利息の支払額	(3,538)	(6,788)
法人所得税等の支払額	(132,027)	(185,285)
営業活動によるキャッシュ・フロー	468,432	376,549
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資の取得による支出	(1,320)	(2,303)
投資の売却及び償還による収入	3,687	5,340
有形固定資産の取得による支出	(116,976)	(101,072)
投資不動産の売却による収入	8,372	42,046
無形資産の取得による支出	(12,123)	(9,929)
定期預金の預入による支出	(1,002)	(346)
定期預金の払出による収入	977	298
企業結合による支出	(70,110)	(589,737)
子会社株式の売却による収入	126,774	26,979
関連会社株式の取得による支出	—	(52,291)
その他	(1,550)	(6,493)
投資活動によるキャッシュ・フロー	(63,271)	(687,509)

		前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	注記	百万円	百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー			
支払配当金	24	(187,646)	(229,261)
非支配持分への支払配当金		(13,734)	(2,011)
非支配持分からの払込みによる収入		—	129
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額 (減少)		5,255	186,570
長期借入による収入		—	856
長期借入金の返済による支出		(30,147)	(578)
社債の発行による収入		114,724	136,181
社債の償還による支出		(40,000)	—
ファイナンス・リース債務の返済による支出		(2,986)	(569)
自己株式の取得による支出		(100,000)	(0)
非支配持分からの子会社持分取得による支出		(318)	—
その他		0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		(254,852)	91,318
現金及び現金同等物の増減額 (減少)			
現金及び現金同等物の期首残高		150,309	(219,643)
現金及び現金同等物の期首残高		385,820	526,765
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響		(9,365)	(12,965)
現金及び現金同等物の期末残高	7	526,765	294,157

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

日本たばこ産業株式会社(以下、当社)は、日本の会社法に従い、日本たばこ産業株式会社法に基づいて設立された株式会社であり、設立以来、日本に主な拠点を置いております。当社の登記されている本社及び主要な事業所の住所は、ウェブサイト(<https://www.jti.co.jp/>)で開示しております。

当社及びその子会社(以下、当社グループ)の事業内容及び主要な活動は、「6. 事業セグメント」に記載しております。

当社グループの2016年12月31日に終了する年度の連結財務諸表は、2017年3月24日に代表取締役社長 小泉 光臣によって承認されております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、「3. 重要な会計方針」に記載している金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、単位を百万円としております。また、百万円未満の端数は四捨五入して表示しております。

(4) 新基準書の早期適用

当社グループは以下の新基準を早期適用しております。

IFRS第9号「金融商品」(2013年11月改訂)(以下、IFRS第9号)を、2015年1月1日より早期適用しております。IFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」(以下、IAS第39号)を置き替えるものであり、金融商品に償却原価と公正価値の2つの測定区分を採用しております。公正価値で測定される金融資産に係る公正価値の変動は損益で認識することとなっております。ただし、資本性金融商品への投資に係る公正価値の変動は、売買目的で保有している場合を除いて、その他の包括利益で認識することが認められております。

また、ヘッジ会計については、企業のリスク管理活動をより適切に連結財務諸表に反映させるため、適格要件を満たすヘッジ関係の見直しが図られております。

(5) 表示方法の変更

前年度において、投資活動によるキャッシュ・フローに区分して表示しておりました「子会社株式の取得による支出」は、取引の実態をより適切に表すため、当年度より「企業結合による支出」として表示してしております。

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

この連結財務諸表は、当社及び子会社の財務諸表並びに関連会社及び共同支配の取決めの持分相当額を含んでおります。

① 子会社

子会社とは当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループが投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、その企業を支配していると判断しております。子会社については、当社グループが支配を獲得した日を取得日とし、その日より当社グループが支配を喪失する日まで連結しております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表の調整を行っております。

当社グループ内の債権債務残高及び取引、並びに当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去してしております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

② 関連会社

関連会社とは、当社グループが重要な影響力を有している企業をいいます。当社グループが投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーを有するものの、支配又は共同支配をしていない場合に、当社グループはその企業に対する重要な影響力を有していると判断しております。関連会社については、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法によって処理しております。

③ 共同支配の取決め

共同支配の取決めとは、複数の当事者が共同支配を有する契約上の取決めをいいます。当社グループはその共同支配の取決めへの関与を、当該取決めの当事者の権利及び義務に応じて、共同支配事業（取決めに関連して当社グループが資産への権利を有し、負債への義務を負う場合）と共同支配企業（当社グループが取決めの純資産に対する権利のみを有する場合）に分類しております。当社グループが有する共同支配事業については、その持分に係る資産、負債、収益及び費用を認識し、共同支配企業については、持分法によって処理しております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。企業結合が生じた期間の末日までに企業結合の当初の会計処理が完了していない場合には、暫定的な金額で会計処理を行い、取得日から1年以内の測定期間において、暫定的な金額の修正を行います。発生した取得費用は費用として処理しております。なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しております。非支配持分の修正額と支払対価又は受取対価の公正価値との差額を、利益剰余金に直接認識しており、当該取引からのれんは認識しておりません。

(3) 外貨換算

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、決算日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は損益として認識しております。ただし、在外営業活動体(海外子会社等)に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は取引日の直物為替相場又はそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識しております。

(4) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

金融資産は損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

公正価値で測定される金融資産については、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

すべての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産は実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) その他の金融資産

償却原価により測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しております。

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については当期の損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

② 金融資産の減損

IAS第39号に基づき、各報告日ごとに償却原価で測定される金融資産について、減損の客観的証拠の有無を評価しております。減損の証拠には、債務者又は債務者グループの重大な財政状態の悪化、元利の支払に対する債務不履行や延滞、債務者の破産等を含んでおります。

当社グループは、減損の存在に関する客観的な証拠の有無を、個別に重要な場合は個別評価、個別に重要でない場合は集成的評価により検討しております。

減損が発生しているという客観的な証拠が存在する場合、減損損失は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定しております。

減損が認識された償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は貸倒引当金を通じて減額され、減損損失を損益として計上しており、将来の回収を現実的に見込めず、すべての担保が実現又は当社グループに移転されたときに、直接減額しております。減損認識後に生じた事象により、翌年度以降に減損損失の見積額が変動した場合には、過年度に認識された減損損失は貸倒引当金を用いて調整しております。

③ 金融負債

(i) 当初認識及び測定

金融負債は、損益を通じて公正価値で測定される金融負債と償却原価で測定される金融負債とに分類しております。当社グループは、金融負債の当初認識時に当該分類を決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 損益を通じて公正価値で測定される金融負債

損益を通じて公正価値で測定される金融負債は、売買目的保有の金融負債及び当初認識時に損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおります。

(b) 償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失は、連結損益計算書において損益として認識しております。

金融保証契約は当初認識後、以下のいずれか高い方の金額で測定しております。

- ・決算日現在の債務を決済するために要する支出の最善の見積額
- ・当初測定額から償却累計額を控除した額

(iii) 認識の中止

金融負債は、義務が履行されたか、免除されたか、又は失効した場合に認識を中止しております。

④ 金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ純額ベースで決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で計上しております。

⑤ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体の純投資ヘッジの有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジは、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること、信用リスクの影響が経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと、ヘッジ関係のヘッジ比率が実際にヘッジしているヘッジ対象及びヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであることが見込まれますが、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを判定するために、継続的に評価しております。

また、リスク管理目的は変わっていないものの、ヘッジ手段とヘッジ対象の経済的関係に変化が生じたため、ヘッジ比率に関するヘッジの有効性の要求に合致しなくなった場合には、適格要件を再び満たすように、ヘッジ比率を調整しております。ヘッジ比率の調整後もなお、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合には、当該要件を満たさなくなった部分についてヘッジ会計を中止しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、IFRS第9号に基づき以下のように分類し、会計処理しております。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失は、連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定した資本性金融商品をヘッジ対象とした場合の公正価値変動については、連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識しております。ヘッジ対象に係るヘッジ利得又は損失については、ヘッジ対象の帳簿価額を調整し、連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、その他の包括利益に表示することとした資本性金融商品の公正価値変動については、連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識しております。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が損益に影響を与える時点で損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合に、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き資本に計上しております。

(iii) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジから発生する換算差額については、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得及び損失のうち、有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識し、非有効部分は連結損益計算書において損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。

⑥ 金融商品の公正価値

各決算日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格又はディーラー価格を参照しております。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

なお、投入までの期間が12ヶ月を超える葉たばこについては、正常な営業循環期間内で保有するものであるため、すべて流動資産に含めて表示しております。

(7) 有形固定資産

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得価額には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入コストを含めております。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 : 38～50年
- ・機械装置及び運搬具 : 10～15年

なお、見積耐用年数及び減価償却方法等は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) のれん及び無形資産

① のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

② 無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

有限の耐用年数を有する無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の主な見積耐用年数は、以下のとおりです。

- ・商標権 : 10～20年
- ・ソフトウェア : 5年

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。

(9) リース

リースは、所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合にはオペレーティング・リースとして分類しております。

ファイナンス・リース取引においては、リース資産及びリース負債は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で連結財政状態計算書に計上しております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額とに配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

オペレーティング・リース取引においては、リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。また、変動リース料は、発生した期間の費用として認識しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」に従い、契約の実質に基づき判断しております。

(10) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収益又は資本増価、もしくはその両方を目的として保有する不動産です。

投資不動産の測定においては、有形固定資産に準じて原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(11) 非金融資産の減損

当社グループは各年度において、各資産についての減損の兆候の有無の判定を行い、何らかの兆候が存在する場合又は毎年減損テストが要求されている場合、その資産の回収可能価額を見積っております。個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っております。回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値とその使用価値のうち高い方の金額で算定しております。資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、その資産について減損を認識し、回収可能価額まで評価減しております。また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価及び当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割引いております。処分コスト控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しております。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、その回収可能価額の算定に使用した想定事項に変更が生じた場合等、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行っております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻し入れております。

(12) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

① 売却目的で保有する非流動資産

継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる資産又は資産グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産又は処分グループとして分類し、非流動資産は減価償却又は償却は行わず、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

② 非継続事業

当社グループは、すでに処分されたか又は売却目的保有に分類された事業セグメントを非継続事業に分類しております。

(13) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付に係る負債に含めて計上しております。

当社グループは確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位増方式を使用して各制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債又は国債の市場利回りに基づき算定しております。確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値(必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む)を控除して算定しております。また利息費用及び利息収益は、金融費用として計上しております。

確定給付型退職給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、発生した期の損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

(14) 株式に基づく報酬

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

(15) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務(法的債務又は推定的債務)を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積もられた支出額の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間的価値の現在の市場評価とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

また、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い、リストラクチャリング引当金については詳細な公式計画を有し、かつ計画の実施や公表を通じて、影響を受ける関係者に当該リストラクチャリングが確実に実施されると予期させた時点で認識しております。当該引当金は、リストラクチャリングから発生する直接支出のみを計上対象としており、以下の双方に該当するものです。

- ・リストラクチャリングに必然的に伴うもの
- ・企業の継続活動に関連がないもの

(16) 収益

① 物品の販売

当社グループは、たばこ製品、医療用医薬品、加工食品等の販売を行っており、このような物品の販売からの収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を買手に移転し、物品に対する継続的な関与及び実質的支配を保持せず、将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該便益及びそれに対応する原価を信頼性をもって測定可能である場合に認識しており、通常は物品の引渡時となります。また、収益は値引、割戻及び消費税等の税金を控除後の受領した又は受領可能な対価の公正価値で測定しております。

なお、たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を売上収益として連結損益計算書に表示しております。

② 利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

③ 配当金

配当は、支払を受ける株主の権利が確定した時に認識しております。

④ ロイヤリティ

ロイヤリティは、関連する契約の実質に従って発生基準で認識しております。

(17) 政府補助金

政府補助金は、企業が補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られた時に公正価値で認識しております。

政府補助金が費用項目に関する場合は、当該補助金で補填することが意図されている関連費用を認識する期間にわたって、定期的に収益認識しております。資産に関する政府補助金は、当該補助金の金額を資産の取得原価から控除しております。

(18) 借入コスト

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を必要とするような資産に関して、その資産の取得、建設又は製造に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化しております。その他の借入コストはすべて、発生した期間に費用として認識しております。

(19) 法人所得税

連結損益計算書上の法人所得税費用は、当期法人所得税と繰延法人所得税の合計として表示しております。

当期法人所得税は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、決算日までに制定又は実質的に制定されたものです。当期法人所得税は、その他の包括利益又は資本において直接認識される項目から生じる税金及び企業結合から生じる税金を除き、損益として認識しております。

繰延法人所得税は、決算日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産又は負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる場合
- ・ 企業結合でない取引で、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得(欠損金)にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消の時点をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税率に基づいて、当該資産が実現される又は負債が決済される年度の税率を見積り、算定しております。

(20) 自己株式

自己株式は取得原価で評価し、資本から控除しております。当初の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識していません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本として認識していません。

(21) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(22) 配当金

当社の株主に対する配当のうち、期末配当は当社の株主総会により承認された日、中間配当は取締役会により承認された日の属する期間の負債として認識しております。

(23) 偶発事象

① 偶発負債

決算日現在において発生可能性のある債務を有しているが、それが決算日現在の債務であるか否か確認ができないもの、又は、「20. 引当金」に記載している引当金の認識基準を満たさないものについては、偶発負債として注記しております。

② 偶発資産

将来の経済的便益の流入について、その実現が決算日現在において確実でないものの、その実現可能性が高い場合には、偶発資産として注記しております。

(24) 調整後指標

調整後指標は一定の調整項目を調整前指標に加減算することにより算出されます。

調整項目は、その収益費用の性質や発生頻度等を考慮のうえ、経営者が当社グループの業績の有用な比較情報を提供し、事業が管理されている方法を適切に反映するとの判断に基づき決定しており、連結損益計算書及び「6. 事業セグメント」に調整後指標を表示しております。

調整後指標はIFRSでは定義されておらず、他企業の同様な名称の付された指標と必ずしも比較可能ではありません。

(会計方針の変更)

当社グループが当年度より適用している基準及び解釈指針は以下のとおりです。

	IFRS	新設・改訂の概要
IAS第19号	従業員給付	退職後給付債務に関する割引率の決定方法の明確化

上記の基準等の適用が連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループの連結財務諸表は、収益及び費用、資産及び負債の測定並びに決算日現在の偶発事象の開示等に関する経営者の見積り及び仮定を含んでおります。これらの見積り及び仮定は過去の実績及び決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積り及び仮定は経営者により継続して見直しております。これらの見積り及び仮定の見直しによる影響は、その見積り及び仮定を見直した期間及びそれ以降の期間において認識しております。

見積り及び仮定のうち、当社グループの連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定は、以下のとおりです。

① 有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産の減損

当社グループは、有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産について、回収可能価額が帳簿価額を下回る兆候がある場合には、減損テストを実施しております。

減損テストを実施する契機となる重要な要素には、過去あるいは見込まれる営業成績に対しての著しい実績の悪化、取得した資産の用途の著しい変更ないし戦略全体の変更、業界トレンドや経済トレンドの著しい悪化等が含まれます。さらに、のれんについては、回収可能価額がその帳簿価額を下回っていないことを確認するため、最低年1回、兆候の有無に係わらず減損テストを実施しております。

減損テストは、資産の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上することとなります。回収可能価額は、主に割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定しており、算定に際しては、資産の耐用年数や将来のキャッシュ・フロー、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

回収可能価額の算定方法については、「13. 有形固定資産」、「14. のれん及び無形資産」及び「16. 投資不動産」に記載しております。また、のれんについては、「14. のれん及び無形資産」に感応度に関する記載を行っております。

② 退職後給付

当社グループは確定給付型を含む様々な退職給付制度を有しております。また、当社の共済年金給付制度は、日本国政府が所掌する公的年金制度の一つであり、その給付に要する費用の一部は法令により、事業主である当社が負担しております。

これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率やインフレ率等、様々な変数についての見積り及び判断が求められます。

当社グループは、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ております。

数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

これらの数理計算上の仮定、及び、それに関連する感応度については「22. 従業員給付」に記載しております。

③ 引当金

当社グループは、資産除去引当金やリストラクチャリング引当金等、種々の引当金を連結財政状態計算書に計上しております。

これらの引当金は、決算日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上されております。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

計上している引当金の性質及び金額については「20. 引当金」に記載しております。

④ 法人所得税

当社グループは世界各国において事業活動を展開しており、各国の税務当局に納付することになると予想される金額を、法令等に従って合理的に見積り、税務負債及び法人所得税を計上しております。

税務負債及び法人所得税の算定に際しては、課税対象企業及び管轄税務当局による税法規定の解釈や過去の税務調査の経緯など、様々な要因について見積り及び判断が必要となります。

そのため、計上された税務負債及び法人所得税と、実際の税務負債及び法人所得税の金額が異なる可能性があります。その場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、事業計画に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期及びその金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

法人所得税に関連する内容及び金額については「17. 法人所得税」に記載しております。

⑤ 偶発事象

偶発事象は、決算日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を開示しております。

偶発事象の内容については「39. 偶発事象」に記載しております。

5. 未適用の新基準書

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた基準書及び解釈指針のうち、当社が早期適用していない主なものは、以下のとおりです。

なお、これらの適用による影響は検討中ですが、当社の業績及び財政状態に重要な影響を及ぼすものはないと判断しております。

	IFRS	強制適用時期 (以降開始年度)	当社適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第1号	国際財務報告基準の 初度適用	2018年1月1日	2018年12月期	初度適用企業の短期的な免除規定の 削除
IFRS第2号	株式に基づく報酬	2018年1月1日	2018年12月期	現金決済型の株式に基づく報酬取引 における権利確定条件の影響に関する 会計処理の明確化
IFRS第4号	保険契約	2018年1月1日	2018年12月期	主として保険事業を営む企業につい て、IFRS第9号の適用を延期する選 択肢を追加
IFRS第9号	金融商品	2018年1月1日	2018年12月期	金融資産に関する、分類及び測定方 法の限定的な修正、及び予想損失減 損モデルの導入
IFRS第12号	他の企業への関与の 開示	2017年1月1日	2017年12月期	開示規定の適用範囲の明確化
IFRS第15号	顧客との契約から生 じる収益	2018年1月1日	2018年12月期	収益の認識に関する会計処理を改訂
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2019年12月期	リース契約に関する会計処理を改訂
IAS第7号	キャッシュ・フロー 計算書	2017年1月1日	2017年12月期	財務活動から生じる負債の変動に関 する開示を追加
IAS第12号	法人所得税	2017年1月1日	2017年12月期	未実現損失に係る繰延税金資産の認 識に関する要求事項の明確化
IAS第28号	関連会社及び共同支 配企業に対する投資	2018年1月1日	2018年12月期	関連会社及び共同支配企業に対する 投資に関する会計処理の明確化
IAS第40号	投資不動産	2018年1月1日	2018年12月期	投資不動産への振替又は投資不動産 からの振替に関する規定の明確化
IFRIC第22号	外貨建取引と前渡・ 前受対価	2018年1月1日	2018年12月期	外貨建の前払又は前受対価を含む取 引の会計処理の明確化
IFRS第10号 IAS第28号	投資者とその関連会 社または共同支配企 業の間での資産の売 却または拋出	未定	未定	関連会社等に対する資産の売却等の 会計処理の改訂

6. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象となっている事業セグメントを基礎に決定されております。

当社グループは主に製造たばこ、医薬品、加工食品を製造・販売しており、そのうち製造たばこについては、国内と海外に分けて事業管理を行っております。従って当社グループは、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分されたセグメントから構成されており、「国内たばこ事業」、「海外たばこ事業」、「医薬事業」、「加工食品事業」の4つを報告セグメントとしております。

「国内たばこ事業」は、国内(国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場を含みます)での製造たばこの製造・販売を行っております。「海外たばこ事業」は、製造・販売を統括するJT International S.A. を中核として、海外での製造たばこの製造・販売を行っております。「医薬事業」は、医療用医薬品の研究開発・製造・販売を行っております。「加工食品事業」は、冷凍・常温加工食品、ベーカリー及び調味料等の製造・販売を行っております。

(2) セグメント収益及び業績

当社グループの報告セグメントによる継続事業からの収益及び業績は、以下のとおりです。取締役会は、収益と調整後営業利益を検討のうえ、セグメント業績を評価し、経営資源の配分を決定しております。金融収益、金融費用、法人所得税費用はグループ本社で管理されるため、これらの収益・費用はセグメントの業績から除外しております。なお、セグメント間の取引は概ね市場実勢価格に基づいております。

前年度（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）

	報告セグメント					その他 (注2)	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ	医薬	加工食品	計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円			
売上収益								
外部収益(注3)	677,331	1,317,178	75,564	165,843	2,235,916	16,968	—	2,252,884
セグメント間収益	20,342	46,738	—	37	67,117	9,858	(76,976)	—
収益合計	<u>697,672</u>	<u>1,363,917</u>	<u>75,564</u>	<u>165,880</u>	<u>2,303,034</u>	<u>26,826</u>	<u>(76,976)</u>	<u>2,252,884</u>
セグメント損益								
調整後営業利益(注1)	<u>254,053</u>	<u>394,395</u>	<u>(2,315)</u>	<u>2,728</u>	<u>648,860</u>	<u>(21,802)</u>	<u>(402)</u>	<u>626,657</u>
その他の項目								
減価償却費及び償却費	43,668	76,007	4,603	6,476	130,754	2,673	(303)	133,123
減損損失(金融資産の減損 損失を除く)	1,168	4,393	187	56	5,805	3,757	(47)	9,516
減損損失の戻入(金融資産 の減損損失の戻入を除く)	—	276	—	—	276	—	—	276
持分法による投資損益(損)	61	6,252	—	37	6,351	30	—	6,381
資本的支出	37,416	77,217	6,200	5,651	126,484	3,970	(703)	129,751

当年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

	報告セグメント					その他 (注2)	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ	医薬	加工食品	計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円			
売上収益								
外部収益(注3)	684,233	1,199,190	87,183	164,078	2,134,683	8,604	—	2,143,287
セグメント間収益	18,245	30,280	—	30	48,554	9,653	(58,207)	—
収益合計	<u>702,478</u>	<u>1,229,470</u>	<u>87,183</u>	<u>164,108</u>	<u>2,183,237</u>	<u>18,257</u>	<u>(58,207)</u>	<u>2,143,287</u>
セグメント損益								
調整後営業利益(注1)	<u>260,205</u>	<u>336,227</u>	<u>9,717</u>	<u>4,998</u>	<u>611,146</u>	<u>(24,725)</u>	<u>356</u>	<u>586,777</u>
その他の項目								
減価償却費及び償却費	57,994	69,129	4,908	6,423	138,453	2,675	(335)	140,794
減損損失(金融資産の減損 損失を除く)	54	615	—	16	685	554	—	1,239
減損損失の戻入(金融資産 の減損損失の戻入を除く)	—	27	—	—	27	—	—	27
持分法による投資損益(損)	33	6,327	—	(4)	6,355	134	—	6,489
資本的支出	29,820	70,592	3,823	5,707	109,942	3,902	(847)	112,998

調整後営業利益から税引前利益への調整表

前年度（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）

	報告セグメント					その他 (注2)	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ	医薬	加工食品	計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円			
調整後営業利益(注1)	254,053	394,395	(2,315)	2,728	648,860	(21,802)	(402)	626,657
買収に伴い生じた無形 資産に係る償却費	—	(31,875)	—	—	(31,875)	—	—	(31,875)
調整項目(収益)(注4)	97	3,548	—	464	4,108	6,238	—	10,346
調整項目(費用)(注4)	(4,946)	(19,148)	—	(9)	(24,103)	(15,798)	—	(39,900)
営業利益(損失)	249,204	346,921	(2,315)	3,182	596,992	(31,361)	(402)	565,229
金融収益								15,016
金融費用								(15,132)
税引前利益								<u>565,113</u>

当年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

	報告セグメント					その他 (注2)	消去	連結
	国内たばこ	海外たばこ	医薬	加工食品	計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円			
調整後営業利益(注1)	260,205	336,227	9,717	4,998	611,146	(24,725)	356	586,777
買収に伴い生じた無形 資産に係る償却費	(16,245)	(30,522)	—	—	(46,767)	—	—	(46,767)
調整項目(収益)(注4)	282	34	—	2	318	64,894	—	65,212
調整項目(費用)(注4)	(137)	(3,960)	—	(8)	(4,105)	(7,789)	—	(11,894)
営業利益(損失)	244,106	301,779	9,717	4,991	560,592	32,380	356	593,329
金融収益								6,618
金融費用								(21,710)
税引前利益								<u>578,237</u>

- (注1) 調整後営業利益は、営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除外しております。
- (注2) 「その他」には、不動産賃貸に係る事業活動等及び報告セグメントに帰属しない企業広報経費や本社コーポレート部門運営費等の本社経費が含まれております。
- (注3) 国内たばこ事業及び海外たばこ事業における自社たばこ製品売上収益は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
国内たばこ	642,240	649,744
海外たばこ	1,252,496	1,138,805

- (注4) 調整項目（収益）には、不動産の処分に伴う売却益等のリストラクチャリング収益等を含んでおります。また、調整項目（費用）には、工場閉鎖等に係るリストラクチャリング費用等を含んでおります。リストラクチャリング収益は「26. その他の営業収益」に内訳を記載しております。リストラクチャリング費用は「売上原価」に前年度57百万円、「販売費及び一般管理費等」に前年度39,843百万円、当年度11,894百万円含まれております。なお、「販売費及び一般管理費等」に含まれるリストラクチャリング費用は、「27. 販売費及び一般管理費等」に内訳を記載しております。
- 調整項目（費用）の主な内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
リストラクチャリング費用	39,900	11,894
調整項目(費用)	39,900	11,894

前年度におけるリストラクチャリング費用は、主に海外たばこ事業における一部マーケットの流通体制・製品供給体制の合理化及び不動産の処分に係る費用です。当年度におけるリストラクチャリング費用は、主に不動産の処分に係る費用です。

(3) 地域別に関する情報

各年度の非流動資産及び継続事業における外部顧客からの売上収益の地域別内訳は、以下のとおりです。

非流動資産

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)
	百万円	百万円
日本	461,265	833,543
海外	2,005,979	1,891,433
連結	2,467,244	2,724,975

(注) 非流動資産は資産の所在地によっており、金融商品、繰延税金資産、退職給付に係る資産を含んでおりません。

継続事業における外部顧客からの売上収益

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
日本	894,710	889,742
海外	1,358,174	1,253,545
連結	2,252,884	2,143,287

(注) 売上収益は、販売仕向先の所在地によっております。

(4) 主要な顧客に関する情報

当社グループの海外たばこ事業は、ロシア等で物流・卸売事業を営むMegapolisグループに対して製品を販売しております。当該顧客に対する売上収益は、前年度において293,541百万円（連結売上収益の13.0%）、当年度において235,932百万円（同11.0%）です。

7. 現金及び現金同等物

各年度の「現金及び現金同等物」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)
	百万円	百万円
現金及び預金	399,265	234,957
短期投資	127,499	59,200
合計	526,765	294,157

現金及び現金同等物は、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

8. 営業債権及びその他の債権

各年度の「営業債権及びその他の債権」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)
	百万円	百万円
受取手形及び売掛金	392,882	386,708
その他	15,316	11,742
貸倒引当金	(1,812)	(1,515)
合計	406,387	396,934

連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

9. 棚卸資産

各年度の「棚卸資産」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)
	百万円	百万円
商品及び製品（注1）	162,208	176,702
葉たばこ（注2）	344,623	324,802
その他	56,989	57,343
合計	563,820	558,846

（注1）子会社であるTSネットワーク㈱が販売する輸入たばこ（商品）については、その卸売手数料部分のみを売上収益として計上しておりますが、同社が各年度末時点で保有する輸入たばこ（商品）の残高については、「商品及び製品」に含めて表示しております。

（注2）葉たばこは、各年度末から12ヶ月を超えて使用されるものを含んでおりますが、正常営業循環期間内で保有するものであるため棚卸資産に含めております。

10. その他の金融資産

(1) 各年度の「その他の金融資産」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度	当年度
	(2015年12月31日)	(2016年12月31日)
	百万円	百万円
デリバティブ資産	7,106	11,769
株式	72,795	65,548
債券	6,600	4,572
定期預金	994	965
その他	39,614	38,345
貸倒引当金	(7,533)	(6,920)
合計	119,576	114,279
流動資産	17,849	14,921
非流動資産	101,727	99,358
合計	119,576	114,279

連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

デリバティブ資産は損益を通じて公正価値で測定する金融資産(ヘッジ会計が適用されているものを除く)、株式はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、定期預金及び債券は償却原価で測定する金融資産にそれぞれ分類しております。

(2) 各年度のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄、及び公正価値等は、以下のとおりです。

銘柄	前年度	当年度
	(2015年12月31日)	(2016年12月31日)
	百万円	百万円
KT&G Corporation	30,926	28,010
(株)セブン&アイ・ホールディングス	4,747	3,808
(株)ドトール・日レスホールディングス	2,496	2,872
(株)みずほフィナンシャルグループ	3,114	2,683
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,668	2,165
三菱食品(株)	1,794	2,089

株式は主に政策投資目的で保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

保有資産の効率化及び有効活用を図るため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却（認識の中止）を行っております。

各年度の売却時の公正価値及び資本でその他の包括利益として認識されていた累積損益は、以下のとおりです。

前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)		当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	
公正価値	資本でその他の包括利益 として認識されていた 累積損益 (注)	公正価値	資本でその他の包括利益 として認識されていた 累積損益 (注)
百万円	百万円	百万円	百万円
800	(232)	1,532	(360)

(注) 利益剰余金への振替金額です。

資本でその他の包括利益として認識されていた累積損益は、売却した場合及び公正価値が著しく下落した場合に利益剰余金に振り替えております。

11. その他の流動資産

各年度の「その他の流動資産」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)
	百万円	百万円
前払たばこ税	219,942	274,157
前払費用	14,144	15,743
未収消費税等	17,125	18,575
その他	29,282	31,836
合計	280,493	340,312

12. 売却目的で保有する非流動資産

各年度の「売却目的で保有する非流動資産」の内訳は、以下のとおりです。

主要な資産の明細

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)
	百万円	百万円
売却目的で保有する非流動資産		
有形固定資産	105	309
投資不動産	2,799	512
合計	2,904	821

売却目的で保有する非流動資産は、主に賃貸用不動産及び遊休資産であり、売却活動を実施しております。当該資産と売却済の資産については、継続事業から前年度47百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

13. 有形固定資産

(1) 増減表

「有形固定資産」の帳簿価額の増減及び取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額は、以下のとおりです。

帳簿価額	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年1月1日 残高	325,895	292,404	66,622	71,206	756,127
個別取得	27,483	29,903	20,601	42,433	120,420
企業結合による取得	560	3,538	69	1	4,168
投資不動産への振替	(19,439)	(90)	(192)	—	(19,721)
売却目的非流動資産への振替	(193)	(415)	(0)	—	(608)
減価償却費	(16,380)	(54,478)	(19,237)	—	(90,094)
減損損失	(1,988)	(2,826)	(3,133)	(56)	(8,003)
減損損失の戻入	—	229	1	46	276
売却又は処分	(2,025)	(4,103)	(3,836)	(189)	(10,154)
子会社の譲渡による減少	(5,617)	(4,732)	(14,059)	—	(24,407)
在外営業活動体の換算差額	(14,886)	(23,311)	(2,475)	(3,964)	(44,635)
その他の増減	46,130	13,041	1,994	(62,667)	(1,503)
2015年12月31日 残高	339,542	249,160	46,355	46,808	681,865
個別取得	13,053	30,787	12,390	43,758	99,989
企業結合による取得	1,066	451	241	3	1,762
投資不動産への振替	(5,702)	(9)	(16)	—	(5,726)
売却目的非流動資産への振替	(180)	—	(0)	—	(180)
減価償却費	(15,709)	(47,121)	(14,670)	—	(77,500)
減損損失	(24)	(537)	(3)	(10)	(575)
減損損失の戻入	—	8	19	—	27
売却又は処分	(507)	(3,646)	(736)	(162)	(5,050)
在外営業活動体の換算差額	(4,722)	(8,864)	(766)	(4,252)	(18,604)
その他の増減	17,420	25,963	1,377	(39,932)	4,827
2016年12月31日 残高	344,237	246,192	44,193	46,213	680,835

取得原価	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年1月1日 残高	661,172	804,276	188,732	71,206	1,725,386
2015年12月31日 残高	633,789	706,561	144,618	46,808	1,531,776
2016年12月31日 残高	643,073	693,378	147,223	46,213	1,529,888

減価償却累計額 及び減損損失累計額	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年1月1日 残高	335,277	511,872	122,110	—	969,259
2015年12月31日 残高	294,247	457,401	98,263	—	849,910
2016年12月31日 残高	298,836	447,187	103,030	—	849,053

なお、各年度の有形固定資産の帳簿価額の中には、以下のリース資産の帳簿価額が含まれております。

	土地、建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年1月1日 残高	6,910	5,250	6,766	18,926
2015年12月31日 残高	6,801	1,853	9	8,662
2016年12月31日 残高	6,538	1,201	7	7,746

(2) 減損損失

有形固定資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。

当社グループは、継続事業から前年度5,185百万円、当年度575百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

前年度において認識した減損損失は、建物及び構築物、機械装置及び運搬具等について、工場閉鎖の意思決定がなされたこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものです。

なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しており、その価値を零としております。

当年度において認識した減損損失は、建物及び構築物、機械装置及び運搬具等について、個別に取壊の意思決定がなされたこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものです。

なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しており、その価値を零としております。

14. のれん及び無形資産

(1) 増減表

「のれん」及び「無形資産」の帳簿価額の増減及び取得原価、償却累計額及び減損損失累計額は、以下のとおりです。

帳簿価額	のれん	商標権	ソフトウェア	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年1月1日 残高	1,539,376	301,960	35,856	27,096	1,904,288
個別取得	—	794	7,232	7,024	15,051
企業結合による取得	65,252	14,967	8	8,740	88,967
償却費(注)	—	(30,216)	(12,852)	(5,040)	(48,107)
減損損失	—	—	(268)	(362)	(631)
売却又は処分	—	(0)	(316)	(140)	(456)
子会社の譲渡による減少	(882)	(0)	(193)	(3,022)	(4,097)
在外営業活動体の換算差額	(174,516)	(20,182)	(172)	(206)	(195,076)
その他の増減	57	1,505	4,124	(3,858)	1,827
2015年12月31日 残高	1,429,287	268,828	33,418	30,232	1,761,765
個別取得	—	222	5,597	6,852	12,670
企業結合による取得	289,720	180,297	8	2,243	472,268
償却費(注)	—	(44,154)	(12,795)	(5,696)	(62,645)
減損損失	—	—	(102)	—	(102)
売却又は処分	—	—	(90)	(40)	(130)
在外営業活動体の換算差額	(114,709)	(40,315)	(406)	(280)	(155,710)
その他の増減	(2,312)	17	1,448	(1,314)	(2,161)
2016年12月31日 残高	1,601,987	364,896	27,078	31,996	2,025,957

(注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費等」に含まれております。
 なお、前年度の非継続事業からの無形資産の償却費は「非継続事業からの当期利益」に含まれております。

取得原価	のれん	商標権	ソフトウェア	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年1月1日 残高	1,539,376	845,499	132,309	92,280	2,609,465
2015年12月31日 残高	1,429,287	818,982	135,951	92,062	2,476,282
2016年12月31日 残高	1,601,987	928,876	137,761	96,994	2,765,618

償却累計額 及び減損損失累計額	のれん	商標権	ソフトウェア	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年1月1日 残高	—	543,539	96,453	65,184	705,177
2015年12月31日 残高	—	550,154	102,533	61,830	714,517
2016年12月31日 残高	—	563,981	110,683	64,997	739,661

(2) 重要なのれん及び無形資産

連結財政状態計算書に計上されているのれん及び無形資産は、主として JTIHグループにおけるのれん及び商標権です。のれんの帳簿価額は前年度1,387,593百万円、当年度1,310,727百万円となっております。また、商標権の帳簿価額は前年度266,521百万円、当年度216,617百万円となっております。

JTIHグループののれん及び商標権の大部分は、1999年の RJRナビスコ社の米国以外のたばこ事業の取得、2007年の Gallaher社の取得により発生したものです。

上記の他、2016年の Natural American Spiritの米国外たばこ事業の取得により国内たばこ事業においてのれん及び商標権を計上しており、当年度の帳簿価額はのれん265,891百万円、商標権148,260百万円となっております。

なお、商標権については定額法により償却しており、残存償却期間は主として9～10年です。

(3) のれんの減損テスト

当年度において、各資金生成単位に配分されたのれんのうち、主要なものの帳簿価額は、国内たばこ資金生成単位265,891百万円、海外たばこ資金生成単位1,310,727百万円(前年度：1,387,593百万円)、加工食品資金生成単位25,368百万円(前年度：25,368百万円)であり、以下のとおり減損テストを行っております。

① 国内たばこ資金生成単位

回収可能価額は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され経営陣によって承認された3ヶ年の計画を基礎とし、使用価値にて算定しております。3ヶ年の計画後は、4年目2.9%から9年目0%まで保守的に成長率を逡減させ、10年目以降は9年目と同様のキャッシュ・フローを用いて使用価値を算定しております。また、税引前の割引率は4.6%を使用しております。使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、使用価値算定に用いた割引率及び成長率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えております。

② 海外たばこ資金生成単位

回収可能価額は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され経営陣によって承認された3ヶ年の計画を基礎とし、使用価値にて算定しております。3ヶ年の計画後は、4年目2.8%(前年度：3.2%)から9年目1.4%(前年度：3.8%)までの成長率を設定し、10年目以降はインフレ分として9年目と同様の成長率を継続成長率として設定しております。また、税引前の割引率は9.7%(前年度：11.7%)を使用しております。使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、使用価値算定に用いた割引率及び成長率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えております。

③ 加工食品資金生成単位

回収可能価額は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され経営陣によって承認された3ヶ年の計画を基礎とし、使用価値にて算定しております。3ヶ年の計画後は、4年目1.6%(前年度：2.8%)から9年目1.0%(前年度：1.1%)までの成長率を設定し、10年目以降はインフレ分として9年目と同様の成長率を継続成長率として設定しております。また、税引前の割引率は3.9%(前年度：4.1%)を使用しております。使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、使用価値算定に用いた割引率及び成長率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えております。

(4) 減損損失

のれんは、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、無形資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。

当社グループは、継続事業から前年度311百万円、当年度102百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

15. リース取引

当社グループは、借手として、工場用地、車両及びその他の資産を賃借しております。一部の契約には更新オプションやエスカレーション条項が付されております。また、リース契約によって課された制限(追加借入及び追加リースに関する制限等)はありません。

(1) ファイナンス・リース債務の現在価値

各返済期間において、ファイナンス・リース契約に基づいて計上されたリース資産に対応する将来最低リース料総額及びそれらの現在価値並びに将来財務費用は、以下のとおりです。

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)
	百万円	百万円
1年以内		
将来最低リース料総額	702	589
将来財務費用	149	218
現在価値	553	372
1年超5年以内		
将来最低リース料総額	2,201	1,696
将来財務費用	1,062	1,018
現在価値	1,140	678
5年超		
将来最低リース料総額	10,066	9,489
将来財務費用	3,385	2,838
現在価値	6,680	6,652
合計		
将来最低リース料総額	12,969	11,775
将来財務費用	4,596	4,074
現在価値	8,373	7,701

(2) 解約不能のオペレーティング・リースに基づく未経過リース料

各年度末における解約不能のオペレーティング・リースに基づく将来最低リース料総額は、以下のとおりです。

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)
	百万円	百万円
1年以内	6,446	7,287
1年超5年以内	8,968	8,382
5年超	7,419	7,871
合計	22,833	23,539

(3) 最低リース料総額及び変動リース料

各年度の継続事業からの費用として認識されたオペレーティング・リース契約の最低リース料総額及び変動リース料は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
最低リース料総額	11,621	8,099
変動リース料	1,057	1,147

16. 投資不動産

(1) 増減表

各年度の「投資不動産」の帳簿価額の増減は、以下のとおりです。

	前年度	当年度
	(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
期首残高	17,870	23,614
取得後支出	556	338
有形固定資産からの振替	19,721	5,726
売却目的非流動資産への振替	(3,560)	(3,130)
有形固定資産への振替	(731)	(1,799)
減価償却	(856)	(649)
減損損失	(3,973)	(562)
売却又は処分	(5,399)	(1,904)
在外営業活動体の換算差額	(8)	(5)
その他の増減	(6)	(3,446)
期末残高	23,614	18,184
取得価額 (期首残高)	46,084	69,106
減価償却累計額及び減損損失累 計額 (期首残高)	28,214	45,493
取得価額 (期末残高)	69,106	51,245
減価償却累計額及び減損損失累 計額 (期末残高)	45,493	33,061

当年度末の投資不動産は、主に遊休資産となっております。

(2) 公正価値

投資不動産の公正価値については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額です。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準にしたがい、類似資産の取引価格等を反映した市場証拠に基づいております。

投資不動産の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1： 活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2： レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

なお、各年度末における投資不動産の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりです。

前年度（2015年12月31日）				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
投資不動産	—	64,829	3,526	68,355
当年度（2016年12月31日）				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
投資不動産	—	45,763	1,570	47,334

各年度末における、投資不動産の帳簿価額は以下のとおりです。

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)
	百万円	百万円
投資不動産	23,614	18,184

(3) 減損損失

投資不動産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。ただし、遊休資産等については、個別にグルーピングを行っております。

当社グループは、継続事業から前年度に3,973百万円、当年度に562百万円の減損損失を計上しており、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に計上しております。

前年度において認識した減損損失は、個別に取壊の意思決定がなされたこと等により、遊休資産の土地及び建物等について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものです。なお、当該資産の回収可能価額は、建物等で取壊の意思決定がなされたため減額したものについては使用価値(零)により、それ以外については処分コスト控除後の公正価値により算定しております。

当年度において認識した減損損失は、個別に取壊の意思決定がなされたこと等により、遊休資産の土地及び建物等について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものです。なお、当該資産の回収可能価額は、建物等で取壊の意思決定がなされたため減額したものについては使用価値(零)により、それ以外については処分コスト控除後の公正価値により算定しております。

17. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

各年度における「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」の発生の主な原因別の内訳及び増減は、以下のとおりです。

前年度（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）

繰延税金資産	2015年 1月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	その他(注1)	2015年 12月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
固定資産(注2)	45,228	(4,868)	—	32	40,392
退職給付	124,330	(25,886)	(3,495)	(3,080)	91,870
繰越欠損金	63,050	1,479	—	(6,946)	57,582
その他	85,684	(1,513)	(4,860)	(2,472)	76,839
小計	318,292	(30,788)	(8,355)	(12,466)	266,683
評価性引当額	(66,478)	(4,403)	(611)	5,704	(65,788)
合計	251,814	(35,191)	(8,966)	(6,762)	200,895

繰延税金負債	2015年 1月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	その他(注1)	2015年 12月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
固定資産(注2)	(115,753)	24,602	—	3,236	(87,915)
退職給付	(7,334)	(476)	(502)	615	(7,696)
その他	(106,722)	(913)	2,147	4,794	(100,693)
合計	(229,809)	23,214	1,646	8,645	(196,305)

当年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

繰延税金資産	2016年 1月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	その他(注1)	2016年 12月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
固定資産(注2)	40,392	(12,218)	—	108,540	136,713
退職給付	91,870	(11,902)	1,441	(1,468)	79,940
繰越欠損金	57,582	(2,029)	—	(2,419)	53,135
その他	76,839	(1,372)	4,192	(3,688)	75,971
小計	266,683	(27,522)	5,633	100,966	345,760
評価性引当額	(65,788)	322	1,914	2,320	(61,231)
合計	200,895	(27,200)	7,547	103,285	284,528

繰延税金負債	2016年 1月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	その他(注1)	2016年 12月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
固定資産(注2)	(87,915)	11,097	—	3,013	(73,805)
退職給付	(7,696)	234	1,824	1,132	(4,506)
その他	(100,693)	(7,467)	(9,030)	5,931	(111,260)
合計	(196,305)	3,864	(7,206)	10,075	(189,572)

(注1) その他には在外営業活動体の換算差額及び企業結合による取得が含まれております。当年度の主要な企業結合の概要及び認識した繰延税金資産については、「37. 企業結合」に記載の通りです。

(注2) 固定資産には有形固定資産、のれん、無形資産及び投資不動産が含まれております。

繰延税金資産の認識にあたり、将来加算一時差異及び将来課税所得計画を考慮し、将来減算一時差異、繰越欠損金及び税額控除について回収が見込まれる金額を計上しております。繰延税金資産を計上していない税務上の繰越欠損金は、前年度末において47,738百万円(うち、繰越期限5年超として14,609百万円)、当年度末において44,484百万円(うち、繰越期限5年超として12,644百万円)です。繰延税金資産を計上していない税額控除は、前年度末において3,953百万円(うち、繰越期限5年超として3,669百万円)、当年度末において4,951百万円(うち、繰越期限5年超として4,541百万円)です。

(2) 法人所得税費用

各年度の継続事業からの「法人所得税費用」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
当期法人所得税費用	150,774	129,128
繰延法人所得税費用	11,612	23,336
法人所得税費用合計	162,386	152,464

繰延法人所得税費用は、国内外の税率変更の影響により前年度1,358百万円減少、当年度167百万円増加しております。

(3) 実効税率の調整

各年度の継続事業における法定実効税率と平均実際負担税率との差異について、原因となった主要な項目の内訳は、以下のとおりです。

当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として法定実効税率を計算しております。なお、当年度より法人税率等の税率改正が行われており、法定実効税率は、前年度35.41%、当年度32.78%となっております。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	%	%
法定実効税率	35.41	32.78
海外子会社の税率差異	(10.20)	(7.62)
損金不算入額	0.53	1.31
評価性引当額	1.74	(0.03)
その他	1.26	(0.08)
平均実際負担税率	28.74	26.37

18. 営業債務及びその他の債務

各年度の「営業債務及びその他の債務」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)
	百万円	百万円
買掛金	178,709	188,285
未払金	104,193	85,646
その他	90,130	104,002
合計	373,032	377,933

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

19. 社債及び借入金(その他の金融負債含む)

(1) 金融負債の内訳

各年度の「社債及び借入金」及び「その他の金融負債」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)	平均利率 (注1)	返済期限
	百万円	百万円	%	
デリバティブ負債	5,595	12,516	—	—
短期借入金	30,832	187,949	1.99	—
1年内返済予定の長期借入金	148	572	1.63	—
1年内償還予定の社債(注2)	—	20,000	—	—
長期借入金	866	877	3.34	2018年～ 2028年
社債(注2)	215,072	338,158	—	—
その他	11,007	9,516	—	—
合計	263,520	569,589		
流動負債	37,439	221,544		
非流動負債	226,080	348,045		
合計	263,520	569,589		

(注1) 平均利率を算出する際の利率及び残高は、期末日の数値を使用しております。

(注2) 社債の発行条件の要約は、以下のとおりです。

会社名	銘柄	発行年月日	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)	利率	担保	償還期限
			百万円	百万円	%		
当社	第7回 国内普通社債	2010年12月9日	20,000	20,000 (20,000)	0.84	あり	2017年12月8日
当社	第8回 国内普通社債	2010年12月9日	20,000	20,000	1.30	あり	2020年12月9日
当社	第9回 国内普通社債	2015年7月15日	60,000	60,000	0.22	あり	2020年7月15日
当社	第10回 国内普通社債	2015年7月15日	30,000	30,000	0.36	あり	2022年7月15日
当社	第11回 国内普通社債	2015年7月15日	25,000	25,000	0.60	あり	2025年7月15日
当社	米ドル建 普通社債	2013年7月23日	60,072 [500百万USD]	58,106 [500百万USD]	2.10	あり	2018年7月23日
当社	米ドル建 普通社債	2016年4月13日	—	87,109 [750百万USD]	2.00	あり	2021年4月13日
当社	米ドル建 普通社債	2016年4月13日	—	57,943 [500百万USD]	2.80	あり	2026年4月13日
	合計		215,072 (—)	358,158 (20,000)			

(注1) 残高の()内は内書きで、1年内償還予定の金額です。

(注2) 残高の[]内は内書きで、外貨建社債の金額です。

デリバティブ負債は損益を通じて公正価値で測定する金融負債(ヘッジ会計が適用されているものを除く)、社債及び借入金は、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

社債及び借入金に関し、当社の財務活動に重大な影響を及ぼす財務制限条項は付されておられません。

(2) 負債の担保に供している資産

① 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を当社の発行する社債の一般担保に供しております。社債権者は、当社の財産について他の一般債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有しております(ただし、国税及び地方税、その他の公的な義務の履行の場合を除く)。

② 一部の連結子会社において担保に供している資産は、前年度70百万円、当年度66百万円です。また、担保に供している資産に対応する債務は、前年度82百万円、当年度53百万円です。

20. 引当金

各年度の「引当金」の内訳及び増減は、以下のとおりです。

前年度（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）

	資産除去引当金	リストラクチャリング引当金	売上割戻引当金	その他の引当金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年1月1日 残高	2,742	22,954	3,994	4,935	34,624
期中増加額	498	15,039	3,323	742	19,603
割引計算の期間利息費用	36	—	—	—	36
目的使用による減少	(100)	(13,416)	(3,941)	(1,149)	(18,606)
戻入による減少	(447)	(1,161)	(53)	(3,299)	(4,960)
在外営業活動体の換算差額	—	(2,150)	—	(40)	(2,190)
2015年12月31日 残高	2,728	21,267	3,323	1,189	28,507
流動負債	—	15,058	3,323	915	19,297
非流動負債	2,728	6,209	—	273	9,210
合計	2,728	21,267	3,323	1,189	28,507

当年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

	資産除去引当金	リストラクチャリング引当金	売上割戻引当金	その他の引当金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2016年1月1日 残高	2,728	21,267	3,323	1,189	28,507
期中増加額	685	4,774	3,459	450	9,368
割引計算の期間利息費用	31	—	—	—	31
目的使用による減少	(85)	(13,414)	(3,323)	(430)	(17,253)
戻入による減少	(10)	(748)	—	(153)	(911)
在外営業活動体の換算差額	—	(2,755)	—	(35)	(2,790)
2016年12月31日 残高	3,348	9,124	3,459	1,021	16,952
流動負債	26	8,287	3,459	757	12,529
非流動負債	3,322	837	—	264	4,423
合計	3,348	9,124	3,459	1,021	16,952

① 資産除去引当金

当社グループが使用する工場設備・敷地等に対する原状回復義務及び有害物質の除去に備えて、過去の実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれておりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

② リストラクチャリング引当金

主に海外たばこ事業に係る、事業統合・合理化施策に関連するものです。支払時期は、将来の事業計画等により影響を受けます。

③ 売上割戻引当金

一定期間の売上数量や売上金額が所定の数値を超えた場合に請求額を減額する顧客との契約に係るものです。主に1年以内に支払われることが見込まれております。

21. その他の負債

各年度の「その他の流動負債」及び「その他の非流動負債」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)
	百万円	百万円
未払たばこ税	334,557	306,816
未払たばこ特別税	14,548	13,882
未払地方たばこ税	183,492	180,799
未払消費税等	103,933	105,497
従業員賞与	34,014	33,828
従業員有給休暇債務	18,827	18,832
その他	154,348	132,195
合計	843,719	791,850
流動負債	729,761	689,629
非流動負債	113,958	102,221
合計	843,719	791,850

22. 従業員給付

(1) 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付制度における給付額は、勤続した各年に稼得したポイントや退職時の支給率、勤務年数、退職前の最終平均給与、その他の条件に基づき設定されております。また、共済組合の長期給付(年金)に要する費用のうち、1956年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の期間(恩給等期間)に係るものについては、法令により、事業主である当社が負担することとされております。当該負担額については年金数理計算に基づき、その現在価値により債務とし、退職給付に係る負債に含めて計上しております。なお、通常の退職日前における従業員の退職に際して、退職加算金を支払う場合があります。

積立型の確定給付制度は、法令に従い、当社グループ、又は当社グループと法的に分離された年金基金により運営されております。当社グループ、又は年金基金の理事会及び年金運用受託機関は、制度加入者の利益を最優先にして行動することが法令により求められており、所定の方針に基づき制度資産の運用を行う責任を負っております。

当社グループの主要な制度は、投資リスク、利率リスク、インフレリスク、寿命リスク等、以下のような数理計算上のリスクに晒されています。

(i) 投資リスク

確定給付制度債務の現在価値は、優良社債又は国債の市場利回りに基づいて決定された割引率で算定されます。仮に制度資産の収益がこの利率を下回った場合は、積立不足が生じる可能性があります。

(ii) 利率リスク

優良社債又は国債の市場利回りの下落は、確定給付制度債務の増加となります。しかしこれは負債性金融商品(制度資産)の公正価値の増加と部分的に相殺されます。

(iii) インフレリスク

当社グループの一部の確定給付制度の給付水準はインフレーションと連動しているため、インフレーションの増大は確定給付制度債務の現在価値の増加をもたらします。

(iv) 寿命リスク

当社グループの一部の確定給付制度は終身年金であるため、退職に際して制度加入者に生涯にわたる年金給付を保証する義務があります。確定給付制度債務の現在価値は制度加入者の勤務期間中における、あるいは、退職後における最善の見積に基づく死亡率を基に算定しています。制度加入者の平均余命の伸長は確定給付制度債務の増加をもたらします。

① 確定給付制度債務の調整表

確定給付制度債務の増減は、以下のとおりです。

	国内(注3)	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
2015年1月1日 残高(注1)(注2)	292,138	552,006	844,144
当期勤務費用	11,802	11,216	23,018
過去勤務費用及び清算損益	310	389	699
利息費用	1,923	15,337	17,261
制度加入者からの拠出額	—	1,697	1,697
再測定による増減			
数理計算上の差異-人口統計上の仮定の変更により生じた影響	(634)	(327)	(961)
数理計算上の差異-財務上の仮定の変更により生じた影響	(105)	(2,266)	(2,371)
数理計算上の差異-実績による修正	(47)	346	299
給付の支払額	(25,941)	(20,823)	(46,764)
子会社の譲渡による減少	(13,277)	—	(13,277)
在外営業活動体の換算差額	—	(38,030)	(38,030)
その他の増減	42	(466)	(423)
2015年12月31日 残高(注1)(注2)	266,213	519,079	785,292
当期勤務費用	11,324	8,777	20,100
過去勤務費用及び清算損益	—	(5,362)	(5,362)
利息費用	1,790	12,644	14,434
制度加入者からの拠出額	—	1,300	1,300
再測定による増減			
数理計算上の差異-人口統計上の仮定の変更により生じた影響	(1,158)	7,703	6,545
数理計算上の差異-財務上の仮定の変更により生じた影響	4,222	59,529	63,751
数理計算上の差異-実績による修正	(1,264)	(527)	(1,791)
給付の支払額	(20,953)	(23,963)	(44,916)
在外営業活動体の換算差額	—	(62,630)	(62,630)
その他の増減	(51)	324	273
2016年12月31日 残高(注1)(注2)	260,122	516,875	776,997

(注1) 当社グループの確定給付制度債務に係る加重平均デュレーションは、前年度において国内7.7年、海外15.3年、当年度において国内7.7年、海外16.2年です。

(注2) 当社グループの制度加入者ごとの確定給付制度債務の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (2015年12月31日)			当年度 (2016年12月31日)		
	国内	海外	合計	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
現役の加入者	165,996	208,743	374,739	165,390	191,202	356,592
受給待期者	16,235	51,014	67,249	15,006	70,980	85,986
年金受給者	83,982	259,322	343,304	79,726	254,693	334,418
確定給付制度債務合計	266,213	519,079	785,292	260,122	516,875	776,997

(注3) 共済年金給付債務が含まれており、その増減は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
期首残高	59,191	52,710
利息費用	296	264
再測定による増減	276	1,600
給付の支払額	(7,052)	(5,967)
期末残高	52,710	48,607

② 制度資産の調整表

制度資産の増減は、以下のとおりです。

	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
2015年1月1日 残高	111,515	416,117	527,631
利息収益	765	12,517	13,282
再測定による増減			
制度資産に係る収益 (利息収益に含まれる金額を除く)	1,605	(4,724)	(3,119)
事業主からの拠出額 (注1) (注2)	3,754	10,536	14,290
制度加入者からの拠出額	—	1,697	1,697
給付の支払額	(9,162)	(17,091)	(26,253)
子会社の譲渡による減少	(11,670)	—	(11,670)
在外営業活動体の換算差額	—	(24,708)	(24,708)
その他の増減	—	(466)	(466)
2015年12月31日 残高	96,806	393,878	490,684
利息収益	679	10,263	10,942
再測定による増減			
制度資産に係る収益 (利息収益に含まれる金額を除く)	906	42,132	43,037
事業主からの拠出額 (注1) (注2)	2,099	7,015	9,113
制度加入者からの拠出額	—	1,300	1,300
給付の支払額	(6,918)	(20,311)	(27,229)
在外営業活動体の換算差額	—	(58,376)	(58,376)
その他の増減	—	(2,206)	(2,206)
2016年12月31日 残高	93,571	373,696	467,267

(注1) 当社グループ及び年金基金は、法令の定めに従い、将来の給付発生に対する充当や積立不足がある場合の年金財政の均衡保持を目的として、定期的に財政検証を行うと共に、掛金拠出額の再計算を行っております。

(注2) 当社グループは、2017年12月期に6,941百万円の掛金を拠出する予定です。

③ 確定給付制度債務及び制度資産の調整表

各年度の確定給付制度債務及び制度資産と連結財政状態計算書に計上された確定給付負債（資産）の純額との関係は、以下のとおりです。

前年度（2015年12月31日）	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
積立型の確定給付制度債務の現在価値	96,583	387,804	484,387
制度資産の公正価値	(96,806)	(393,878)	(490,684)
小計	(223)	(6,074)	(6,297)
非積立型の確定給付制度債務の現在価値	169,629	131,275	300,905
連結財政状態計算書に計上された 確定給付負債（資産）の純額	169,406	125,201	294,608
退職給付に係る負債	172,385	161,176	333,562
退職給付に係る資産	(2,979)	(35,975)	(38,954)
連結財政状態計算書に計上された 確定給付負債（資産）の純額	169,406	125,201	294,608
当年度（2016年12月31日）	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
積立型の確定給付制度債務の現在価値	92,436	383,213	475,648
制度資産の公正価値	(93,571)	(373,696)	(467,267)
小計	(1,136)	9,517	8,381
非積立型の確定給付制度債務の現在価値	167,686	133,662	301,348
連結財政状態計算書に計上された 確定給付負債（資産）の純額	166,550	143,179	309,729
退職給付に係る負債	170,804	162,606	333,410
退職給付に係る資産	(4,254)	(19,426)	(23,680)
連結財政状態計算書に計上された 確定給付負債（資産）の純額	166,550	143,179	309,729

④ 制度資産の主な内訳

各年度の制度資産合計に対する主な分類ごとの内訳は、以下のとおりです。

国内

	前年度 (2015年12月31日)			当年度 (2016年12月31日)		
	活発な市場における 公表市場価格		合計	活発な市場における 公表市場価格		合計
	有	無		有	無	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
現金及び現金同等物	23,002	—	23,002	18,233	—	18,233
資本性金融商品	3,383	—	3,383	3,579	—	3,579
日本	2,251	—	2,251	2,381	—	2,381
海外	1,132	—	1,132	1,198	—	1,198
負債性金融商品	10,395	—	10,395	11,000	—	11,000
日本	9,142	—	9,142	9,758	—	9,758
海外	1,252	—	1,252	1,242	—	1,242
生保一般勘定 (注)	—	59,454	59,454	—	60,155	60,155
その他	—	572	572	—	603	603
合計	36,779	60,027	96,806	32,813	60,759	93,571

海外

	前年度 (2015年12月31日)			当年度 (2016年12月31日)		
	活発な市場における 公表市場価格		合計	活発な市場における 公表市場価格		合計
	有	無		有	無	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
現金及び現金同等物	12,084	—	12,084	5,397	—	5,397
資本性金融商品	122,613	—	122,613	123,669	—	123,669
英国	29,719	—	29,719	30,212	—	30,212
北米	35,974	—	35,974	38,532	—	38,532
その他	56,920	—	56,920	54,925	—	54,925
負債性金融商品	220,473	4,968	225,441	207,393	5,035	212,427
英国	143,809	—	143,809	137,158	—	137,158
北米	48,969	—	48,969	47,524	—	47,524
その他	27,695	4,968	32,663	22,711	5,035	27,746
不動産	9,266	464	9,731	9,026	441	9,468
その他	18,105	5,905	24,009	15,808	6,927	22,735
合計	382,541	11,337	393,878	361,293	12,403	373,696

合計

	前年度 (2015年12月31日)			当年度 (2016年12月31日)		
	活発な市場における 公表市場価格		合計	活発な市場における 公表市場価格		合計
	有	無		有	無	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
現金及び現金同等物	35,086	—	35,086	23,630	—	23,630
資本性金融商品	125,996	—	125,996	127,248	—	127,248
負債性金融商品	230,868	4,968	235,836	218,393	5,035	223,428
不動産	9,266	464	9,731	9,026	441	9,468
生保一般勘定 (注)	—	59,454	59,454	—	60,155	60,155
その他	18,105	6,477	24,582	15,808	7,530	23,338
合計	419,320	71,364	490,684	394,106	73,161	467,267

(注) 生保一般勘定は、生命保険会社により一定の予定利率と元本が保証されております。

当社グループの主要な制度に係る資産運用方針は、以下のとおりです。

(国内)

当社の制度資産の運用方針は、社内規定に従い、将来にわたる確定給付制度債務の支払を確実に行うために、中長期的に安定的な収益を確保することを目的としております。具体的には、毎年度定める許容リスクの範囲内で目標収益率及び投資資産別の資産構成割合を設定し、その割合を維持することにより運用を行います。資産構成割合の見直し時には、確定給付制度債務の変動と連動性が高い制度資産の導入について都度検討を行っております。

また、市場環境に想定外の事態が発生した場合は、社内規定に従って、一時的にリスク資産のウェイト調整を行うことを可能としております。

(海外)

海外子会社の制度資産の運用方針は、各国の法律に従い、年金運用受託機関及び海外子会社の経営者により適切に設定されており、確定給付制度債務から生じるリスクを管理しつつ、債務の価値の変動を超える運用益の稼得を目指すこととしております。

制度資産の主要な部分は、確定給付制度債務と連動性のある債券に投資しております。また残りの部分については、長期的な収益の稼得を目指し、主に株式に投資しております。

⑤ 数理計算上の仮定に関する事項

各年度の数理計算の仮定の主要なものは、以下のとおりです。

前年度 (2015年12月31日)	国内		海外	
	%		%	
割引率	0.7		2.9	
インフレ率	-		2.4	

	国内		海外	
	男性	女性	男性	女性
	年	年	年	年
退職時点における平均余命 (注1)				
現在の年金受給者			21.7 (注3)	24.2 (注3)
将来の年金受給者	23.6 (注2)	29.3 (注2)	23.1 (注4)	25.7 (注4)

当年度 (2016年12月31日)	国内		海外	
	%		%	
割引率	0.5		2.2	
インフレ率	-		2.6	

	国内		海外	
	男性	女性	男性	女性
	年	年	年	年
退職時点における平均余命 (注1)				
現在の年金受給者			21.9 (注3)	24.3 (注3)
将来の年金受給者	23.6 (注2)	29.3 (注2)	23.3 (注4)	25.8 (注4)

(注1) 主要な制度に係る確定給付制度債務の価値の基礎となる現在の平均余命です。将来の死亡率に関する仮定は、公表された統計値及び死亡率表に基づいております。

(注2) 現在60歳の年金受給者の平均余命です。また、制度加入者の現在年齢に係らず、退職時点の平均余命は一定であるとの仮定に基づき、数理計算を行っております。

(注3) 現在65歳の年金受給者の平均余命です。

(注4) 現在50歳の現役の加入者が65歳になった時点で見込まれる平均余命です。

(注5) 確定給付制度債務の評価は将来の不確実な事象への判断を含んでおります。主要な基礎率の変化が当年度末における確定給付制度債務に与える感応度は以下のとおりです。これらの感応度のそれぞれは、その他の変数が一定との前提を置いておりますが、実際には独立して変化するとは限りません。なお、マイナスは確定給付制度債務の減少を、プラスは確定給付制度債務の増加を表しております。

前年度 (2015年12月31日)

	基礎率の変化	国内	海外
		百万円	百万円
割引率	0.5%の上昇	(9,672)	(37,287)
	0.5%の低下	10,368	42,058
インフレ率	0.5%の上昇	—	27,545
	0.5%の低下	—	(25,543)
死亡率	1年の増加	5,809	16,859
	1年の減少	(5,649)	(16,964)

当年度 (2016年12月31日)

	基礎率の変化	国内	海外
		百万円	百万円
割引率	0.5%の上昇	(9,636)	(39,870)
	0.5%の低下	10,363	43,735
インフレ率	0.5%の上昇	—	29,449
	0.5%の低下	—	(25,654)
死亡率	1年の増加	5,540	19,321
	1年の減少	(5,370)	(17,860)

⑥ 確定給付費用の内訳

各年度の確定給付費用の内訳は、以下のとおりです。

前年度（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）

	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
当期勤務費用	11,802	11,216	23,018
過去勤務費用及び清算損益	310	389	699
利息費用及び利息収益	1,159	2,820	3,979
確定給付費用（純損益）	13,270	14,426	27,696
数理計算上の差異-人口統計上の仮定の変更により 生じた影響	(634)	(327)	(961)
数理計算上の差異-財務上の仮定の変更により 生じた影響	(105)	(2,266)	(2,371)
数理計算上の差異-実績による修正	(47)	346	299
制度資産に係る収益（利息収益に含まれる金額を 除く）	(1,605)	4,724	3,119
確定給付費用（その他の包括利益）	(2,390)	2,476	86
確定給付費用（合計）	10,880	16,902	27,782

当年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

	国内	海外	合計
	百万円	百万円	百万円
当期勤務費用	11,324	8,777	20,100
過去勤務費用及び清算損益	—	(2,956)	(2,956)
利息費用及び利息収益	1,111	2,381	3,492
確定給付費用（純損益）	12,435	8,201	20,636
数理計算上の差異-人口統計上の仮定の変更により 生じた影響	(1,158)	7,703	6,545
数理計算上の差異-財務上の仮定の変更により 生じた影響	4,222	59,529	63,751
数理計算上の差異-実績による修正	(1,264)	(527)	(1,791)
制度資産に係る収益（利息収益に含まれる金額を 除く）	(906)	(42,132)	(43,037)
確定給付費用（その他の包括利益）	894	24,573	25,467
確定給付費用（合計）	13,328	32,775	46,103

（注1）利息費用及び利息収益は純額を「金融費用」に含めており、それ以外の費用は「売上原価」及び「販売費及び一般管理費等」に含めて表示しております。なお、前年度の非継続事業からの確定給付費用（純損益）は「非継続事業からの当期利益」に含めて表示しております。

（注2）確定拠出年金への要拠出額等に係る費用は、前年度において7,649百万円、当年度において6,917百万円であり、当該費用は上記に含まれておりません。

(2) その他の従業員給付費用

各年度の連結損益計算書に含まれる継続事業からの退職後給付以外の従業員給付に係る費用は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
報酬及び給与	233,512	211,838
従業員賞与	62,134	59,474
法定福利費	43,861	39,803
福利厚生費	36,183	34,581
退職加算金	4,392	1,479

23. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び資本剰余金

① 授権株式数

前年度末及び当年度末における授権株式数は、8,000,000千株です。

② 全額払込済みの発行済株式

各年度の株式発行数及び資本金等の残高の増減は、以下のとおりです。

	発行済普通株式数	資本金	資本剰余金
	千株	百万円	百万円
前年度期首 (2015年1月1日)	2,000,000	100,000	736,400
増減	—	—	—
前年度 (2015年12月31日)	2,000,000	100,000	736,400
増減	—	—	—
当年度 (2016年12月31日)	2,000,000	100,000	736,400

(注) 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式です。

(2) 自己株式

各年度の自己株式数及び残高の増減は、以下のとおりです。

	株式数	金額
	千株	百万円
前年度期首 (2015年1月1日)	182,443	344,447
増減 (注2)	26,842	99,886
前年度 (2015年12月31日)	209,285	444,333
増減 (注2)	(241)	(512)
当年度 (2016年12月31日)	209,044	443,822

(注1) 当社はストック・オプション制度を採用しており、その権利行使に伴う株式の交付に自己株式を充当しております。なお、契約条件及び金額等は、「32. 株式に基づく報酬」に記載しております。

(注2) 取締役会決議に基づく自己株式の取得株式数は前年度26,896千株であり、取得価格総額は前年度100,000百万円です。単元未満株式の買取請求は前年度0千株、当年度0千株です。また、ストック・オプションの行使による譲渡は前年度54千株、当年度241千株です。単元未満株式の売渡請求は当年度0千株です。

(3) その他の資本の構成要素

① 新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等は、「32. 株式に基づく報酬」に記載しております。

② 在外営業活動体の換算差額

外貨建てで作成された在外営業活動体の財務諸表を連結する際に発生した換算差額並びに純投資ヘッジとして指定されたヘッジ手段に係る利得及び損失のうち有効と認められる部分です。

③ キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分

当社は将来キャッシュ・フローの変動リスクを回避するためのヘッジを行っており、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動額のうち有効と認められる部分です。

④ その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動

その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の評価差額です。

⑤ 確定給付型退職給付制度の再測定額

確定給付型退職給付制度の再測定額とは、数理計算上の差異、制度資産に係る収益（利息収益に含まれる金額を除く）及び資産上限額の影響（利息収益に含まれる金額を除く）の変動額です。また、数理計算上の差異とは、確定給付制度債務に係る実績による修正（期首における数理計算上の仮定と実際の結果との差異）及び数理計算上の仮定の変更による影響額です。これらについては、発生時にその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素から利益剰余金に直ちに振り替えております。

24. 配当金

各年度における配当金の支払額は、以下のとおりです。

前年度（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		百万円	円		
2015年3月20日 定時株主総会	普通株式	90,878	50	2014年12月31日	2015年3月23日
2015年8月3日 取締役会	普通株式	96,696	54	2015年6月30日	2015年9月1日

当年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		百万円	円		
2016年3月23日 定時株主総会	普通株式	114,606	64	2015年12月31日	2016年3月24日
2016年8月1日 取締役会	普通株式	114,617	64	2016年6月30日	2016年9月1日

また、配当の効力発生日が翌年度となるものは、以下のとおりです。

前年度（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		百万円	円		
2016年3月23日 定時株主総会	普通株式	114,606	64	2015年12月31日	2016年3月24日

当年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		百万円	円		
2017年3月24日 定時株主総会	普通株式	118,203	66	2016年12月31日	2017年3月27日

25. 売上収益

各年度の継続事業からの総取扱高と「売上収益」の調整は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
総取扱高	7,436,141	7,062,848
たばこ税及びその他代理取引取扱高	(5,183,257)	(4,919,561)
売上収益	2,252,884	2,143,287

たばこ税及びその他当社グループが代理人として関与した取引における取扱高については、収益より控除しており、これらを除いた経済的便益の流入額を「売上収益」として連結損益計算書に表示しております。

なお、総取扱高は、当社グループが任意に開示する項目であり、IFRSが規定する収益(Revenue)とは異なっております。

26. その他の営業収益

各年度の継続事業からの「その他の営業収益」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の 売却益(注)	7,277	41,161
子会社株式売却益(注)	—	26,106
その他(注)	8,089	2,835
合計	15,367	70,101

(注) 各勘定に含まれるリストラクチャリング収益は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の 売却益	6,193	38,973
子会社株式売却益	—	26,106
その他	606	100
合計	6,799	65,178

27. 販売費及び一般管理費等

各年度の継続事業からの「販売費及び一般管理費等」の内訳は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
広告宣伝費	25,644	26,108
販売促進費	120,270	124,766
運賃保管費	26,859	26,793
委託手数料	51,330	50,860
従業員給付費用(注2)	264,725	241,752
研究開発費(注1)	57,796	58,193
減価償却費及び償却費	65,999	79,088
減損損失(金融資産の減損損失を除く) (注2)	9,516	1,239
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の 除売却損(注2)	19,156	11,256
その他(注2)	148,052	134,060
合計	789,346	754,115

(注1) 費用として認識される研究開発費はすべて「販売費及び一般管理費等」に含めております。

(注2) 各勘定に含まれるリストラクチャリング費用は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
従業員給付費用	4,720	1,243
減損損失(金融資産の減損損失を除く)	7,643	743
有形固定資産、無形資産及び投資不動産の 除売却損	12,523	5,676
その他	14,957	4,231
合計	39,843	11,894

28. 金融収益及び金融費用

各年度の継続事業からの「金融収益」及び「金融費用」の内訳は、以下のとおりです。

金融収益	前年度	当年度
	(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
受取配当金		
その他の包括利益を通じて測定する金融資産	1,771	1,707
受取利息		
償却原価で測定する金融資産		
預金及び債券等	13,010	4,664
その他	235	247
合計	15,016	6,618
金融費用		
	前年度	当年度
	(自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
支払利息		
償却原価で測定する金融負債		
社債及び借入金(注2)	3,745	8,592
その他	153	87
為替差損(注1)	6,010	9,183
従業員給付費用(注3)	3,971	3,492
その他	1,253	355
合計	15,132	21,710

(注1) 通貨デリバティブの評価損益は、為替差損に含めております。

(注2) 金利デリバティブの評価損益は、支払利息に含めております。

(注3) 従業員給付費用は、従業員給付に関連する損益のうち、利息費用及び利息収益の純額です。

29. その他の包括利益

各年度の「その他の包括利益」に含まれている、各包括利益項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は、以下のとおりです。

前年度（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）

	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
純損益に振り替えられない項目					
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動	14,220	—	14,220	(3,485)	10,735
確定給付型退職給付制度の再測定額	(86)	—	(86)	(4,016)	(4,102)
純損益に振り替えられない項目 の合計	14,134	—	14,134	(7,501)	6,633
後に純損益に振り替えられる 可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	(289,270)	(223)	(289,493)	93	(289,400)
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の変動額の有効部分	1,084	(812)	271	(38)	233
後に純損益に振り替えられる 可能性のある項目の合計	(288,186)	(1,036)	(289,222)	55	(289,167)
合計	(274,052)	(1,036)	(275,088)	(7,446)	(282,534)

当年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

	当期発生額	組替調整額	税効果前	税効果	税効果後
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
純損益に振り替えられない項目					
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動	(5,574)	—	(5,574)	2,416	(3,159)
確定給付型退職給付制度の再測定額	(25,467)	—	(25,467)	3,265	(22,202)
純損益に振り替えられない項目 の合計	(31,042)	—	(31,042)	5,681	(25,361)
後に純損益に振り替えられる 可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	(157,539)	19	(157,520)	(6,163)	(163,683)
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の変動額の有効部分	(2,986)	849	(2,136)	658	(1,479)
後に純損益に振り替えられる 可能性のある項目の合計	(160,525)	868	(159,657)	(5,506)	(165,162)
合計	(191,567)	868	(190,699)	175	(190,523)

30. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎

① 親会社の普通株主に帰属する利益

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	485,691	421,695
親会社の普通株主に帰属しない利益	—	—
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	485,691	421,695
親会社の普通株主に帰属する非継続事業からの当期利益	87,237	—
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する 継続事業からの当期利益	398,454	421,695

② 期中平均普通株式数

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	千株	千株
期中平均普通株式数	1,795,254	1,790,878

(2) 希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎

① 希薄化後の普通株主に帰属する利益

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	485,691	421,695
当期利益調整額	—	—
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益	485,691	421,695
親会社の普通株主に帰属する非継続事業からの当期利益	87,237	—
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する 継続事業からの当期利益	398,454	421,695

② 希薄化後の期中平均普通株式数

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	千株	千株
期中平均普通株式数	1,795,254	1,790,878
新株予約権による普通株式増加数	1,128	1,030
希薄化後の期中平均普通株式数	1,796,382	1,791,908

31. 非資金取引

重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リースにより取得した資産の金額は、前年度において3,507百万円、当年度において202百万円です。

32. 株式に基づく報酬

当社及び鳥居薬品は、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、株主総会において承認された内容に基づき、取締役会決議により付与されております。

当社のストック・オプション制度の概要は、以下のとおりです。

(1) 当社のストック・オプションの契約条件等

- | | |
|------------------------|---------------|
| ① 付与対象者の区分 | : 当社取締役及び執行役員 |
| ② 決済方法 | : 株式決済 |
| ③ 付与されたストック・オプションの有効期間 | : 付与日より30年 |
| ④ 権利確定条件 | : 付されていません |

なお、ストック・オプションの権利行使に関する条件は、以下のとおりです。

- (i) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り新株予約権を行使できるものとする。なお、新株予約権者との間における、新株予約権の割当契約において、当該新株予約権が行使可能となる日を、当該地位を喪失した日の翌日と定めている。
- (ii) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(2) 当社のストック・オプション数の変動状況

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)			当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)		
	取締役	執行役員等	合計	取締役	執行役員等	合計
	株	株	株	株	株	株
期首残高	275,800	795,200	1,071,000	324,800	807,200	1,132,000
付与	49,000	66,200	115,200	34,200	51,800	86,000
行使	—	(54,200)	(54,200)	—	(241,200)	(241,200)
振替	—	—	—	(83,200)	83,200	—
期末残高	<u>324,800</u>	<u>807,200</u>	<u>1,132,000</u>	<u>275,800</u>	<u>701,000</u>	<u>976,800</u>
期末時点における 行使可能残高	—	424,400	424,400	—	442,200	442,200

(注1) スtock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(注2) スtock・オプションは、すべて権利行使価格1株当たり1円で付与しております。

(注3) スtock・オプションの期中付与対象者は、前年度において取締役6名・執行役員18名、当年度において取締役5名・執行役員18名です。なお、ストック・オプション変動状況のうち「振替」とは、期中に役職変更された付与対象者の変更時保有分です。

(注4) 期中に付与されたストック・オプションにおける1株当たりの加重平均公正価値は、前年度において3,556円、当年度において2,863円です。

(注5) 期中に行使されたストック・オプションの権利行使時点の加重平均株価は、前年度において4,497円、当年度において4,258円です。

(注6) 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前年度において25.7年、当年度において25.2年です。

(3) 当社の期中に付与されたストック・オプションの公正価値の測定方法

① 使用した評価技法

ブラック・ショールズ方式

② 主な基礎数値及び見積方法

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
株価	4,847円	4,315円
株価変動性(注1)	32.7%	32.9%
予想残存期間(注2)	15年	15年
予想配当(注3)	100円/株	118円/株
無リスク利子率(注4)	0.78%	△0.12%

(注1) 過去15年の日次株価実績に基づき算出しております。

(注2) 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

(注3) 直近の配当実績に基づき算出しております。

(注4) 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りです。

(4) 株式に基づく報酬費用

連結損益計算書の「販売費及び一般管理費等」に含まれている、継続事業からのストック・オプションに係る費用計上額は、前年度において383百万円、当年度において270百万円です。

33. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていくこと、すなわち「4Sモデル」の追求を経営理念としております。

この経営理念に基づき、中長期の持続的な利益成長を実現させることが、中長期にわたる企業価値の継続的な向上につながり、4者のステークホルダーにとっての共通利益になると確信しております。

そのために、財務方針として、経済危機等の環境変化に備えた堅牢性及び事業投資機会等に対して機動的に対応できる柔軟性を担保する強固な財務基盤を保持する事としております。

当社グループは有利子負債から現金及び現金同等物を控除した純有利子負債、及び資本(親会社の所有者に帰属する部分)を管理対象としており、各報告日時点の残高は、以下のとおりです。

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)
	百万円	百万円
有利子負債	255,291	555,257
現金及び現金同等物	(526,765)	(294,157)
純有利子負債(注)	(271,474)	261,101
資本(親会社の所有者に帰属する持分)	2,451,596	2,456,091

(注) ()内は有利子負債控除後の現金及び現金同等物の残高です。

当社の株式については日本たばこ産業株式会社法において以下のとおり規定されております。

政府は、常時、日本たばこ産業株式会社(以下、会社)が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く)の総数の3分の1を超える株式を保有していなければならない。(第2条第1項)

会社が発行する株式もしくは新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合、又は株式交換に際して株式(自己株式を除く)、新株予約権(自己新株予約権を除く)もしくは新株予約権付社債(自己新株予約権付社債を除く)を交付しようとする場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。(第2条第2項)

政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。(第3条)

当社グループは、財務の堅牢性・柔軟性及び資本収益性のバランスある資本構成を維持するため財務指標のモニタリングを行っております。財務の堅牢性・柔軟性については、格付け、資本収益性については、ROE(株主資本利益率)を内外環境の変化を注視しながら適宜モニタリングしております。

(2) リスク管理に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク)に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社財務部は、主要な財務上のリスク管理の状況について、定期的に当社の社長及び取締役会に報告しております。

また、当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(3) 信用リスク

当社グループの営業活動から生ずる債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりま

す。また、主に、余資運用のため保有している債券等及び政策的な目的のため保有している株式等は、発行体の信用リスクに晒されております。

さらに、当社グループが為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引については、これら取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されております。

当社グループは、与信管理規程等に基づき、営業債権について、取引先の信用リスクを適切に管理すべく、与信限度額又は取引条件を定めることを原則としているほか、信用リスクの高い取引先については債権残高のモニタリングを行っております。また、当社財務部は、定期的に、不良債権の発生とその回収状況を把握し、集約した結果を当社の社長及び取締役会に報告しております。

当社グループは、余資運用・デリバティブ取引について、信用リスクの発生を未然に防止すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、一定の格付基準を満たす債券等での運用、あるいは高い格付を有する金融機関との取引を基本としております。また、当社財務部は、定期的に、これらの取引の実績を把握し、集約した結果を当社の社長及び取締役会に報告しております。

金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結財務諸表に表示されている減損後の帳簿価額となります。

各年度末において期日が経過しているが、減損していない金融資産の年齢分析は、以下のとおりです。なお、保険の付保及び担保の取得により回収が見込まれる金額を含んでおります。

前年度(2015年12月31日)	合計	期日経過額			
		30日以内	30日超～ 60日以内	60日超～ 90日以内	90日超
		百万円	百万円	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権	3,238	2,260	349	38	591

当年度(2016年12月31日)	合計	期日経過額			
		30日以内	30日超～ 60日以内	60日超～ 90日以内	90日超
		百万円	百万円	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権	6,916	2,612	1,004	8	3,292

当社グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、貸倒引当金を計上しております。各年度の貸倒引当金の増減は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
期首残高	10,595	9,345
期中増加額	346	335
期中減少額 (目的使用)	(357)	(515)
期中減少額 (戻入)	(986)	(336)
その他の増減	(253)	(394)
期末残高	9,345	8,436

(4) 流動性リスク

当社グループは、借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債により資金を調達しておりますが、それら負債は、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、グループ財務業務基本方針に基づき、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、当社財務部は、定期的に、手許流動性及び有利子負債の状況等を把握・集約し、当社の社長及び取締役会に報告しております。また、流動性リスクに備えるため、複数の金融機関とコミットメント・ライン契約を結ぶことにより、所要の借入枠を設定しております。

各年度末における金融負債(デリバティブ金融商品を含む)の期日別残高は、以下のとおりです。

前年度 (2015年12月31日)

	帳簿 価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	373,032	373,032	373,032	—	—	—	—	—
短期借入金	30,832	30,832	30,832	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	148	148	148	—	—	—	—	—
長期借入金	866	866	—	150	152	97	45	422
社債	215,072	215,305	—	20,000	60,305	—	80,000	55,000
小計	619,949	620,183	404,012	20,150	60,457	97	80,045	55,422
デリバティブ負債								
為替予約取引	5,594	5,594	5,594	—	—	—	—	—
金利スワップ取引	1	1	1	—	—	—	—	—
小計	5,595	5,595	5,595	—	—	—	—	—
合計	625,544	625,778	409,607	20,150	60,457	97	80,045	55,422

当年度 (2016年12月31日)

	帳簿 価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	377,933	377,933	377,933	—	—	—	—	—
短期借入金	187,949	187,949	187,949	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	572	572	572	—	—	—	—	—
長期借入金	877	877	—	360	92	41	43	341
1年内償還予定の社債	20,000	20,000	20,000	—	—	—	—	—
社債	338,158	338,858	—	58,245	—	80,000	87,368	113,245
小計	925,489	926,188	586,453	58,605	92	80,041	87,411	113,586
デリバティブ負債								
為替予約取引	12,516	12,516	12,516	—	—	—	—	—
小計	12,516	12,516	12,516	—	—	—	—	—
合計	938,005	938,704	598,970	58,605	92	80,041	87,411	113,586

各年度末におけるコミットメント・ライン総額、及び借入実行残高は、以下のとおりです。

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)
	百万円	百万円
コミットメント・ライン総額	682,286	574,432
借入実行残高	—	—
未実行残高	<u>682,286</u>	<u>574,432</u>

(5) 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業を展開していることから、為替変動を起因として、主に以下のリスクに晒されております。

- (i) 当社グループの各機能通貨とは異なる通貨による外部取引及び、配当の受け渡しを含むグループ内取引の結果、当社グループの各機能通貨建ての損益及びキャッシュ・フローが為替変動の影響を受けるリスク
- (ii) 当社グループの各機能通貨建ての資本を日本円に換算し連結する際に、当社グループの資本が為替変動の影響を受けるリスク
- (iii) 当社グループの各機能通貨建ての損益を日本円に換算し連結する際に、当社グループの損益が為替変動の影響を受けるリスク

(i)のリスクに対しては、将来キャッシュ・フローを予測した時点又は債権債務確定時点において、デリバティブ又は外貨建有利子負債等を利用したヘッジを行っており、その一部はキャッシュ・フロー・ヘッジの指定を行っております。(ii)のリスクに対しては、外貨建有利子負債等を利用したヘッジを行っており、その一部は純投資ヘッジの指定を行っております。(iii)のリスクに対しては、原則としてヘッジは行っておりません。

当社グループは、為替変動を起因とする上記リスクを緩和すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、当社の財務リスク管理委員会の管理監督の下で、当社グループの業績に与える影響や為替相場の現状等を総合的に勘案して外国為替ヘッジ方針を策定及びその方針を実行し、当社財務部は、定期的にその実績を当社の社長及び取締役会に報告しております。

為替感応度分析

当社グループが各年度末において保有する金融商品において、機能通貨に対して、機能通貨以外の各通貨が10%増価した場合の、連結損益計算書の税引前利益に与える影響は、以下のとおりです。

機能通貨建ての金融商品、及び在外営業活動体の資産及び負債、収益及び費用を円貨に換算する際の影響は含んでおりません。また、算定に使用した各通貨以外の通貨は変動しないことを前提としております。

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)
	百万円	百万円
税引前利益	(866)	(1,502)

(6) 金利リスク

当社グループの金利リスクは、現金同等物等とのネット後の有利子負債から生じます。借入金及び社債のうち、変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。

当社グループは、借入金及び社債について、金利変動リスクを緩和すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、当社の財務リスク管理委員会の管理監督の下で、当社グループ業績に与える影響や金利の現状等を総合的に勘案して金利ヘッジ方針を策定及びその方針を実行し、当社財務部は、その実績を当社の社長及び取締役会に報告しております。

金利感応度分析

当社グループが各年度末において保有する金融商品において、金利が100bp上昇した場合の、連結損益計算書の税引前利益に与える影響額は、以下のとおりです。

金利変動の影響を受ける金融商品を対象としており、為替変動の影響等その他の要因は一定であることを前提としております。

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)
	百万円	百万円
税引前利益	2,058	(559)

(7) ヘッジ取引

当社グループのヘッジ取引に係る方針等は、「3. 重要な会計方針」に記載しております。

① キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されているヘッジ手段の詳細は、以下のとおりです。

前年度 (2015年12月31日)	契約額等	うち 1年超	帳簿価額 (注)		平均 レート等
			資産 百万円	負債 百万円	
為替リスク					
為替予約取引 円・米ドル	129百万USD	—	70	75	119.95円
金利リスク					
金利通貨スワップ取引 受取固定・支払固定	175百万USD	175百万USD	3,870	—	0.24%
当年度 (2016年12月31日)	契約額等	うち 1年超	帳簿価額 (注)		平均 レート等
			資産 百万円	負債 百万円	
為替リスク					
為替予約取引 円・米ドル	259百万USD	—	1,077	478	109.84円
金利リスク					
金利通貨スワップ取引 受取固定・支払固定	175百万USD	175百万USD	3,052	—	0.24%

(注) デリバティブの帳簿価額は、連結財政状態計算書上「その他の金融資産」又は「その他の金融負債」に計上された金額であり、満期までの期間が1年超の金額は非流動資産又は非流動負債に分類しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたヘッジ手段から生じた評価損益の増減は、以下のとおりです。

	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動額の有効部分		
	為替リスク	金利リスク	合計
	百万円	百万円	百万円
2015年1月1日 残高	1,077	139	1,215
その他の包括利益			
当期発生額 (注1)	284	800	1,084
組替調整額 (注2)	—	(812)	(812)
税効果	(49)	11	(38)
その他増減	(1,324)	—	(1,324)
2015年12月31日 残高	(12)	137	125
その他の包括利益			
当期発生額 (注1)	(2,168)	(818)	(2,986)
組替調整額 (注2)	128	721	849
税効果	625	33	658
その他増減	1,794	—	1,794
2016年12月31日 残高	367	73	440

(注1) ヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動はヘッジ手段の公正価値の変動に近似しております。

(注2) ヘッジ対象が純損益に影響を与えたことにより振り替えた金額であり、連結損益計算書において「売上収益」、「金融収益」又は「金融費用」として認識しております。なお、ヘッジ非有効部分の金額に重要性はありません。

② 在外営業活動体に対する純投資ヘッジ

在外営業活動体に対する純投資ヘッジとして指定されているヘッジ手段の詳細は、以下のとおりです。

前年度 (2015年12月31日)	契約額等	うち 1年超	帳簿価額 (注)		平均 レート等
			資産 百万円	負債 百万円	
米ドル建社債	325百万USD	325百万USD	—	38,965	99.45円
当年度 (2016年12月31日)	契約額等	うち 1年超	帳簿価額 (注)		平均 レート等
			資産 百万円	負債 百万円	
短期借入金	500百万USD	—	—	58,245	117.91円
米ドル建社債	1,575百万USD	1,575百万USD	—	182,773	107.36円

(注) 社債及び借入金の帳簿価額は連結財政状態計算書上「社債及び借入金」に計上された金額であり、満期までの期間が1年超の金額は非流動負債に分類しております。

在外営業活動体に対する純投資ヘッジとして指定されたヘッジ手段から生じた評価損益の増減は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
期首残高	(3,100)	(4,497)
その他の包括利益		
当期発生額 (注1)	(1,490)	19,444
税効果	93	(6,163)
期末残高 (注2)	(4,497)	8,784

(注1) ヘッジ非有効部分を認識する基礎として用いたヘッジ対象の価値の変動はヘッジ手段の公正価値の変動に近似しております。

(注2) 在外営業活動体の換算差額の残高には、ヘッジ会計を中止したヘッジ手段から生じた換算差益が前年度末において136百万円、当年度末において18,241百万円含まれております。

(8) 市場価格の変動リスク

当社グループは、有価証券について、定期的に公正価値や発行体の財務状況等を把握し、各主管部署において、取引先企業との関係を勘案し、必要により保有の見直しを図ることとしております。

(9) 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1： 活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2： レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

① 償却原価で測定される金融商品

各年度末における償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりです。

前年度（2015年12月31日）

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
		百万円	百万円	百万円	百万円
長期借入金（注）	1,014	—	—	1,014	1,014
社債	215,072	217,215	—	—	217,215

当年度（2016年12月31日）

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
		百万円	百万円	百万円	百万円
長期借入金（注）	1,449	—	—	1,449	1,449
社債（注）	358,158	357,126	—	—	357,126

（注）1年以内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

償却原価で測定される短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しております。

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

② 公正価値で測定される金融商品

各年度末における公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりです。

前年度（2015年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3 (注)	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
デリバティブ資産	—	7,106	—	7,106
株式	67,557	—	5,239	72,795
その他	319	—	1,727	2,046
合計	67,876	7,106	6,966	81,948
デリバティブ負債	—	5,595	—	5,595
合計	—	5,595	—	5,595

当年度（2016年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3 (注)	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
デリバティブ資産	—	11,769	—	11,769
株式	60,662	—	4,886	65,548
その他	368	—	2,316	2,683
合計	61,030	11,769	7,202	80,001
デリバティブ負債	—	12,516	—	12,516
合計	—	12,516	—	12,516

(注) 各年度における、レベル3に分類された金融商品の増減は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
期首残高	5,411	6,966
利得及び損失合計		
損益 (注1)	172	(16)
その他の包括利益 (注2)	1,154	80
購入	478	448
売却	(250)	(76)
その他	—	(200)
期末残高	6,966	7,202

(注1) 損益に含まれている利得及び損失は、決算日時点の損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものです。これらの損益は「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

(注2) その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものです。これらの損益は「その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動」に含まれております。

34. 関連当事者

日本国政府は、日本たばこ産業株式会社法に基づき、当社が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く)の総数の3分の1を超える株式を保有していなければならないこととされており、当年度末現在、当社の発行済株式総数の33.35%を保有しております。

(1) 関連当事者との取引

関連当事者との取引は、通常の事業取引と同様の条件で行われております。

なお、ロシア国内で物流事業を行うCJSC TK Megapolisに対する売上収益は当年度207,768百万円(前年度240,837百万円)であり、同社に対する営業債権を当年度38,373百万円(前年度27,396百万円)保有しております。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

各年度の主要な経営幹部に対する報酬は、以下のとおりです。

	前年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
	百万円	百万円
報酬及び賞与	650	620
株式に基づく報酬	159	117
合計	809	737

35. 子会社及び関連会社等

(企業グループの構成)

各年度末における当社グループの各事業ごとの会社構成は、以下のとおりです。

事業内容	前年度 (2015年12月31日)		当年度 (2016年12月31日)	
	子会社数	持分法適用会社数 (注)	子会社数	持分法適用会社数 (注)
	社数	社数	社数	社数
国内たばこ事業	11	2	12	2
海外たばこ事業	144	5	150	5
医薬事業	3	—	2	—
加工食品事業	28	3	28	3
その他	8	2	10	2
合計	194	12	202	12

(注) 当社グループは重要な関連会社及び共同支配企業を有していません。

当年度において当社グループ構成に重要な変動はありません。

36. コミットメント

(1) 資産の取得に係るコミットメント

各年度における、決算日以降の資産の取得に係るコミットメントは、以下のとおりです。

	前年度 (2015年12月31日)	当年度 (2016年12月31日)
	百万円	百万円
有形固定資産の取得	41,879	41,889
無形資産の取得	1,402	3,374
合計	43,281	45,264

(2) 国内葉たばこの買入れ

当社の国内葉たばこの買入れについては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積、並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社はこの契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れる義務があります。

37. 企業結合

Natural American Spirit の米国外たばこ事業の取得

(1) 企業結合の概要

当社グループは、2016年1月13日にReynolds American Inc. グループ (Reynolds グループ) から、Natural American Spirit の米国外たばこ事業に係る商標権及びReynolds グループ傘下の同ブランドたばこ商品の販売会社である米国外子会社(サンタフェナチュラルタバコジャパン株式会社 (注) 他8社)の全株式を含む、Natural American Spirit の米国外たばこ事業を取得しました。

Natural American Spirit は、Santa Fe Natural Tobacco Company Inc. が、1982年より米国で製造・販売を始めたたばこブランドであり、高品質な葉たばこを贅沢に使用した無添加のたばこ商品として独自のブランド世界観を確立し、米国をはじめ日本、ドイツ、スイス、イタリア、スペイン、英国等において着実に販売を拡大してきました。

本買収は、各市場の高価格帯で強いプレゼンスを有するNatural American Spirit を取得することで、当社グループのブランドポートフォリオを拡充し、競争力強化を図ることを目的としたものです。

なかでもNatural American Spirit の米国外における販売数量の過半を占める日本においては、お客様から幅広い支持を獲得し、数量を著しく成長させています。従って当社グループの最重要市場の一つである日本においても、本買収を長期にわたる持続的利益成長を実現するための事業投資の一環と位置付けております。

(注) サンタフェナチュラルタバコジャパン株式会社は、2016年5月1日に株式会社トゥールスピリットタバコカンパニーに社名を変更しております。

(2) 当社グループの業績に与える影響

取得日以降に、当企業結合から生じた売上収益及び営業利益の合計額はそれぞれ28,291百万円及び△13,946百万円です。

なお、上記の営業利益には、企業結合により取得した商標権の償却費17,928百万円が含まれております。

(3) 取得対価及びその内訳(取得合計)

取得対価は591,420百万円であり、すべて現金で支払いを行っております。

(4) 企業結合によるキャッシュ・アウト(取得合計)

	企業結合による キャッシュ・アウト
	百万円
現金による取得対価	591,420
取得した子会社における現金及び現金同等物	(4,335)
企業結合によるキャッシュ・アウト	587,085

(5) 取得資産及び負債の公正価値

	公正価値
	百万円
流動資産	21,369
商標権	180,471
繰延税金資産	113,185
その他の非流動資産	9,207
資産合計	324,232
流動負債	11,376
非流動負債	8,415
負債合計	19,791
のれん	286,979

のれんは、各市場における事業基盤拡充を含む、事業統合効果による超過収益力を反映したものです。上記の資産のうち、商標権及びのれんの大部分については税務上損金算入可能と見込んでおります。

取得資産及び負債の公正価値は、取得日時点で認識された暫定的な金額であり、測定期間中(取得日から1年間)に修正が行われる可能性があります。

当企業結合に係る取得関連費用として293百万円を「販売費及び一般管理費等」にて費用処理しております。

その他の取得

上記以外に、当年度において企業結合により取得した会社はありますが、個別にも全体としても重要性がないため記載を省略しております。

38. 非継続事業

当社グループは継続事業、非継続事業の区分について、事業セグメントで判断しております。このため、独立した事業セグメントとして管理していない事業を譲渡又は廃止した場合には、その事業は非継続事業には分類せず、発生する営業損益及びキャッシュ・フローは、継続事業の損益及びキャッシュ・フローの中に含まれております。

当社グループの飲料自販機オペレーター事業子会社である株式会社ジャパンビバレッジホールディングス及びジェイティエースター株式会社等を2015年7月31日にサントリー食品インターナショナル株式会社に譲渡したこと、及びJT飲料製品の製造販売事業を2015年9月末に終了したことから、前年度において「飲料事業」を非継続事業に分類し、継続事業と非継続事業を区分して表示しております。なお、連結損益計算書において、前年度の「非継続事業からの当期利益」には、子会社株式売却益134,287百万円及び子会社の譲渡に係る法人所得税費用36,494百万円が含まれております。また、連結キャッシュ・フロー計算書において、当年度には、前年度における子会社の譲渡に係る法人所得税等の支払額36,494百万円が含まれております。

39. 偶発事象

偶発負債

当社及び一部の子会社は、現在係属中の複数の訴訟等の当事者となっております。その最終結果について合理的に見積ることが不可能な訴訟等については、引当金は計上しておりません。

なお、これら訴訟等の当事者である当社及び一部の子会社は、それぞれの主張に確固たる根拠があるものと考えており、社外弁護士と連携のうえ応訴体制を整備し、適切に対応しております。

① 喫煙と健康に関する訴訟

当社及び一部の子会社は、喫煙、たばこ製品のマーケティング又はたばこの煙への曝露から損害を受けたとする訴訟の被告となっております。喫煙と健康に関する訴訟については、当社グループを被告とする訴訟、又はRJRナビスコ社の米国以外の海外たばこ事業を買収した契約に基づき、当社が責任を負担するものを合わせて、決算日現在20件係属しております。

現在係属中の喫煙と健康に関する訴訟のうち、主なものは、以下のとおりです。

(i) 個人訴訟

南アフリカにおいて当社の被補償者に対して1件の個人訴訟が提起されております。

南アフリカ 個人訴訟 (Joselowitz)

2000年10月に、当社の被補償者に対して、個人訴訟が提起されております。原告は、当該被補償者は健康に影響のある製品だと知りながらたばこ製品を販売し、依存性を助長させるためニコチン含有量を操作し、南アフリカの包装規制を遵守せず、子どもらによる喫煙を助長するため、ひそかに全世界で事業を行ったとして、補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めています。本訴訟は2001年2月以降手続停止中です。

また、アイルランドにおいて、当社グループ会社に対して1件の個人訴訟（手続停止中）が提起されております。なお、ロシアにおいて、当社グループ会社に対して2017年2月20日に1件の個人訴訟が提訴されております。

(ii) 集団訴訟

当社グループ会社又は当社の被補償者に対して、カナダにおいて8件の集団訴訟が係属中です。

カナダ ケベック州の集団訴訟 (Cecilia Letourneau)

1998年9月に、当社のカナダ子会社であるJTI-Macdonald Corp.（以下、JTI-Mac）を含むカナダのたばこ製造業者3社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、総額約3,969億円（約46億カナダドル）の補償的損害賠償（被告たばこ製造業者3社の連帯責任）に加え、総額約3,969億円（約46億カナダドル）の懲罰的損害賠償（被告たばこ製造業者3社の各マーケットシェアに応じて按分）を求めています。2005年2月に原告の集団適格は認められ、2012年3月から2014年12月にかけて本案審理が実施されました。

2015年5月に、ケベック州上位裁判所は第一審判決を下し、被告たばこ製造業者3社に対し、総額約113億円（1億31百万カナダドル）の懲罰的損害賠償を命じました（そのうち、JTI-Macの負担分は約11億円（約13百万カナダドル））。また、同裁判所は、被告各社に一定の責任があることを認めつつも、原告の請求額を裏付ける証拠が提示されなかったとして、補償的損害賠償に係る原告の請求を棄却しました。2015年6月、JTI-Macは、ケベック州控訴裁判所に対し本判決について控訴し、2016年11月、同控訴裁判所における審理が実施されました。判決の時期については未定です。

カナダ ケベック州の集団訴訟 (Conseil quebecois sur le tabac et la sante)

1998年11月に、JTI-Macを含むカナダのたばこ製造業者3社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、総額約1兆754億円（約124億カナダドル）の補償的損害賠償（被告たばこ製造業者3社の連帯責任）に加え、総額約701億円（約8億カナダドル）の懲罰的損害賠償（被告たばこ製造業者3社の各マーケットシェアに応じて按分）を求めています。2005年2月に原告の集団適格は認められ、2012年3月から2014年12月にかけて本案審理が実施されました。

2015年5月に、ケベック州上位裁判所は第一審判決を下し、被告たばこ製造業者3社に対し、総額約1兆3,401億円（155億カナダドル）の補償的損害賠償（連帯責任）を命じました（そのうち、JTI-Macの負担分は約1,742億円（20億15百万カナダドル））。また、同裁判所は上記補償的損害賠償額の大きさを考慮し、被告各社に対し約3百万円（30千カナダドル）の懲罰的損害賠償を命じております。2015年6月、JTI-Macは、ケベック州控訴裁判所に対し本判決について控訴し、2016年11月、同控訴裁判所における審理が実施されました。判決の時期については未定です。

カナダ サスカチュワン州の集団訴訟(Adams)

2009年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めております。本訴訟は、本案審理前の申立てにおいて手続停止中です。

カナダ マニトバ州の集団訴訟(Kunta)

2009年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めております。訴状は、既に当社の被補償者に対して送付されていますが、JTI-Macには送付されておられません。本訴訟は現在手続停止中です。

カナダ ノバスコシア州の集団訴訟(Semple)

2009年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、被告たばこ会社により製造された紙巻たばこに含まれるニコチン依存になったとする集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を被告たばこ会社に対して求めております。訴状は、既に当社の被補償者に対して送付されていますが、JTI-Macには送付されておられません。本訴訟は現在手続停止中です。

カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の集団訴訟(Bourassa)

2010年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めております。本訴訟は、現在本案審理前の申立てにおいて手続停止中です。

カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の集団訴訟(McDermid)

2010年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めております。本訴訟は、現在本案審理前の申立てにおいて手続停止中です。

カナダ オンタリオ州の集団訴訟(Jacklin)

2012年6月に、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、集団訴訟が提起されております。原告は、集団構成員に対する不特定額の補償的損害賠償と懲罰的損害賠償を求めております。本訴訟は、現在本案審理前の申立てにおいて手続停止中です。

(iii) 医療費返還訴訟

カナダにおいて、当社グループ会社及び当社の被補償者に対し、全10州（3準州を除く）の政府により提起された10件の医療費返還訴訟が係属中です。これらの州は、「たばこ関連不正行為」（tobacco related wrong）の結果として支出した、もしくは将来支出する医療費の返還を請求するために、州政府に対し、直接たばこ製造業者を提訴する権限を与える目的のために制定された州法に基づき提訴しております。

カナダ ブリティッシュ・コロンビア州の医療費返還訴訟

2001年1月に、「たばこの被害及び医療費返還法」に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、ブリティッシュ・コロンビア州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。同年、被告たばこ会社は、当該州法の合憲性について異議申立てを行いました。2005年9月に、カナダ最高裁判所により最終的に却下されております。本訴訟は、第一審において係属中です。本案審理前の準備手続は進行中ですが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

カナダ ニューブランズウィック州の医療費返還訴訟

2008年3月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、ニューブランズウィック州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ですが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

カナダ オンタリオ州の医療費返還訴訟

2009年9月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含むたばこ会社に対して、オンタリオ州政府により医療費返還訴訟が提起されております。訴状には、被告全体に対する連帯責任の主張は含まれているものの、総請求額4兆3,230億円（500億カナダドル）のうち各被告の負担額又は負担割合は特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ですが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

カナダ ニューファウンドランド・ラブラドル州の医療費返還訴訟

2011年2月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含またばこ会社に対して、ニューファウンドランド・ラブラドル州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ですが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

カナダ マニトバ州の医療費返還訴訟

2012年5月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含またばこ会社に対して、マニトバ州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ですが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

カナダ ケベック州の医療費返還訴訟

2012年6月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含またばこ会社に対して、ケベック州政府により医療費返還訴訟が提起されております。訴状には、被告全体に対する連帯責任の主張は含まれているものの、総請求額約5兆2,444億円（約607億カナダドル）のうち各被告の負担額又は負担割合は特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ですが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

カナダ アルバータ州の医療費返還訴訟

2012年6月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含またばこ会社に対して、アルバータ州政府により医療費返還訴訟が提起されております。訴状には、被告全体に対する連帯責任の主張は含まれているものの、少なくとも8,646億円（100億カナダドル）の総請求額のうち各被告の負担額又は負担割合は特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ですが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

カナダ サスカチュワン州の医療費返還訴訟

2012年6月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含またばこ会社に対して、サスカチュワン州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ですが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

カナダ プリンスエドワードアイランド州の医療費返還訴訟

2012年9月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含またばこ会社に対して、プリンスエドワードアイランド州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ですが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

カナダ ノバスコシア州の医療費返還訴訟

2015年1月に、上記のブリティッシュ・コロンビア州と同様の州法に基づき、JTI-Mac及び当社の被補償者を含またばこ会社に対して、ノバスコシア州政府により医療費返還訴訟が提起されております。請求額は、特定されておられません。本案審理前の準備手続は進行中ですが、本案審理の日程はまだ決まっておられません。

② その他の訴訟等

当社及び一部の子会社は、商事紛争、税務紛争その他の訴訟等においても当事者となっており、それらの中には、当事者に対し機密保持義務が課せられており、当該義務が免除されない限り内容等に係る開示ができないものもあります。

現在係属中の訴訟のうち、主なものは、以下のとおりです。

商事訴訟

日本 損害賠償請求訴訟

2010年2月に、旧株式会社加ト吉の元代表取締役会長兼社長が、旧株式会社加ト吉との間で締結した資産譲渡契約及び原告による連帯債務保証により損害を被ったとしてテーブルマークホールディングス株式会社（当社による旧株式会社加ト吉の買収後、名称変更）及びその子会社に対して提訴しております。原告は、資産譲渡契約の無効を主張しております。

(注) 外貨建の訴訟の金額は、決算日の為替レートにより円貨に換算しております。

40. 後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

① 当年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当年度
売上収益(百万円)	534,088	1,076,879	1,618,537	2,143,287
税引前四半期(当期)利益金額(百万円)	200,339	339,364	484,275	578,237
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益金額(百万円)	145,445	247,094	350,008	421,695
基本的1株当たり四半期(当期)利益金額(円)	81.22	137.98	195.44	235.47

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益金額(円)	81.22	56.76	57.47	40.03

② 重要な訴訟事件等

当社グループに関する重要な訴訟事件等については、連結財務諸表注記「39. 偶発事象」に記載のとおりです。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	154,666	74,565
売掛金	※2 52,269	※2 54,410
有価証券	110,000	50,000
商品及び製品	21,699	30,767
半製品	52,954	40,421
仕掛品	3,205	2,793
原材料及び貯蔵品	42,318	43,053
前渡金	1,849	2,196
前払費用	5,729	6,826
繰延税金資産	24,020	13,017
関係会社短期貸付金	45,797	44,085
その他	※2 13,502	※2 16,802
貸倒引当金	△26	△27
流動資産合計	527,980	378,907
固定資産		
有形固定資産		
建物	89,584	86,673
構築物	3,151	2,912
機械及び装置	62,769	52,941
車両運搬具	1,746	1,654
工具、器具及び備品	21,300	18,492
土地	78,383	75,118
建設仮勘定	2,440	2,530
有形固定資産合計	259,374	240,321
無形固定資産		
特許権	418	363
商標権	3,424	149,174
ソフトウェア	16,038	13,172
のれん	—	321,939
その他	1,687	2,892
無形固定資産合計	21,566	487,539
投資その他の資産		
投資有価証券	61,982	54,961
関係会社株式	1,854,137	1,669,714
関係会社出資金	782	—
関係会社長期貸付金	5,430	3,519
長期前払費用	6,689	5,904
繰延税金資産	8,821	—
その他	10,339	9,338
貸倒引当金	△315	△291
投資その他の資産合計	1,947,865	1,743,146
固定資産合計	2,228,805	2,471,006
資産合計	2,756,785	2,849,913

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 8,604	※2 8,618
短期借入金	—	58,245
1年内償還予定の社債	—	※1 20,000
リース債務	※2 4,303	※2 3,754
未払金	※2 82,212	※2 60,464
未払たばこ税	94,095	89,763
未払たばこ特別税	14,548	13,882
未払地方たばこ税	108,856	102,616
未払法人税等	82,169	24,994
未払消費税等	32,212	31,192
キャッシュ・マネージメント・システム預り 金	※3 251,827	※3 278,136
賞与引当金	5,290	5,596
その他	6,298	7,785
流動負債合計	690,416	705,045
固定負債		
社債	※1 211,604	※1 335,808
リース債務	※2 7,681	※2 6,355
退職給付引当金	130,530	131,165
繰延税金負債	—	4,987
その他	※2 3,486	※2 2,877
固定負債合計	353,301	481,194
負債合計	1,043,717	1,186,238

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	736,400	736,400
資本剰余金合計	736,400	736,400
利益剰余金		
利益準備金	18,776	18,776
その他利益剰余金		
新事業開拓事業者投資損失準備金	—	28
圧縮記帳積立金	47,587	43,687
圧縮記帳特別勘定	2,582	3,057
別途積立金	955,300	955,300
繰越利益剰余金	277,938	225,620
利益剰余金合計	1,302,183	1,246,469
自己株式	△444,333	△443,822
株主資本合計	1,694,250	1,639,047
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	29,791	26,207
繰延ヘッジ損益	△12,914	△3,373
評価・換算差額等合計	16,877	22,833
新株予約権	1,941	1,794
純資産合計	1,713,068	1,663,675
負債純資産合計	2,756,785	2,849,913

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
売上高	※1, ※6 732,483	※1, ※6 729,286
売上原価	※6 229,551	※6 208,648
売上総利益	502,931	520,638
販売費及び一般管理費	※2, ※6 271,227	※2, ※6 323,938
営業利益	231,704	196,700
営業外収益		
受取利息	※6 318	※6 237
受取配当金	※6 139,238	※6 6,929
その他	※6 5,142	※6 6,944
営業外収益合計	144,697	14,109
営業外費用		
支払利息	※6 951	※6 2,020
社債利息	1,703	3,884
その他	※6 1,759	※6 1,663
営業外費用合計	4,413	7,567
経常利益	371,989	203,242
特別利益		
固定資産売却益	※3 7,300	※3 36,638
子会社株式売却益	116,259	28,503
その他	408	1,073
特別利益合計	123,967	66,214
特別損失		
固定資産売却損	※4 158	※4 1,186
固定資産除却損	※5, ※6 15,740	※5, ※6 8,680
減損損失	3,707	593
事業整理損	※7 12,902	—
その他	※6 5,045	2,781
特別損失合計	37,552	13,240
税引前当期純利益	458,404	256,217
法人税、住民税及び事業税	104,829	65,901
法人税等調整額	8,566	16,708
法人税等合計	113,395	82,609
当期純利益	345,009	173,607

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						
					新事業開拓事業者投資損失準備金	圧縮記帳積立金	圧縮記帳特別勘定	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	736,400	736,400	18,776	—	44,531	17,043	955,300	109,126	1,144,777	
当期変動額											
新事業開拓事業者投資損失準備金の繰入											
圧縮記帳積立金の繰入						10,169			△10,169	—	
圧縮記帳積立金の取崩						△9,493			9,493	—	
税率変更による積立金の調整額						2,380			△2,380	—	
圧縮記帳特別勘定の繰入							2,453		△2,453	—	
圧縮記帳特別勘定の取崩							△17,043		17,043	—	
税率変更による特別勘定の調整額							129		△129	—	
剰余金の配当									△187,574	△187,574	
当期純利益									345,009	345,009	
自己株式の取得											
自己株式の処分									△29	△29	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	3,056	△14,461	—	168,811	157,406	
当期末残高	100,000	736,400	736,400	18,776	—	47,587	2,582	955,300	277,938	1,302,183	

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△344,447	1,636,730	21,087	△10,298	10,790	1,631	1,649,151
当期変動額							
新事業開拓事業者投資損失準備金の繰入							
圧縮記帳積立金の繰入		—					—
圧縮記帳積立金の取崩		—					—
税率変更による積立金の調整額		—					—
圧縮記帳特別勘定の繰入		—					—
圧縮記帳特別勘定の取崩		—					—
税率変更による特別勘定の調整額		—					—
剰余金の配当		△187,574					△187,574
当期純利益		345,009					345,009
自己株式の取得	△100,000	△100,000					△100,000
自己株式の処分	114	85					85
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			8,704	△2,617	6,087	310	6,397
当期変動額合計	△99,886	57,520	8,704	△2,617	6,087	310	63,917
当期末残高	△444,333	1,694,250	29,791	△12,914	16,877	1,941	1,713,068

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
				新事業開拓事業者投資損失準備金	圧縮記帳積立金	圧縮記帳特別勘定	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	736,400	736,400	18,776	—	47,587	2,582	955,300	277,938	1,302,183
当期変動額										
新事業開拓事業者投資損失準備金の繰入					28				△28	—
圧縮記帳積立金の繰入						3,913			△3,913	—
圧縮記帳積立金の取崩						△8,805			8,805	—
税率変更による積立金の調整額						992			△992	—
圧縮記帳特別勘定の繰入							2,987		△2,987	—
圧縮記帳特別勘定の取崩							△2,582		2,582	—
税率変更による特別勘定の調整額							69		△69	—
剰余金の配当									△229,223	△229,223
当期純利益									173,607	173,607
自己株式の取得										
自己株式の処分									△99	△99
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	28	△3,900	474	—	△52,318	△55,714
当期末残高	100,000	736,400	736,400	18,776	28	43,687	3,057	955,300	225,620	1,246,469

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△444,333	1,694,250	29,791	△12,914	16,877	1,941	1,713,068
当期変動額							
新事業開拓事業者投資損失準備金の繰入		—					—
圧縮記帳積立金の繰入		—					—
圧縮記帳積立金の取崩		—					—
税率変更による積立金の調整額		—					—
圧縮記帳特別勘定の繰入		—					—
圧縮記帳特別勘定の取崩		—					—
税率変更による特別勘定の調整額		—					—
剰余金の配当		△229,223					△229,223
当期純利益		173,607					173,607
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	512	413					413
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△3,584	9,541	5,956	△147	5,809
当期変動額合計	512	△55,203	△3,584	9,541	5,956	△147	△49,394
当期末残高	△443,822	1,639,047	26,207	△3,373	22,833	1,794	1,663,675

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物(建物附属設備を除く) 38~50年
機械及び装置 10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

特許権 8年
商標権 10年
ソフトウェア 5年
のれん 10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、主として、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、1956年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利通貨スワップについて、一体処理（振当処理、特例処理）の要件を満たしている場合には一体処理によっております。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微となります。

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微となります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、特別損失に区分掲記しておりました「事業構造強化費用」は、重要性が減少したため、当事業年度においては特別損失の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「事業構造強化費用」に表示していた3,333百万円は、特別損失の「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1. 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を当社の発行する社債の一般担保に供しております。社債権者は、当社の財産について他の一般債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有しております（ただし、国税及び地方税、その他の公的な義務の履行の場合を除く）。

※2. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）は、次のとおりです。

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
短期金銭債権	19,920百万円	25,277百万円
短期金銭債務	23,079	26,330
長期金銭債務	7,673	6,367

※3. 「キャッシュ・マネージメント・システム預り金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の受託です。

4. 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証等を行っております。
借入金等

	前事業年度 (2015年12月31日)		当事業年度 (2016年12月31日)		
JT International Company Netherlands B.V.	32,850百万円	(249百万EUR)	JT International Holding B.V.	58,311百万円	(500百万USD) 他
JT International Hellas A.E.B.E.	28,655	(218百万EUR)	JT International Hellas A.E.B.E.	40,698	(333百万EUR)
JTI Ireland Limited	17,267	(131百万EUR)	JT International S.A.	14,983	(80百万USD)
JT Tobacco International Taiwan Corp.	11,021	(3,000百万TWD)			(37百万EUR) (312百万RUB) 他
JT International Spol s r. o.	10,676	(2,195百万CZK)	LLC Petro	11,304	(5,886百万RUB)
その他 (36社)	56,108		その他 (39社)	54,893	
計	156,578		計	180,189	

(注) 上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。

(損益計算書関係)

※1. たばこ税込の売上高

	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
たばこ税込の売上高	2,011,896百万円	1,955,218百万円
(注) たばこ税込の売上高は売上高にたばこ税相当額を加えた金額です。		

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
販売促進費	42,265百万円	48,832百万円
報酬及び給料手当	30,772	28,260
賞与引当金繰入額	3,493	3,493
退職給付費用	11,658	11,928
委託手数料	27,469	23,743
減価償却費	16,470	66,520
研究開発費	45,589	47,783
販売費に属する費用のおおよその割合	49%	57%
一般管理費に属する費用のおおよその割合	51	43

※3. 固定資産売却益のうち主なものは、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
土地	6,865百万円	36,546百万円

※4. 固定資産売却損のうち主なものは、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
建物	49百万円	939百万円

※5. 固定資産除却損のうち主なものは、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
建物	12,573百万円	4,510百万円
機械及び装置	1,352	2,479

※6. 関係会社との取引は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
売上高	84,780百万円	89,831百万円
仕入高	88,434	73,784
販売費及び一般管理費	52,480	53,243
受取配当金	137,634	5,445
営業取引以外の取引高	28,329	22,191

※7. 前事業年度における「事業整理損」は、飲料事業撤退に係る費用です。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2015年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	41,580	42,716	1,136
合 計	41,580	42,716	1,136

当事業年度 (2016年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	41,580	39,806	△1,774
合 計	41,580	39,806	△1,774

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

区分	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
子会社株式	1,812,393	1,627,971
関連会社株式	163	163

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	22,158百万円	23,534百万円
共済年金給付負担金	19,625	16,379
退職応諾者未払金	10,418	4,293
その他	26,123	23,999
繰延税金資産小計	78,324	68,205
評価性引当額	△6,326	△11,136
繰延税金資産合計	71,998	57,070
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△22,404	△19,109
繰延ヘッジ損益	△35	△10,751
その他有価証券評価差額金	△12,764	△10,290
その他	△3,955	△8,890
繰延税金負債合計	△39,157	△49,040
繰延税金資産の純額	32,840	8,030

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2015年12月31日)	当事業年度 (2016年12月31日)
法定実効税率	35.41%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△11.17	
試験研究費等の税額控除	△0.63	
税率変更に伴う税率差	0.92	
その他	0.21	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.74	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した32.01%から、2017年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.66%に、2018年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.43%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は641百万円減少し、法人税等調整額が1,729百万円、その他有価証券評価差額金が534百万円、繰延ヘッジ損益が553百万円、それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 取得事業の内容

Reynolds American Inc. グループにおけるNatural American Spirit の米国外たばこ事業

(2) 企業結合を行った主な理由

国内市場の高価格帯で強いプレゼンスを有するNatural American Spirit を取得することで、当社のブランドポートフォリオを拡充し、競争力強化を図り、長期にわたる持続的利益成長を図るため。

(3) 企業結合日

2016年1月13日

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受

(5) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として事業を譲り受けたこと。

2. 財務諸表に含まれる取得事業の業績の期間

2016年1月13日から2016年12月31日まで

3. 取得原価及びその内訳

現金による取得対価 520,159百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額 357,710百万円

(2) 発生原因

国内たばこ事業における事業基盤拡充を含む、事業統合効果による超過収益力を反映したため。

(3) 償却期間及び償却期間

10年間にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

商標権 162,449百万円

(重要な後発事象)

子会社の有償減資

当社は、金融機関からの借入金の返済資金として2017年1月11日に子会社であるJT International Group Holding B.V. より約5億米ドル(約579億円)の有償減資を受けております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)
有形固定資産	建物	89,584	8,322	3,763 (120)	7,469	86,673	219,575
	構築物	3,151	438	310 (6)	367	2,912	11,453
	機械及び装置	62,769	6,840	3,301	13,366	52,941	161,926
	車両運搬具	1,746	455	89	459	1,654	1,717
	工具、器具及び備品	21,300	5,840	642	8,006	18,492	73,596
	土地	78,383	34	3,300 (467)	—	75,118	—
	建設仮勘定	2,440	2,234	2,144	—	2,530	—
	計	259,374	24,163	13,549 (593)	29,667	240,321	468,267
無形固定資産	特許権	418	11	—	66	363	—
	商標権	3,424	162,690	—	16,940	149,174	—
	ソフトウェア	16,038	3,962	82	6,746	13,172	—
	のれん	—	357,710	—	35,771	321,939	—
	その他	1,687	2,261	920	136	2,892	—
	計	21,566	526,634	1,002	59,659	487,539	—

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損による減少額です。

2. その他にはソフトウェア仮勘定等を含めております。

3. 当期増加額及び当期減少額のうち主な内訳は次のとおりです。

商標権	増加額	たばこ事業における商標権	162,449百万円
のれん	増加額	たばこ事業におけるのれん	357,710百万円

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	341	5	27	318
賞与引当金	5,290	5,596	5,290	5,596

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社ウェブサイトに掲載することとしており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.jti.co.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象株主 毎年12月31日及び6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された100株以上保有の株主 (2) 優待内容 自社商品（グループ会社の商品及び社名入り贈答品・記念品を含む）を贈呈 ① 100株以上200株未満保有の株主 1,000円相当 ② 200株以上1,000株未満保有の株主 2,000円相当 ③ 1,000株以上2,000株未満保有の株主 3,000円相当 ④ 2,000株以上保有の株主 6,000円相当 ※優待商品の贈呈に代えて社会貢献活動団体への寄付選択可

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

2016年3月23日関東財務局長に提出

事業年度（第31期）（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）

(2) 内部統制報告書

2016年3月23日関東財務局長に提出

事業年度（第31期）（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）

(3) 四半期報告書及び確認書

2016年5月6日関東財務局長に提出

（第32期第1四半期）（自 2016年1月1日 至 2016年3月31日）

2016年8月2日関東財務局長に提出

（第32期第2四半期）（自 2016年4月1日 至 2016年6月30日）

2016年11月1日関東財務局長に提出

（第32期第3四半期）（自 2016年7月1日 至 2016年9月30日）

(4) 臨時報告書

2016年3月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書です。

2016年6月17日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書です。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2016年7月5日関東財務局長に提出

2016年6月17日提出の臨時報告書に係る訂正報告書です。

(6) 訂正発行登録書

2016年3月24日、2016年6月17日及び2016年7月5日関東財務局長に提出

2015年8月4日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2017年3月24日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手塚正彦	Ⓔ
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川航史	Ⓔ
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋武尚	Ⓔ
--------------------	-------	------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の2016年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本たばこ産業株式会社の2016年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本たばこ産業株式会社が2016年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年3月24日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手塚正彦	㊞
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川航史	㊞
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋武尚	㊞
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社の2016年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。